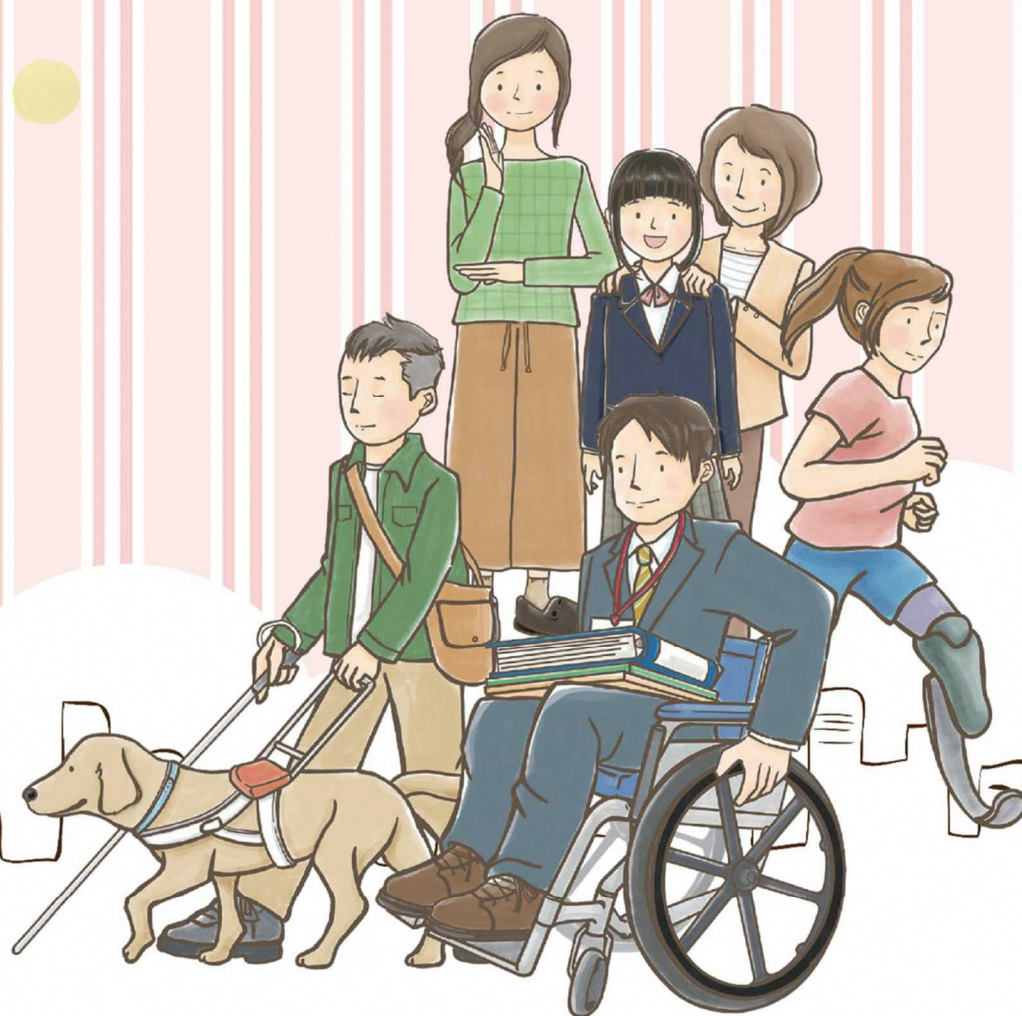


蕨市障害者計画

第6期 蕨市障害福祉計画

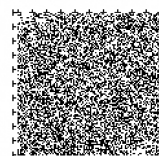
第2期 蕨市障害児福祉計画

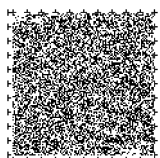
障害のある人となない人が、地域でともに支え合うまち わらび



蕨市

令和3年(2021年)3月





は じ め に

本市では、平成 27 年 3 月に障害者基本法に基づく障害者施策の基本である「蕨市障害者計画」、平成 30 年 3 月に障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの提供体制の確保や施策の円滑な実施を図る「第 5 期蕨市障害福祉計画」と障害のある子どもの健やかな育成を支援する「第 1 期蕨市障害児福祉計画」を策定し、これら 3 つの計画に基づいて、様々な施策を推進してまいりました。



この間の新たな取り組みでは、交流プラザさくら内に新たな生活介護事業所「風」を開設したほか、川口市に新たに開設した障害者入所施設に入所する蕨市民の支援の安定を図る「蕨市重度知的障害者入所施設運営費補助制度」を創設しました。更には、「手話通訳者養成準備コース」を新たに開設するなど、障害者福祉の充実を図ってきたところです。

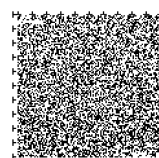
このたび、令和 2 年度をもって、3 つの計画期間が満了を迎えたことから、令和 3 年度から 6 年間の「蕨市障害者計画」、3 年間の「第 6 期蕨市障害福祉計画」及び「第 2 期蕨市障害児福祉計画」に加え、成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画となる「蕨市成年後見制度利用促進基本計画」を一体的に策定いたしました。

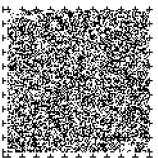
これらの新しい計画では、障害のある方に関わる様々な法律や制度の変化を踏まえた上で、支援の一層の充実に向けて障害福祉サービスの見込量とそれらを確保するための方策を定めており、蕨市障害者計画の基本理念である「障害のある人とない人が、地域でともに支え合うまち わらび」の実現に向け、本計画に掲げた施策を着実に推進してまいります。

おわりに、これらの計画の策定に当たり、障害のある方とご家族をはじめ、多くの市民の皆様にアンケート調査にご協力いただくとともに、障害福祉関係団体や蕨市障害者計画等策定懇談会委員の方々には、貴重なご意見・ご提言をいただきました。ここに厚くお礼を申し上げますとともに、計画の推進につきましても、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 3 年 3 月

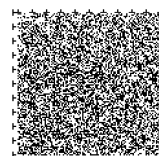
蕨市長 頼 高 英 雄



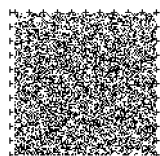


§ 目 次 §

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	3
2 計画の位置付けと期間	7
第2章 障害者（児）の現状	11
1 障害のある人の数の推移	13
2 障害福祉サービス等の利用状況	17
3 地域資源の状況	23
4 福祉に関するアンケート調査結果	24
5 団体ヒアリング結果	36
第3章 計画の基本的な考え方	39
1 基本理念	41
2 基本方針	42
3 施策の体系	44
4 基本的視点	46
第4章 蕨市障害者計画の施策展開	49
基本方針Ⅰ 差別解消と権利擁護の推進	51
基本目標（1）障害者の人権の尊重	51
基本目標（2）地域交流と当事者参画の促進	54
基本方針Ⅱ 地域包括支援体制の整備	59
基本目標（1）相談体制と情報提供の充実	59
基本目標（2）人材育成とサービスの質の向上	63
基本目標（3）地域生活支援拠点の整備	65
基本方針Ⅲ 誰もが参加できる社会へ	66
基本目標（1）雇用・就労の促進	66
基本目標（2）豊かな地域活動の促進	69
基本方針Ⅳ 地域での自立支援の充実	71
基本目標（1）地域生活を支えるサービスの充実	71
基本目標（2）日中活動の場の充実	75
基本目標（3）暮らしの場の確保	77
基本目標（4）保健・医療との連携	79

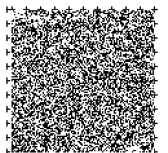


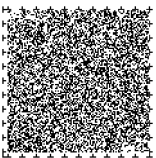
基本方針Ⅴ 障害児支援の充実	83
基本目標（１）療育・教育の充実	83
基本目標（２）子どもの成長への支援の充実	86
基本方針Ⅵ 安全・安心なまちづくり	88
基本目標（１）福祉のまちづくりの推進	88
基本目標（２）防災と災害時の支援体制の充実	89
 第５章 障害福祉サービス等の推進	
（第６期蕨市障害福祉計画・第２期蕨市障害児福祉計画）	93
１ 成果目標	95
２ 障害福祉サービス等の見込量	104
 第６章 成年後見制度の利用促進	
（蕨市成年後見制度利用促進基本計画）	115
１ 計画策定の背景と趣旨	117
２ 計画の位置付け	119
３ 計画の期間	119
４ 計画の基本的な考え方	119
５ 成年後見制度を促進するための事業	120
 第７章 計画の推進	123
１ 計画の推進のために	125
２ 推進体制の整備	125
 資料編	127
１ 蕨市障害者計画等策定懇談会設置要綱	129
２ 蕨市障害者計画等策定懇談会委員名簿	130
３ 蕨市障害者計画等策定庁内連絡会設置要綱	131
４ 蕨市障害者計画等策定庁内連絡会委員名簿	132
５ 計画策定経過	133



第 1 章

計画策定にあたって





1 計画策定の背景と趣旨

蕨市では、平成27（2015）年3月に、障害者基本法に基づく「蕨市障害者計画」と、障害者自立支援法に基づく「第4期障害福祉計画」を一体的に策定し、その後、平成30（2018）年3月には第5期蕨市障害福祉計画及び第1期蕨市障害児福祉計画を策定し、蕨市の障害者施策を総合的に推進してきました。

近年では、「難病医療法」の施行により、医療費助成の法定化、対象となる難病の範囲の拡大がなされたこと、「発達障害者支援法」の改正により、乳幼児期から成人期に至る発達障害者への切れ目のない支援の重要性が明確に示されたこと、さらに平成30（2018）年4月からは改正された障害者雇用促進法により法定雇用率算定に精神障害者も算定されることなどに伴い、相談や福祉サービス、就労や社会参加への支援対象の拡大や、そのニーズの多様化・多重化・複雑化が進んでいます。

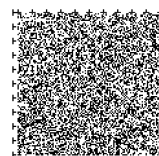
また、平成28（2016）年4月からは障害を理由とする差別の禁止、合理的な配慮の提供義務などを定めた障害者差別解消法が施行されており、あらゆる分野において障害のある人の権利の保障、人権尊重の観点から様々な施策の見直しが求められています。

さらに、前回の第5期障害福祉計画策定に向けた国の指針では、一人ひとりの生活課題に総合的に対応していく「地域共生社会」の実現に向けた動きや、精神障害者支援の充実のほか、障害児支援の一層の充実を図るため、市町村に「障害児福祉計画」の策定を義務付けられたところです。

蕨市でもこの間、生活介護事業所の新設、精神障害のある方を対象とした就労継続支援B型事業所の設置、事業内容の拡充、蕨市、川口市、戸田市の南部障害保健福祉圏域における新しい入所施設の確保など、地域生活を支える様々な取組を進めているところです。

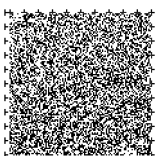
第6期障害福祉計画策定に向けては、これらの取組を継続しつつ、着実に地域に根付かせていくことが大切です。

こうした障害者施策の改革期にあって、蕨市は、ここに「蕨市障害者計画」、「第6期蕨市障害福祉計画」、「第2期蕨市障害児福祉計画」を策定し、あらゆる障害のある人が、住み慣れた地域で自立して、自分らしくいきいきと生活していけるよう、障害のある人の人権の尊重という観点に立って、基本理念と施策の方向性を示すとともに、具体的事業を体系化し、障害者施策の総合的な展開を図ります。

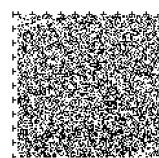


【障害者施策をめぐる近年の動き】

「埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例」の施行	障害者の権利に関する条約、障害者基本法及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、障害を理由とする差別を解消するとともに、障害のある人もない人も共生する社会の実現を目的とした県条例です。県、県民、地域活動団体及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めています。（平成28年4月施行）
「埼玉県手話言語条例」の施行	手話は言語であるとの認識に基づき、ろう者とろう者以外の人が手話によって心を通わせ、お互いを尊重し共生できる社会の実現を目指し、県の責務、県民、事業者の役割を定めています。（平成28年4月施行）
「障害者基本計画（第4次）」の策定	計画期間は平成30年度～令和4年度。計画の基本的方向として、①社会のバリア（社会的障壁）除去をより強力に推進、②障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保、③障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進、④着実かつ効果的な実施のための成果目標の充実などが示されました。（平成30年3月制定）
「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行	障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的としています。（平成30年6月施行）
「ユニバーサル社会実現推進法」の施行	正式名称は「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」。「ユニバーサル社会」を障害の有無、年齢等にかかわらず、国民1人1人が、社会の対等な構成員として、その尊厳が重んぜられるとともに、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその能力を十分に発揮し、もって国民一人一人が相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会と定義しています。ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的としています。（平成30年12月施行）



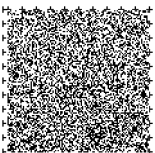
「読書バリアフリー法」の施行	正式名称は「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」。障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的として、視覚障害者等（＝視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。（令和元年 6 月施行）
「障害者の雇用の促進法等に関する法律」の一部改正	障害者の雇用を一層促進するため、自ら率先して障害者を雇用するよう努めることを国及び地方公共団体の責務として規定しています。また、民間事業者における短時間労働以外の労働が困難な状況にある障害者の雇入れ及び継続雇用の支援、国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を規定しています。（令和元年 6 月成立 順次施行）
「バリアフリー法」の一部改正	正式名称は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」。公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化とともに、国民に向けた広報啓発の取組促進を規定しています。また、今回新たに市町村による「心のバリアフリー」の推進に関する事項が追加されました。（令和 2 年 5 月成立、令和 3 年 4 月施行）
「電話リレーサービス法」の施行	正式名称は「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律。国による基本方針の策定と、聴覚障害者が手話通訳士などを介して連絡を取る「電話リレーサービス」（パソコンやスマートフォンの画面を通じて手話や文字で発信し、通訳が通話先にその内容を伝えるもの）を制度化し、交付金制度の創設を整備しています。（令和 2 年 6 月成立、1 2 月施行）
地域共生社会の実現のための「社会福祉法」等の一部改正	地域共生社会の実現を図るため、地域における包括的相談体制の強化、アウトリーチによる引きこもり対応強化、住民同士の交流拠点の開設支援、関係機関の連携による一体的支援などによる、「重層的支援体制の整備」に取り組むことなどが規定されました。（令和 2 年 6 月成立、令和 3 年 4 月施行）



◎障害福祉計画に係る基本指針の主な内容
(令和2年5月19日「基本的な指針の一部改正について」厚生労働省通知より)

【主なポイント】

- **地域における生活の維持及び継続の推進**
日中サービス支援型共同生活援助により常時の支援体制を確保するなど、地域生活の継続を可能にする体制を確保する。
- **精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築**
 - ・精神病床から退院後の地域における平均生活日数を成果目標に追加する。
 - ・アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策を推進する（連携体制の構築、依存症の理解促進等）。
- **福祉施設から一般就労への移行等**
 - ・就労移行支援、就労継続支援 A・B 型の成果目標を整理する。就労定着支援事業の利用促進を成果目標に追加する。
 - ・農福連携の推進、大学在学中の学生の就労移行支援の利用促進、高齢障害者に対する就労支援の取組を進めることが望ましい。
- **「地域共生社会」の実現に向けた取組**
引き続き地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む。
- **発達障害者支援の一層の充実**
 - ・ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障害者等の家族等に対する支援体制を確保する。
 - ・発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保する。
- **障害児通所支援等の地域支援体制の整備**
 - ・難聴児の支援体制の構築。児童発達支援センターや障害児入所施設について、今後果たすべき役割を整理する。
 - ・重症心身障害児及び医療的ケア児のニーズ把握が必要。
- **相談支援体制の充実・強化等**
 - ・相談支援体制の検証・評価を行い、各機能の更なる強化・充実にに向けた検討を行う体制を確保する。
- **障害者の社会参加を支える取組**
 - ・都道府県による障害者の文化芸術活動を支援するセンターの設置及び広域的な支援を行うセンターの設置を推進する。
 - ・視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進する。
- **障害福祉サービス等の質の向上**
 - ・サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供が行えているかどうかを情報収集するなどの取組体制を構築する。
- **福祉人材の確保**
 - ・研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場の魅力の積極的な周知・広報等の取組が重要である。



2 計画の位置付けと期間

(1) 計画の位置付け

- ・この計画は、「障害者計画」、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を一体的に定めた計画です。
- ・この計画は、国の「障害者基本計画」及び「埼玉県障害者支援計画」の内容を踏まえるとともに、「コンパクトシティ蕨」将来ビジョン、蕨市高齢者福祉計画・介護保険事業計画、わらび健康アップ計画、蕨市子ども・子育て支援事業計画など、市の他の計画との整合性を図りながら策定しています。
- ・この計画は、アンケート調査や懇談会、団体ヒアリングなどによる市民意見を反映して策定しています。
- ・また、この計画の第6章は、成年後見制度利用促進法第14条に基づく市町村計画に位置付けます。

« 障害者計画 »

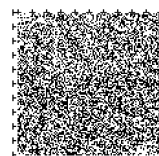
障害者計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく計画であり、市の障害者福祉施策の基本計画として、施策の基本的方向と具体的方策を明らかにするものです。

« 障害福祉計画 »

障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく計画であり、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的としています。

« 障害児福祉計画 »

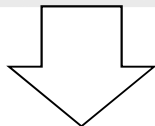
障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく計画であり、障害児通所支援等のサービスの提供体制の確保のための計画として定めるものです。



「コンパクトシティ蕨」将来ビジョン

安心とにぎわい みんなにათათかい 日本一のコンパクトシティ蕨

分野別目標「みんなにათათかく健康に生活できるまち」



《障害分野の各計画イメージ》

障害者計画

障害者基本法に基づく市町村障害者計画として策定されるものです。障害者計画は市の障害者施策に関する基本計画として、施策の基本的方向と具体的方策を明らかにするものです。

障害福祉計画

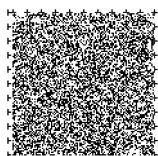
障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画として策定されるものです。障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項を明らかにするものです。

障害児福祉計画

児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画として策定されるものです。障害児の通所支援サービスをはじめ、地域療育支援体制の整備に関する事項を明らかにするものです。

（２）計画の期間

「蕨市障害者計画」は、令和３（２０２１）年度から令和８（２０２６）年度までの６年間を計画期間とします。「第６期蕨市障害福祉計画」、「第２期蕨市障害児福祉計画」は、令和３（２０２１）年度から令和５（２０２３）年度までの３年間を計画期間とします。なお、いずれの計画も、国・県の行政施策の動向、社会情勢や制度の変化、計画の進捗状況により、必要に応じて見直しを行うこととします。



（３）計画の対象者の範囲

この計画における「障害者」とは、身体障害者福祉法に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者（知的障害者を除く。）のうち18歳以上である者及び難病患者等のうち18歳以上である者をいいます。

「障害児」とは、児童福祉法に規定する障害児及び精神障害者や難病患者等のうち18歳未満である者をいいます。

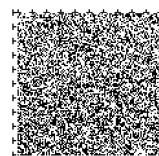
また、発達障害（学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD））や高次脳機能障害のある人なども対象とします。

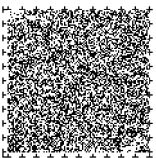
この計画は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む）、難病、その他心身の機能に障害のある人で、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とし、その家族や地域、社会全体への働きかけも含めた施策を推進するものです。

■「障害者」という表現について ■

障害のある人を適切に表現するには難しい面があり、障害を特別視して「障害者」としてひとくくりに表したり、これと対比した表現として「健常者」が用いられることもあります。

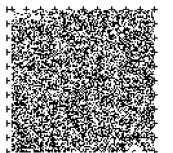
しかしながら、障害はその人の一部分にすぎないこと、障害の中には社会制度や生活環境の不十分さにより生じているものも少なくないという視点からは、いずれも適切さに欠ける面があります。そのため、この計画の中では、「障害のある人・ない人」という表現を用いています。なお、法律上の名称や、文脈上やむをえない場合には「障害者」という表現を用いることもありますが、その場合も、障害はその人の一部分に過ぎないという考えを踏まえたものとして用いています。

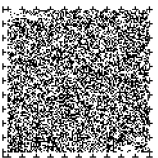




第 2 章

障害者（児）の現状





1 障害のある人の数の推移

障害のある人の数（令和元（2019）年度3月末現在・各手帳所持者数）は全体で2,895人、その内訳は身体障害のある人が1,877人、知的障害のある人が395人、精神障害のある人が623人となっています。

総人口に占める割合をみると、身体障害のある人は2.48%、知的障害のある人の割合は0.52%、精神障害のある人は0.82%となっています。

総人口に占める身体障害の割合は、わずかながら減少傾向、知的障害では横ばいで推移していますが、精神障害では増加傾向がみられます。

■ 障害のある人の数 ■

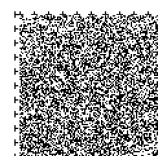
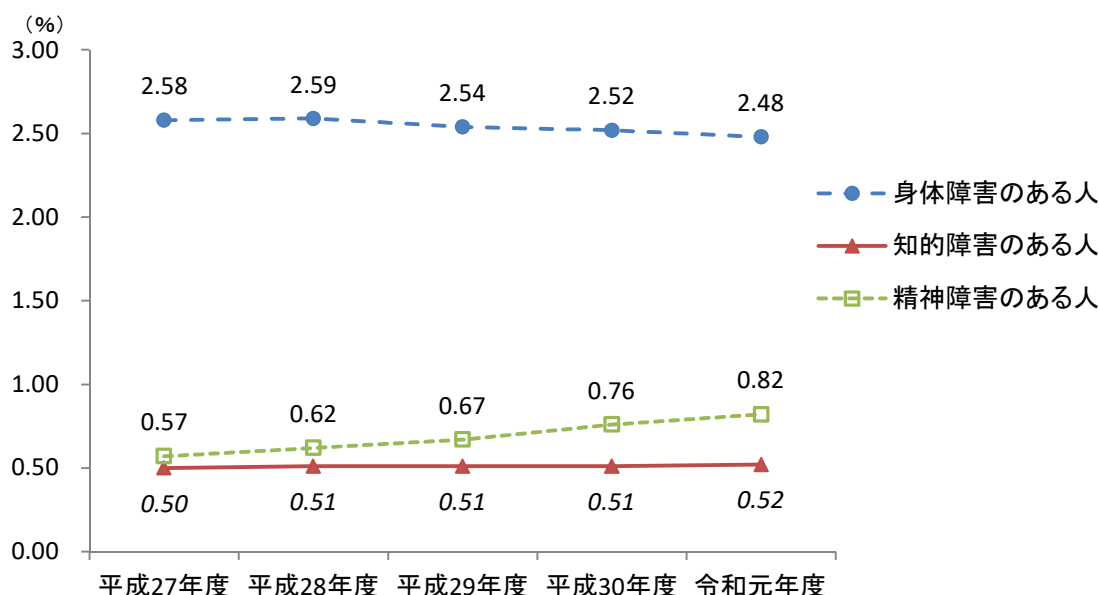
（単位：人）

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
総人口	73,304	73,800	74,693	75,254	75,654
身体障害のある人	1,892	1,908	1,899	1,900	1,877
知的障害のある人	365	376	384	387	395
精神障害のある人	418	457	503	569	623

資料：市民課（翌年4月1日現在総人口）

：福祉総務課・保健センター（各年度末現在手帳所持者数）

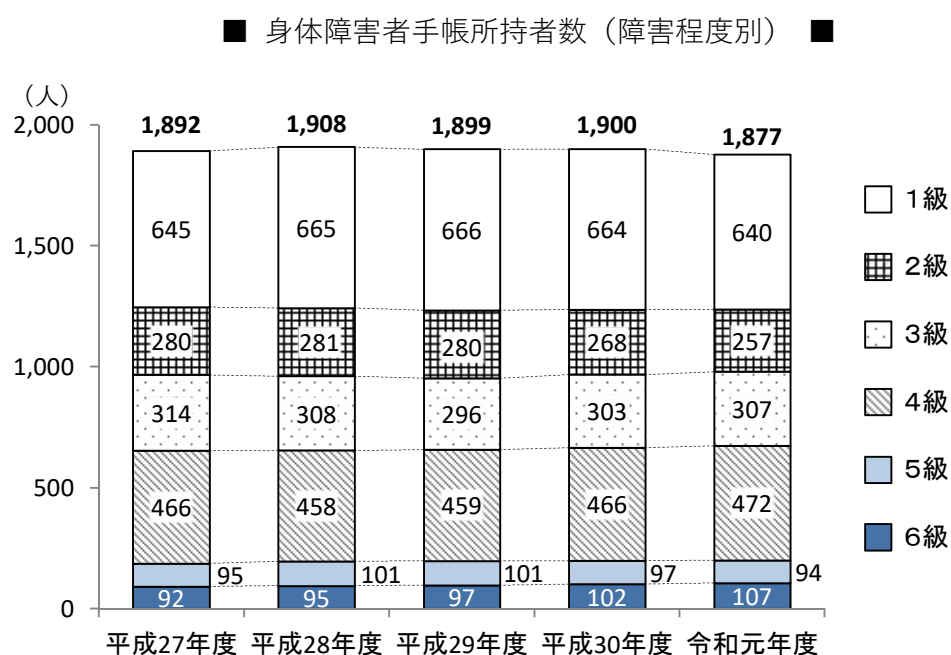
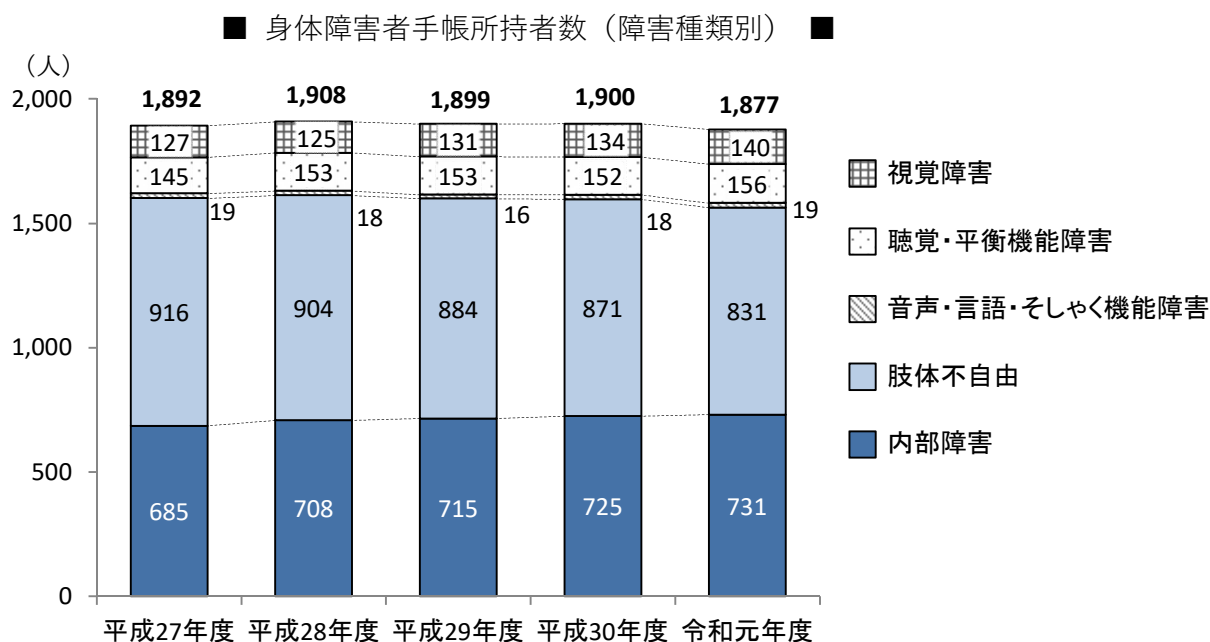
■ 総人口に占める障害のある人の割合の推移 ■



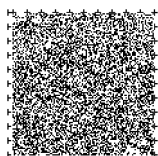
(1) 身体障害のある人

令和元（2019）年度3月末現在における身体障害の種類別の状況は、肢体不自由が831人（全体の44.3%）と最も多く、次いで内部障害731人（同38.9%）、聴覚・平衡機能障害156人（同8.3%）、視覚障害140人（同7.5%）の順となっています。平成27（2015）年度以降、肢体不自由は減少、内部障害は増加の傾向です。

また、障害程度別では1級の占める割合が多くなっています。



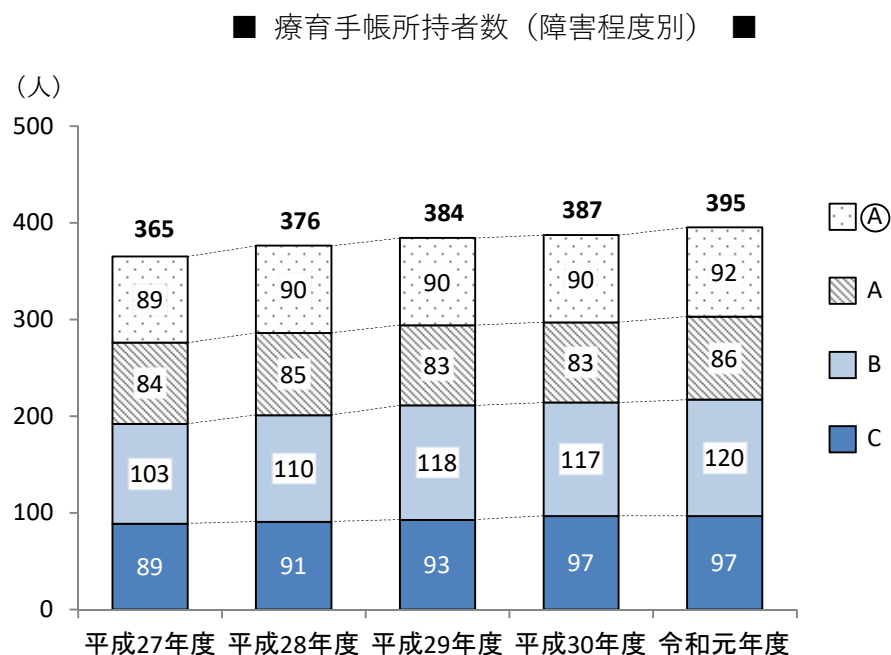
資料：福祉総務課（各年度末現在）



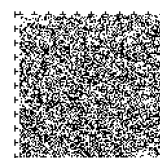
(2) 知的障害のある人

令和元（2019）年度3月末現在における知的障害の程度別の状況は、㊤（最重度）が92人（全体の23.3%）、A（重度）が86人（同21.8%）、B（中度）が120人（同30.4%）、C（軽度）が97人（同24.6%）となっています。

平成27（2015）年度の状況と比較すると、全体的に微増の傾向です。



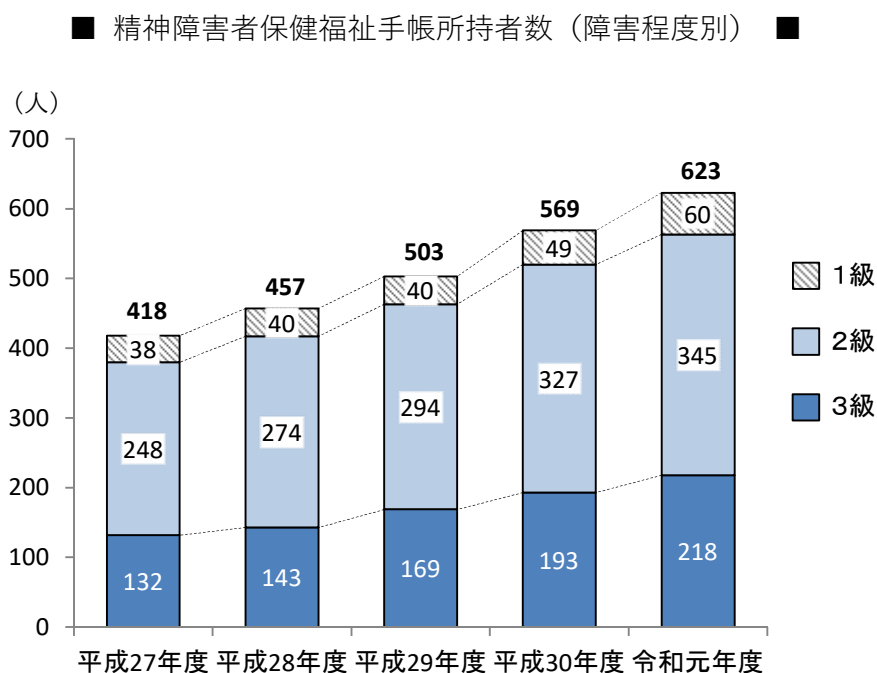
資料：福祉総務課（各年度末現在）



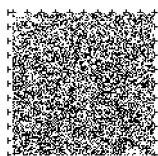
(3) 精神障害のある人

令和元（2019）年度 3 月末現在における精神障害者保健福祉手帳所持者の程度別の状況は、1 級が60人（手帳所持者数合計の9.6%）、2 級が345人（同55.4%）、3 級が218人（同35.0%）となっています。

平成27（2015）年度の状況と比較すると、いずれの障害程度でも増加しており、特に 3 級は約65%の増加率となっています。



資料：保健センター（各年度末現在）



2 障害福祉サービス等の利用状況

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス及び地域生活支援事業の利用実績は、以下のようになっています。

※「実績値」の数値は特に断りのない限り10月利用分実績を表示しています。

※「計画値」は、第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画における見込量です。

(1) 障害福祉サービスの実績

訪問系サービス

サービス名	実績値			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等 包括支援	2,496 時間 104 人	2,609 時間 113 人	2,766 時間 114 人	2,400 時間 100 人	2,520 時間 105 人	2,640 時間 110 人

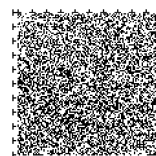
※数値は訪問系サービス全体。一月当たりの利用時間及び利用人数

日中活動系サービス

サービス名	実績値			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
生活介護	65 人 1,180 人日	64 人 1,139 人日	69 人 1,309 人日	60 人 1,320 人日	61 人 1,342 人日	65 人 1,430 人日
療養介護	9 人	9 人	9 人	9 人	9 人	9 人
短期入所 (ショートステイ)	32 人 194 人日	40 人 278 人日	32 人 220 人日	50 人 250 人日	52 人 260 人日	56 人 280 人日
自立訓練 (機能訓練)	1 人 18 人日	2 人 25 人日	2 人 23 人日	1 人 22 人日	1 人 22 人日	1 人 22 人日
自立訓練 (生活訓練)	3 人 67 人日	2 人 53 人日	7 人 163 人日	2 人 44 人日	2 人 44 人日	2 人 44 人日
就労移行支援	15 人 290 人日	20 人 420 人日	21 人 388 人日	29 人 638 人日	32 人 704 人日	35 人 770 人日
就労継続支援 (A型)	22 人 482 人日	24 人 399 人日	17 人 347 人日	22 人 484 人日	24 人 528 人日	26 人 572 人日
就労継続支援 (B型)	60 人 1,157 人日	64 人 1,178 人日	89 人 1,502 人日	56 人 1,232 人日	57 人 1,254 人日	58 人 1,276 人日
就労定着支援	5 人	8 人	10 人	1 人	1 人	1 人

※数値は一月当たり、「人」は利用者実人数、「人日」は利用者延人数

※生活介護は施設入所者の利用者を除く



居住系サービス

サービス名	実績値			計画値		
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
共同生活援助 (グループホーム)	42 人分	42 人分	47 人分	48 人分	50 人分	52 人分
施設入所支援	43 人分	44 人分	46 人分	47 人分	47 人分	47 人分
自立生活援助	0 人分	0 人分	0 人分	1 人分	1 人分	1 人分

※数値は一月当たり、「人」は利用者実人数

計画相談支援・地域相談支援

サービス名	実績値		計画値		
	平成 30 年度	令和元年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
計画相談支援	330 人分	342 人分	377 人分	387 人分	397 人分
地域移行支援	0 人分	0 人分	0 人分	1 人分	1 人分
地域定着支援	0 人分	0 人分	0 人分	0 人分	0 人分

※数値は、各年度の利用者実人数

(2) 地域生活支援事業の実績

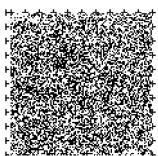
相談支援

サービス名	実績値			計画値		
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
障害者相談支援事業	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所
基幹型相談支援 センター	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援制度

サービス名	実績値		計画値		
	平成 30 年度	令和元年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
成年後見制度 利用支援事業	2 人分	0 人分	2 人分	3 人分	3 人分
成年後見制度 法人後見支援事業	—	—	—	—	—

※数値は、各年度の利用者実人数



日常生活の支援

① 意思疎通支援事業

サービス名	実績値		計画値		
	平成 30 年度	令和元年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
手話通訳者派遣事業	230 人	278 人	340 人	360 人	380 人
	199 件	252 件	320 件	340 件	360 件
要約筆記者派遣事業	6 人	11 人	9 人	12 人	12 人
	2 件	5 件	2 件	3 件	3 件
手話通訳者養成事業	208 人	95 人	126 人	126 人	126 人
	45 件	43 件	45 件	45 件	45 件

※ 手話通訳者・要約筆記者派遣事業の上段は派遣延人数、下段は派遣延件数
手話通訳者養成事業の上段は手話通訳者養成講習会参加延人数、下段は開催件数

② 日常生活用具給付等

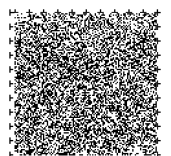
サービス名	実績値		計画値		
	平成 30 年度	令和元年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
日常生活用具給付等事業	1,364 件	1,409 件	1,409 件	1,409 件	1,409 件
介護・訓練支援用具	0 件	1 件	0 件	0 件	0 件
自立生活支援用具	1 件	6 件	3 件	3 件	3 件
在宅療養等支援用具	3 件	4 件	3 件	3 件	3 件
意思・情報疎通支援用具	6 件	7 件	8 件	8 件	8 件
排せつ管理支援用具	1,347 件	1,389 件	1,395 件	1,395 件	1,395 件
居宅生活動作補助用具	1 件	2 件	0 件	0 件	0 件

※ 数値は、各年度の延件数

③ 移動支援事業

サービス名	実績値		計画値		
	平成 30 年度	令和元年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
移動支援事業	34 か所	38 か所	37 か所	37 か所	37 か所
	781 人分	775 人分	752 人分	752 人分	752 人分
	14,121 時間	13,912 時間	17,000 時間	17,000 時間	17,000 時間

※数値は、各年度の延件数



地域活動支援センター

サービス名	実績値		計画値		
	平成 30 年度	令和元年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
地域活動支援センター 利用者数	10,393 人	10,265 人	8,000 人	8,000 人	8,000 人
基礎的事業 (か所数)	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所
機能強化事業 (か所数)	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所

※利用者数は、各年度の延人数

理解促進研修・啓発事業

サービス名	実績値		計画値		
	平成 30 年度	令和元年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
理解促進研修 ・啓発事業	2 事業	3 事業	2 事業	2 事業	2 事業

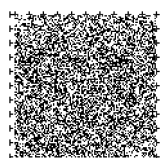
自発的活動支援事業

サービス名	実績値			計画値		
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

その他の事業(任意事業)

サービス名	実績値		計画値		
	平成 30 年度	令和元年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
訪問入浴サービス事業	118 件	95 件	190 件	190 件	190 件
更生訓練費給付事業	127 件	104 件	125 件	130 件	135 件
日中一時支援事業	250 件	241 件	140 件	150 件	160 件
社会参加促進事業計	1 件	2 件	2 件	2 件	2 件
自動車運転免許取得 助成事業	1 件	0 件	1 件	1 件	1 件
自動車改造助成事業	0 件	2 件	1 件	1 件	1 件

※数値は、各年度の延件数



(3) 障害児支援等の実績

サービス名	実績値			計画値		
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援	23 人 288 人日	38 人 550 人日	49 人 619 人日	30 人 360 人日	32 人 384 人日	34 人 408 人日
医療型 児童発達支援	0 人 0 人日	0 人 0 人日	0 人 0 人日	1 人 10 人日	1 人 10 人日	2 人 20 人日
放課後等 デイサービス	74 人 1,291 人日	80 人 1,573 人日	85 人 1,268 人日	101 人 1,111 人日	106 人 1,166 人日	110 人 1,210 人日
保育所等 訪問支援	2 人 7 人日	4 人 19 人日	8 人 37 人日	1 人 1 人日	1 人 1 人日	2 人 2 人日
居宅訪問型 児童発達支援	0 人 0 人日	0 人 0 人日	0 人 0 人日	1 人 1 人日	1 人 1 人日	1 人 1 人日

※数値は一月当たり、「人」は利用者実人数、「人日」は月利用者延人数

障害児相談支援

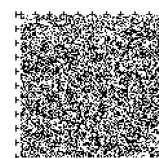
サービス名	実績値		計画値		
	平成 30 年度	令和元年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
障害児 相談支援	128 人分	152 人分	109 人分	116 人分	125 人分

児童発達支援センター等を中核とした地域支援体制の整備

サービス名	実績値			計画値		
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
施設数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

医療的ケア児に対する関連分野の支援と調整するコーディネーターの配置数

サービス名	実績値			計画値		
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
配置数	0 人	2 人	2 人	1 人	2 人	3 人

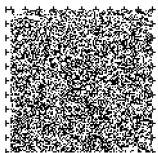


医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置数

サービス名	実績値			計画値		
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
設置数	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

主に重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

サービス名	実績値			計画値		
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
施設数	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	1 か所

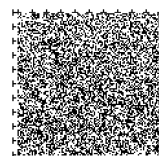


3 地域資源の状況

地域の障害福祉関連施設の設置状況は、以下のとおりです。

令和2.10.31 現在

施設名	サービス内容	設置箇所
蕨市多機能型事業所 スマイル松原	生活介護	蕨市錦町 3-3-27 総合社会福祉センター内
	就労移行支援	
	就労継続支援 B 型	
蕨市障害者福祉センター ドリーマ松原	地域活動支援センター	蕨市錦町 3-3-27 総合社会福祉センター内
	障害者相談支援センター	
	障害者就労支援センター	
糸ぐるま	地域活動支援センター	蕨市北町 2-9-23 ツカサビル 3 階
	相談支援事業	
つむぎ	就労継続支援 B 型	蕨市北町 2-9-23 ツカサビル 2 階
宅配弁当 らくらく	就労継続支援 B 型	蕨市中央 7-21-8 ツインズわらび 1 階
相談支援センターまゆコム	相談支援事業	蕨市南町 2-21-2 蕨市交流プラザさくら 1F
生活介護事業所風	生活介護	蕨市南町 2-21-2 蕨市交流プラザ 1F
ディーキャリア蕨オフィス	就労移行支援	蕨市中央 1-11-2 ユーハイツ 1 階 101
パン工房いちょう	地域活動支援センター	蕨市中央 4-21-3
のどか	共同生活援助（グループホーム）	蕨市錦町 5-9-22
紙ふうせん	共同生活援助（グループホーム）	蕨市錦町 3-1-5
LITALICOジュニア わらび教室	児童発達支援	蕨市中央 1-16-38 森ビル 1 階
	保育所等訪問支援	
蕨地域福祉事業所 児童デイ サービス「ふれんど」	放課後等デイサービス	蕨市錦町 4-8-31 コーポチェリー
DEKITA 蕨	放課後等デイサービス	蕨市塚越 1-11-11
放課後等デイサービス ブルースター	放課後等デイサービス	蕨市錦町 3-10-17号-2F
ヒーローズ蕨教室	放課後等デイサービス	蕨市北町 2-12-9-1 階
ヒーローズ蕨中央教室	放課後等デイサービス	蕨市中央 5-12-11
あすなろ学園	児童発達支援センター	戸田市美女木 4-27-13
	保育所等訪問支援	
	障害児相談支援事業	



4 福祉に関するアンケート調査結果

計画策定にあたり、身体障害者、知的障害者、精神障害者の生活実態や要望、障害者福祉への理解度等を把握することを目的に、「障害者福祉に関するアンケート調査」を実施しました。その主な結果は以下の通りです。

(1) 調査の概要

1 調査対象者及び回収状況

調査名		配布数	回収数	回収率
① 当事者調査	身体障害者手帳所持者	1,799 件	986 件	54.8%
	療育手帳所持者	317 件	144 件	45.4%
	精神保健福祉手帳所持者	515 件	223 件	43.3%
	児童通所	64 件	25 件	39.1%
	合 計	2,695 件	1,378 件	51.1%
② 一般市民調査		600 件	241 件	40.2%

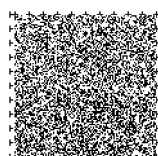
2 調査方法と調査期間

調査方法：郵送によるアンケート調査

調査期間：令和2（2020）年6月26日（金）～7月17日（金）

3 調査結果を見る上での注意事項

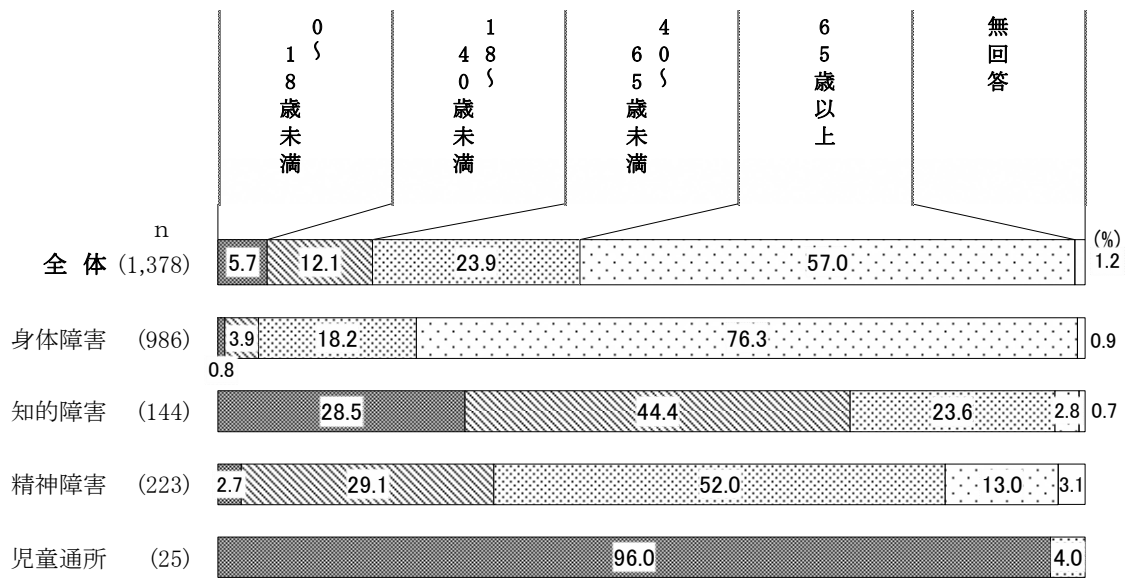
- ・本文、表、グラフなどに使われる「n」は、各設問に対する回答者数です。
- ・百分率（%）の計算は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで表示しています。したがって、単数回答（1つだけ選ぶ問）においても、四捨五入の影響で、%を足しあわせて100%にならない場合があります。また、複数回答（2つ以上選んでよい問）においては、%の合計が100%を超える場合があります。
- ・回答者数が少数の場合、比率が上下しやすいため、傾向を見るにとどめ、本文中では触れていない場合があります。



①当事者調査

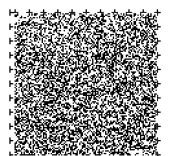
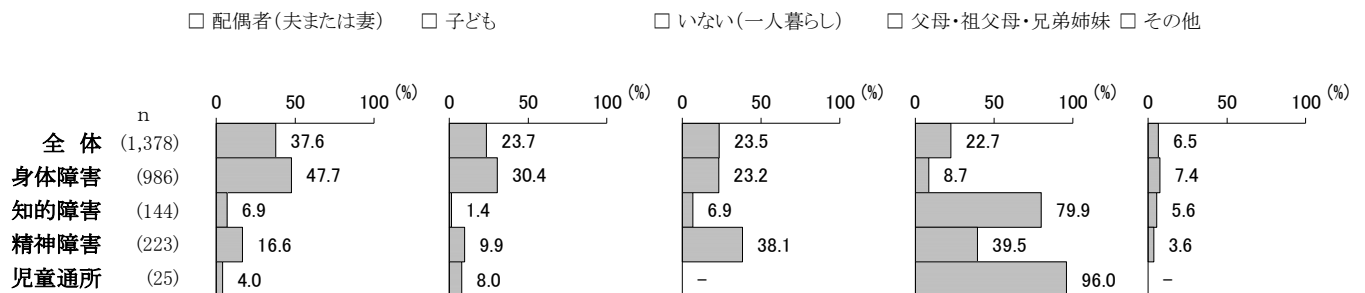
本人のことについて

◆年齢（令和2年6月1日現在）：身体障害では「65歳以上」が76.3%、知的障害では「18～40歳未満」が44.4%、精神障害では「40～65歳未満」が52.0%で最も多くなっています。



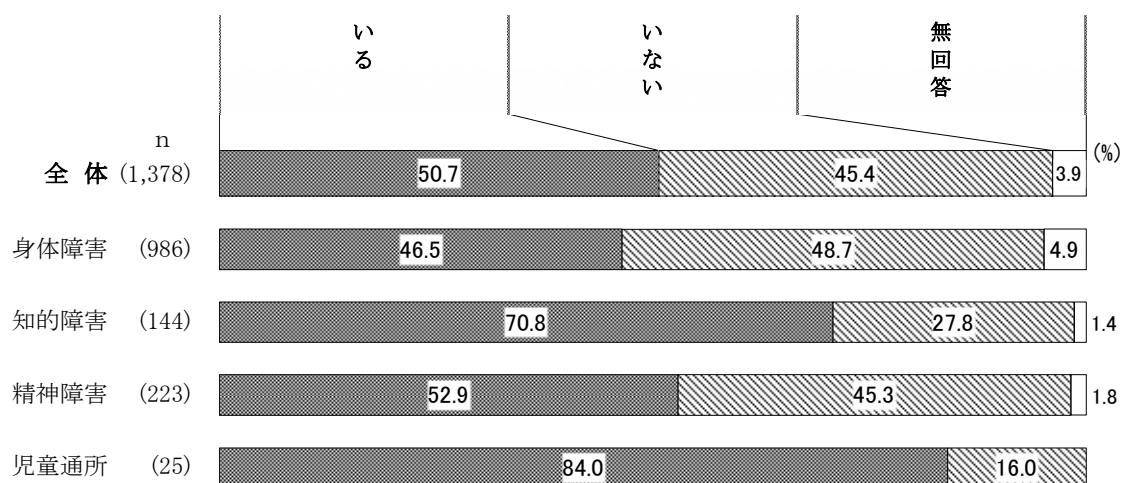
◆同居家族：身体障害では「配偶者（夫または妻）」が47.7%と他の障害区分より多く、知的障害と児童通所では「父母・祖父母・兄弟姉妹」が7割以上となっています。精神障害では「いない（一人暮らし）」も38.1%と比較的多くなっています。

（複数回答）



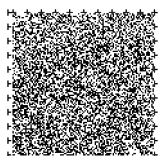
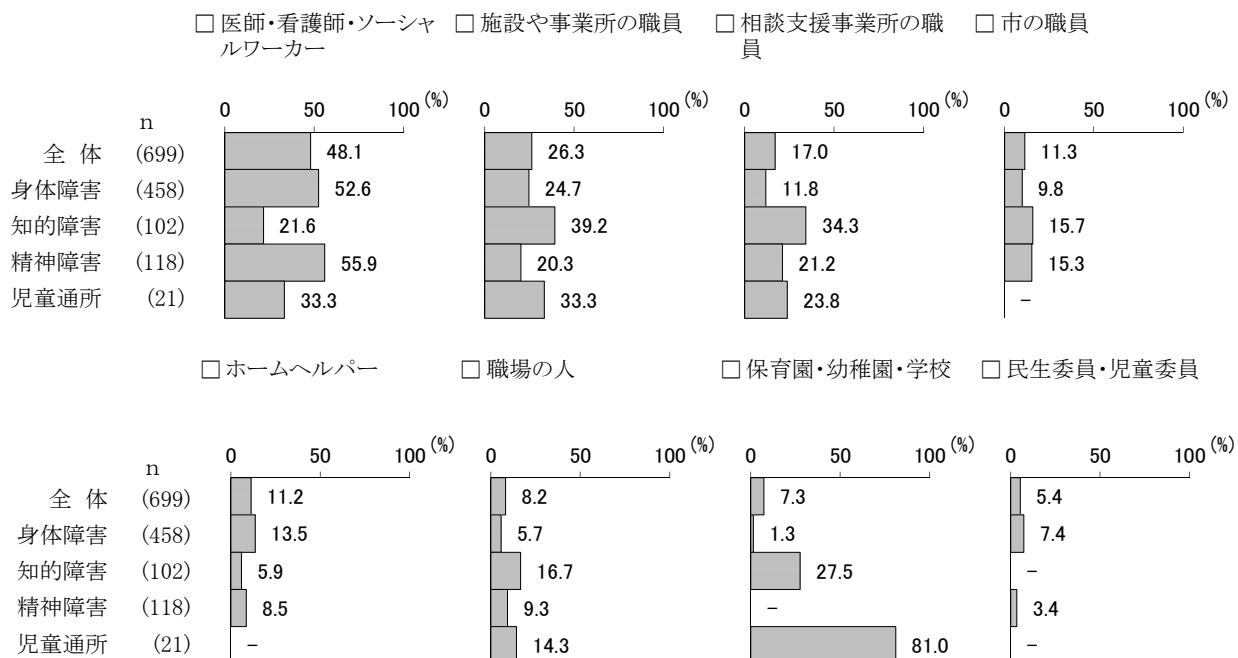
相談、情報入手について

◆家族や友人以外の相談相手の有無：知的障害と児童通所では「いる」が7割以上となっています。身体障害と精神障害では「いない」が4割台となっています。



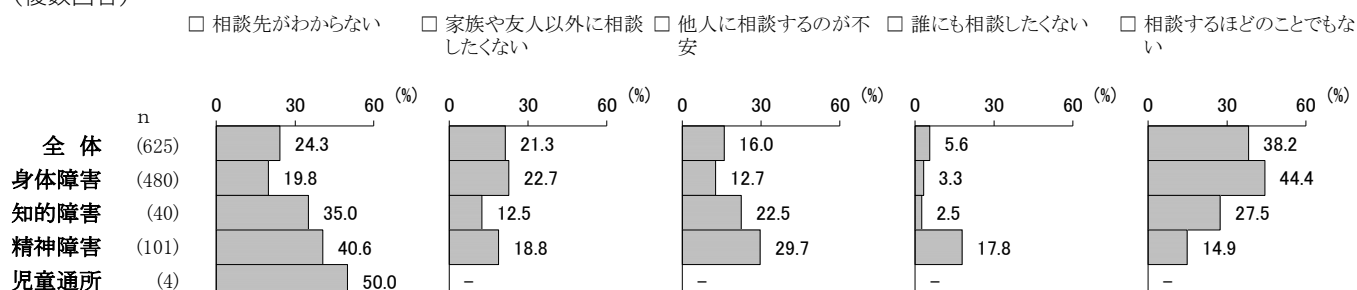
◆相談相手／機関〔家族や友人以外の相談先がある人〕：いずれの障害区分でも「医師・看護師・ソーシャルワーカー」と「施設や事業所の職員」は2割以上となっており、特に「医師・看護師・ソーシャルワーカー」では身体障害と精神障害で5割台となっています。この他、知的障害では「相談支援事業所の職員」も34.3%と比較的多くなっています。

(複数回答／上位8項目)



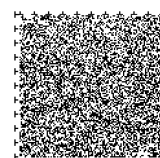
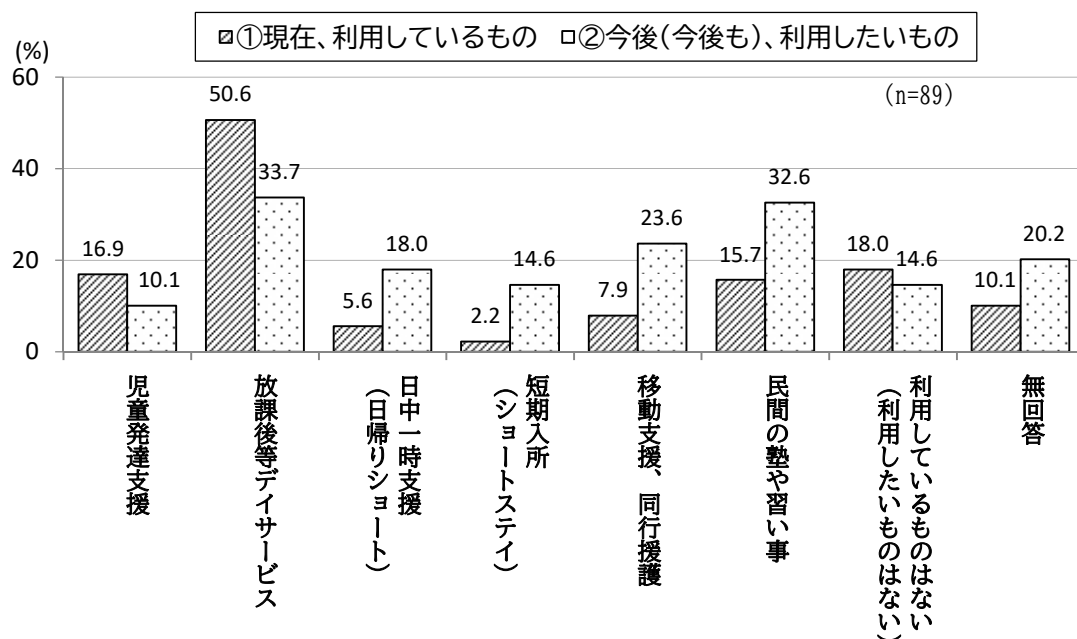
◆相談相手がいない理由〔家族や友人以外の相談先がない人〕:精神障害と知的障害では「相談先がわからない」が3割以上となっています。精神障害ではこの他、「誰にも相談したくない」が17.8%と他の障害区分より多くなっています。また、「相談するほどのことでもない」は身体障害で44.4%となっています。

(複数回答)



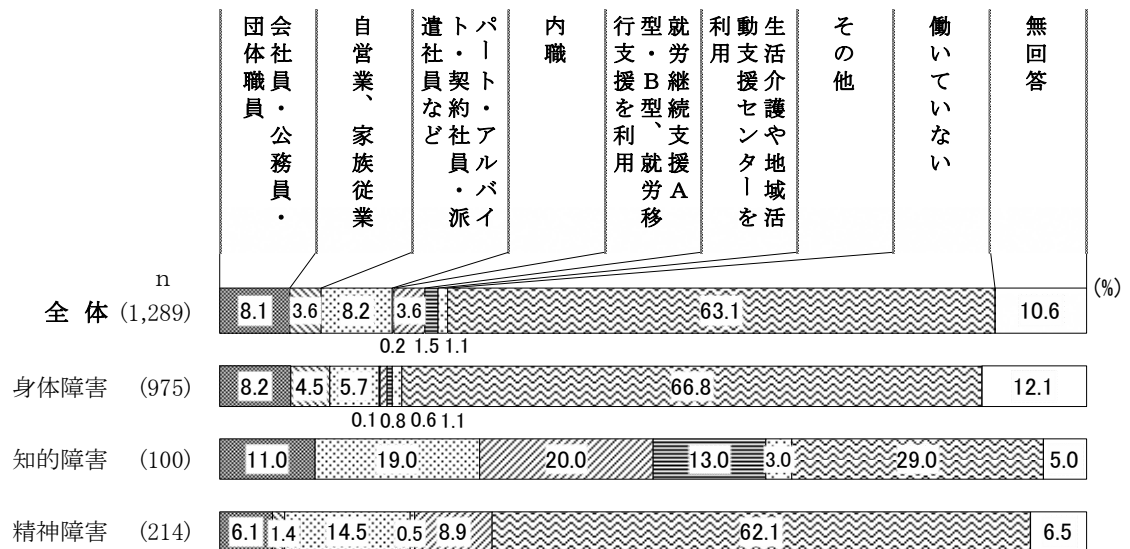
通園・通学について

◆放課後や休日のサービス利用状況: ①現在、利用しているものは、「放課後等デイサービス」が50.6%と特に多く、「児童発達支援」、「民間の塾や習い事」が16%前後となっています。②今後(今後も)、利用したいものは「放課後等デイサービス」、「民間の塾や習い事」が3割台、「移動支援、同行援護」が23.6%となっています。



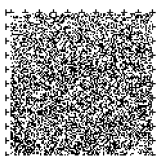
仕事の状況について

- ◆現在の就労状況：いずれの障害区分でも「働いていない」が最も多く、特に身体障害と精神障害で6割台となっています。知的障害では「就労継続支援A型・B型、就労移行支援を利用」が20.0%となっています。知的障害ではこの他、「パート・アルバイト・契約社員・派遣社員など」が19.0%、精神障害でも14.5%となっています。



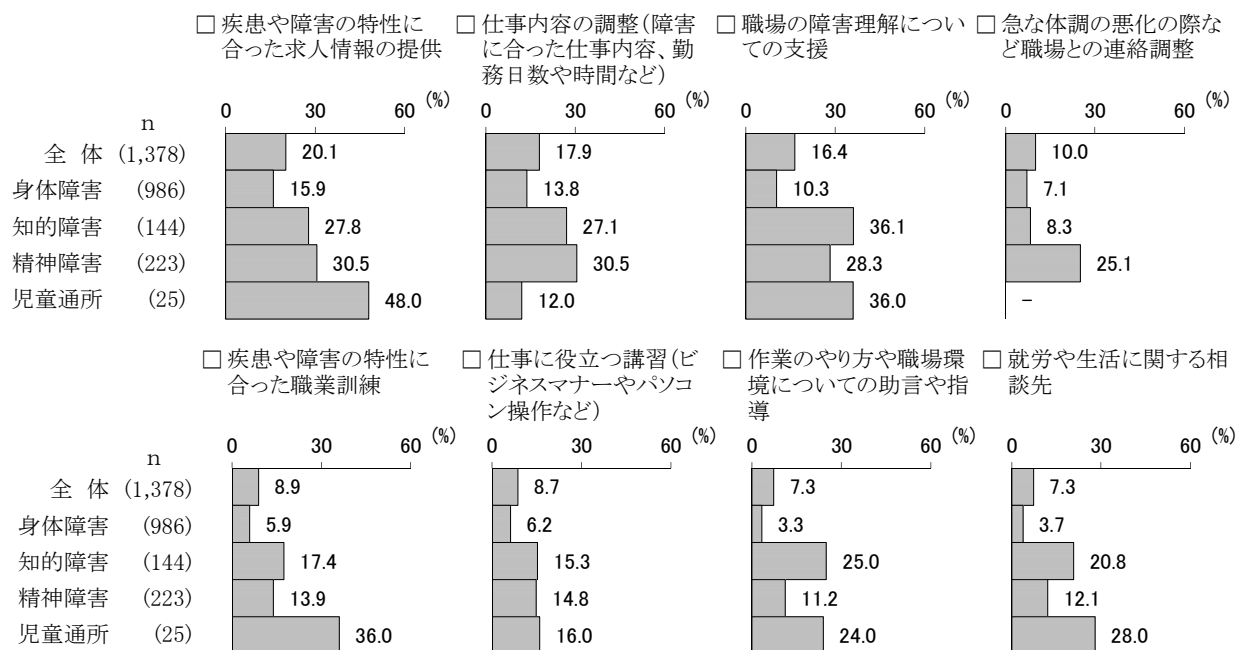
- ◆今後の就労意向〔現在働いていない人〕：全体としては、「働きたいとは思わない」が57.7%と多くなっています。年代別では、18～40歳未満の就労意向は49.1%で、「一般企業で働きたい」が22.8%、「就労継続支援事業所・就労移行支援事業所などで働きたい」が12.3%と他の年代より多くなっています。40～65歳未満の就労意向は41.8%で、「一般企業で働きたい」が13.9%となっています。

	n	一般企業で働きたい	就労継続支援事業所・就労移行支援事業所などで働きたい	自営業をしたい	内職・自営業の手伝いをしたい	その他	働きたいとは思わない	わからない	無回答
全体	813	4.9	3.2	1.7	1.6	7.4	57.7	15.9	7.6
18～40歳未満	57	22.8	12.3	—	3.5	10.5	12.3	33.3	5.3
40～65歳未満	165	13.9	7.9	5.5	2.4	12.1	24.2	32.1	1.8
65歳以上	579	0.5	1.0	0.9	1.2	5.9	71.7	9.5	9.3



◆就労がしやすくなるための支援：知的障害、精神障害、児童通所では「疾患や障害の特性に合った求人情報の提供」、「職場の障害理解についての支援」が2割以上となっています。また、知的障害と児童通所では「作業のやり方や職場環境についての助言や指導」、「就労や生活に関する相談先」が、知的障害と精神障害では「仕事内容の調整」が2割台となっています。精神障害ではこの他、「急な体調の悪化の際など職場との連絡調整」が他の障害区分より多くなっています。

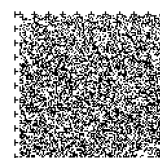
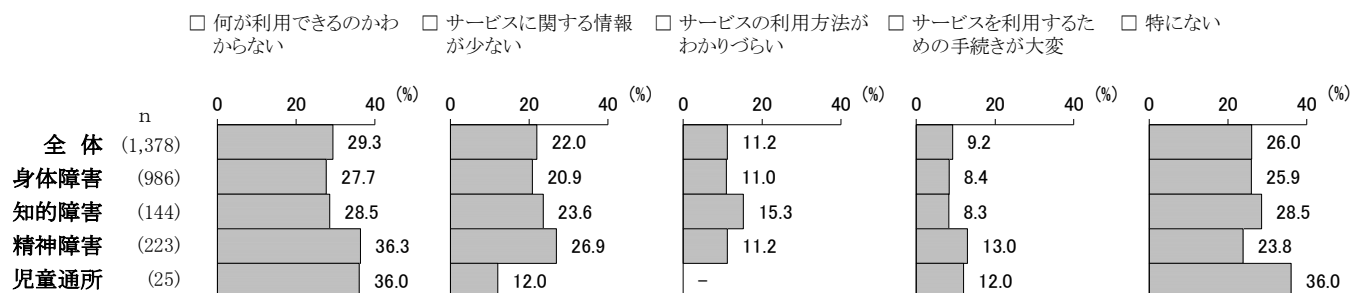
(複数回答／上位8項目)



障害福祉サービスの利用について

◆障害福祉サービスの利用に際しての困りごとや不便なこと：いずれの障害区分でも「何が利用できるのかわからない」が2割以上、身体障害、知的障害、精神障害では「サービスに関する情報が少ない」も2割以上となっています。「特にない」も障害区分を通じて2割以上となっています。

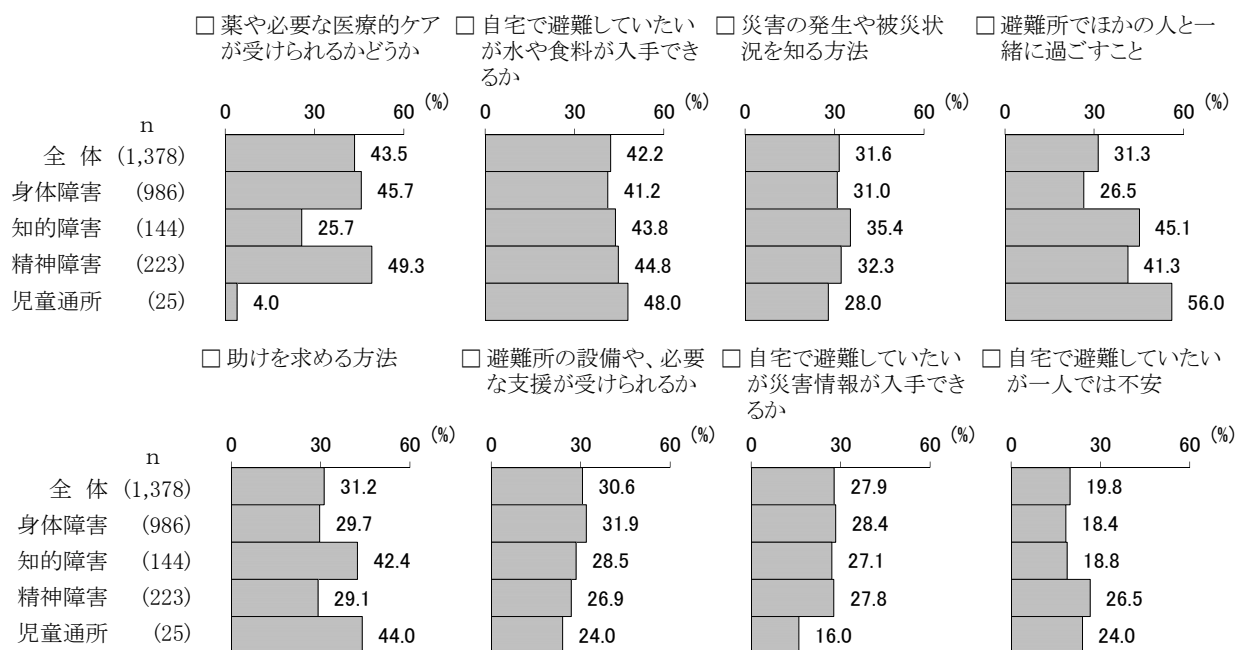
(複数回答／上位4項目＋「特にない」)



災害時の避難・対策について

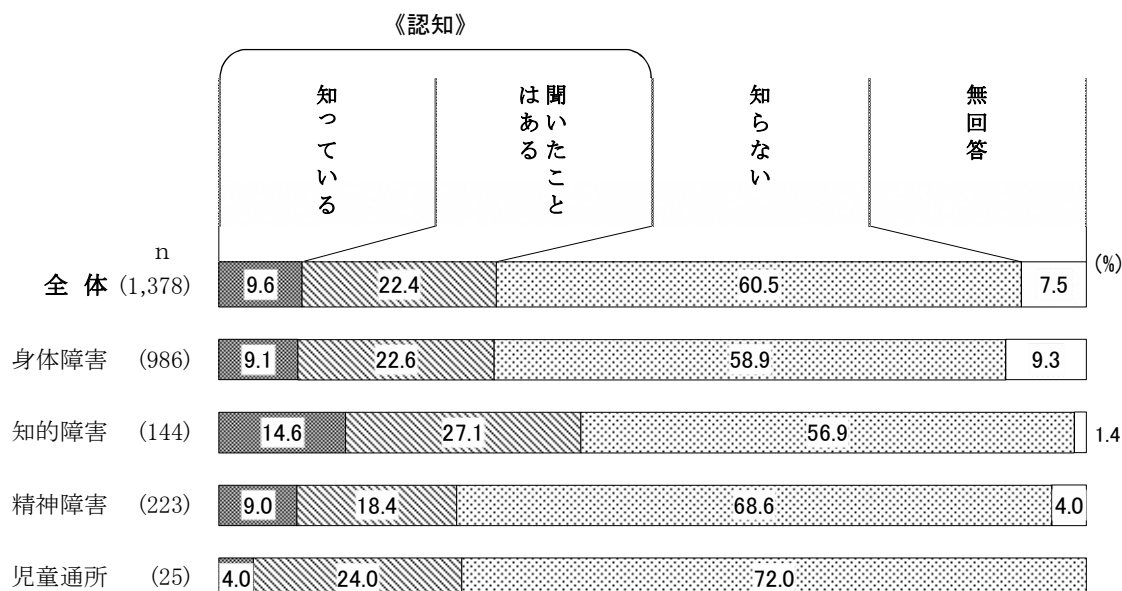
- ◆災害発生時の困りごとや不安なこと：「自宅で避難したいが水や食料が入手できるか」、
「災害の発生や被災状況を知る方法」は概ね3割から4割台と共通して多くなっています。
身体障害と精神障害では「薬や必要な医療的ケアが受けられるかどうか」が、知的障害、
精神障害、児童通所では「避難所でほかの人と一緒に過ごすこと」が4割以上となってい
ます。この他、知的障害と児童通所では「助けを求める方法」が4割台となっています。

(複数回答／上位8項目)

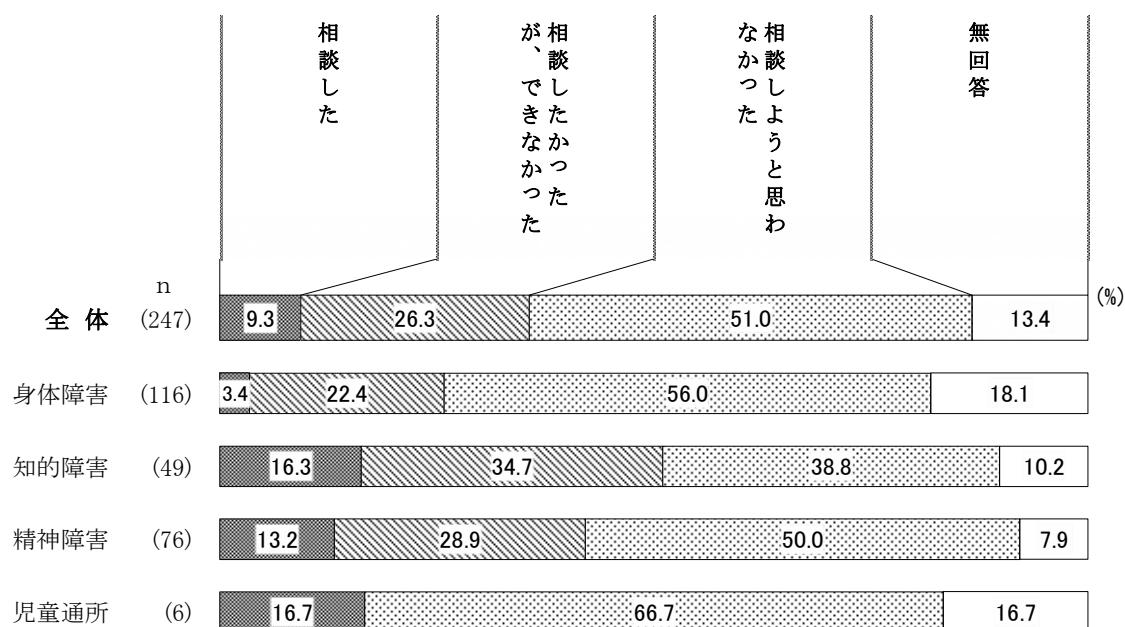


障害者差別について

- ◆障害者差別解消法の認知：いずれの障害区分でも「知っている」は少ないですが、「聞いたことはある」をあわせた《認知》では知的障害で41.7%、身体障害で31.7%となっています。一方、「知らない」はいずれも5割以上となっています。

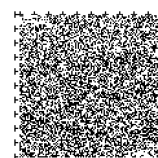
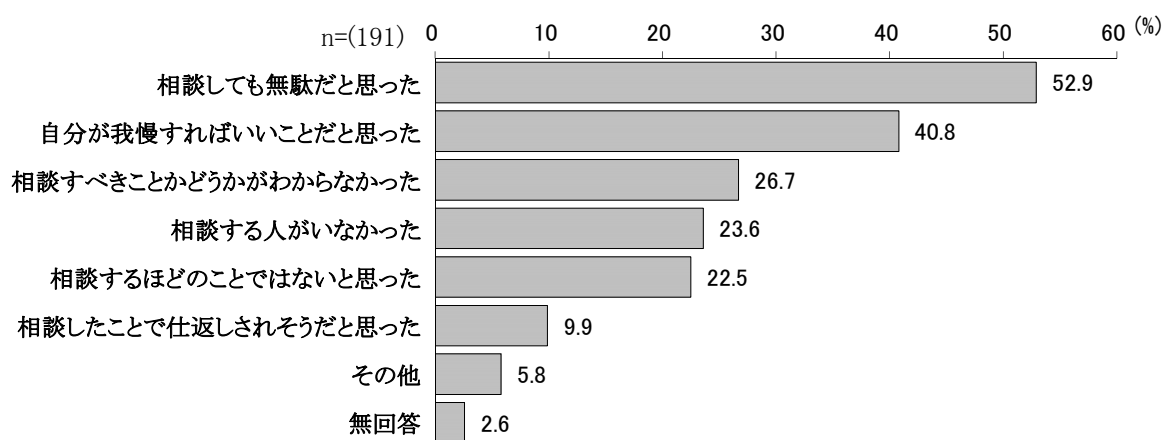


◆差別を受けたときの相談経験〔差別されていると感じたことがある人〕：「相談した」は、全体を通じて少なくなっています。「相談しようと思わなかった」は身体障害と精神障害で5割台と多くなっています。「相談したかったが、できなかった」は知的障害で34.7%、精神障害で28.9%となっています。



◆相談しなかった（できなかった）理由：「相談しても無駄だと思った」が52.9%で最も多く、次いで「自分が我慢すればいいことだと思った」が40.8%、「相談すべきことかどうかがわからなかった」（26.7%）、「相談する人がいなかった」（23.6%）、「相談するほどのことではないと思った」（22.5%）が2割台となっています。

（複数回答）



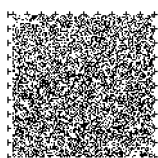
障害者施策に関する意見や要望

◆市の障害者（児）福祉のために充実させていくべきこと：障害区分別に上位5項目をみると、障害区分に関わらず「身近で利用しやすい相談支援」は共通してあげられています。「地震や台風など災害時の支援」、「就労に関する支援、就労の場の確保」も多くの障害区分で共通してあげられています。この他、身体障害では「年金や手当、医療費助成などの経済的支援」、「介助している家族への支援」、「市内の医療・リハビリテーション体制」、知的障害では「権利擁護・財産管理など親亡き後を支えるサービス」、「入所施設の整備」、精神障害では「年金や手当、医療費助成などの経済的支援」、「ピアサポーターによる相談支援」、児童通所では「児童の療育や保護者への支援」、「小中高生の放課後・休日に利用できるサービス」の教育関連に加えて「インターネットやSNSを活用した情報提供」もあげられるなど、障害区分によって求められる施策に違いもみられます。

(複数回答－障害区分別 上位5項目)

(%)

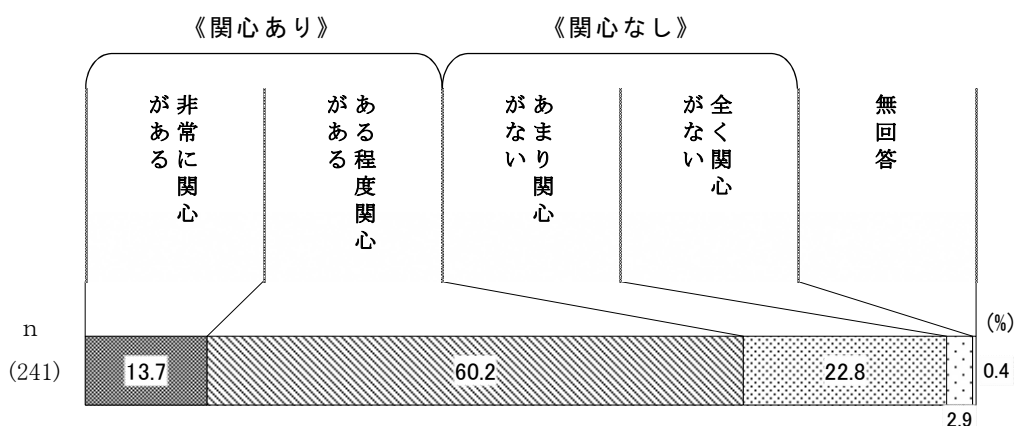
	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
全 体 n=1,378	地震や台風など 災害時の支援 35.9	身近で利用しや すい相談支援 34.8	年金や手当、医 療費助成などの 経済的支援 34.6	介助している家 族への支援 19.6	市内の医療・リ ハビリテーショ ン体制 15.3
身体障害 n=986	地震や台風など 災害時の支援 38.5	年金や手当、医 療費助成などの 経済的支援 34.9	身近で利用しや すい相談支援 32.0	介助している家 族への支援 22.3	市内の医療・リ ハビリテーショ ン体制 19.0
知的障害 n=144	身近で利用しや すい相談支援 36.8	就労に関する支援、就労の場の確保 ／ 権利擁護・財産管理など親亡き後 を支えるサービス 28.5	地震や台風など 災害時の支援 27.8	入所施設の整備 27.1	
精神障害 n=223	年金や手当、医 療費助成などの 経済的支援 45.3	身近で利用しや すい相談支援 43.0	地震や台風など 災害時の支援 33.2	就労に関する支 援、就労の場の 確保 23.3	ピアサポーター による相談支援 17.0
児童通所 n=25	児童の療育や保 護者への支援 72.0	身近で利用しや すい相談支援 ／ 小中高生の放課後・休日に利用でき るサービス 56.0	就労に関する支 援、就労の場の 確保 44.0	インターネット やSNSを活用 した情報提供 32.0	



②一般市民調査

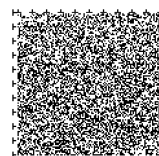
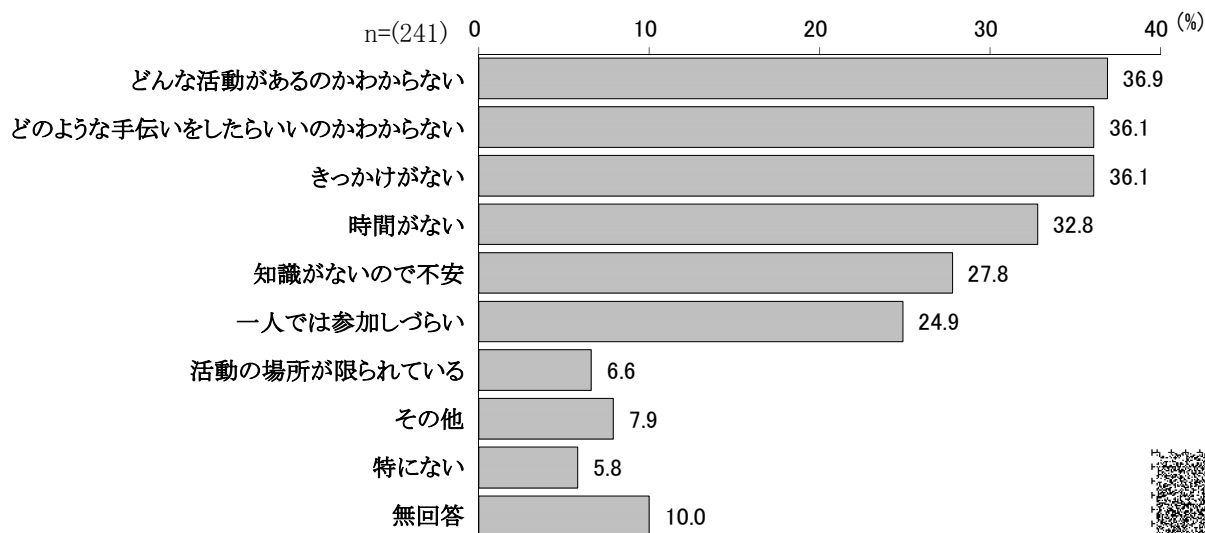
福祉への関心について

- ◆ 障害者福祉への関心：「非常に関心がある」は13.7%、「ある程度関心がある」は60.2%で、両者をあわせた《関心あり》は73.9%となっています。《関心なし》（「全く関心がない」 + 「あまり関心がない」）は25.7%となっています。



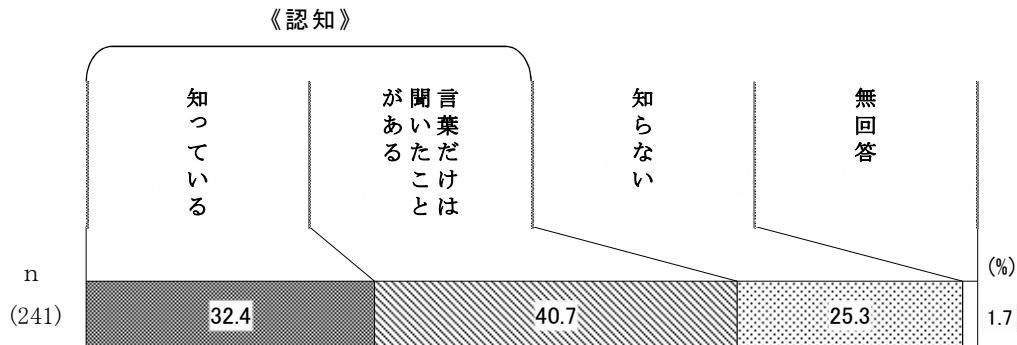
ボランティアについて

- ◆ ボランティア活動への関心：関心がある人は58.1%となっています。
- ◆ ボランティア活動への参加経験：経験のある人は13.2%となっています。
- ◆ ボランティア活動への参加意向：活動したい人は35.7%となっています。
- ◆ ボランティア活動に参加する際に困ること：「どんな活動があるのかわからない」(36.9%)、「どのような手伝いをしたらいいのかわからない」(36.1%)といった情報関係によるものが上位にあげられ、「きっかけがない」(36.1%)、「時間がない」(32.8%)も多くなっています。

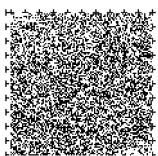
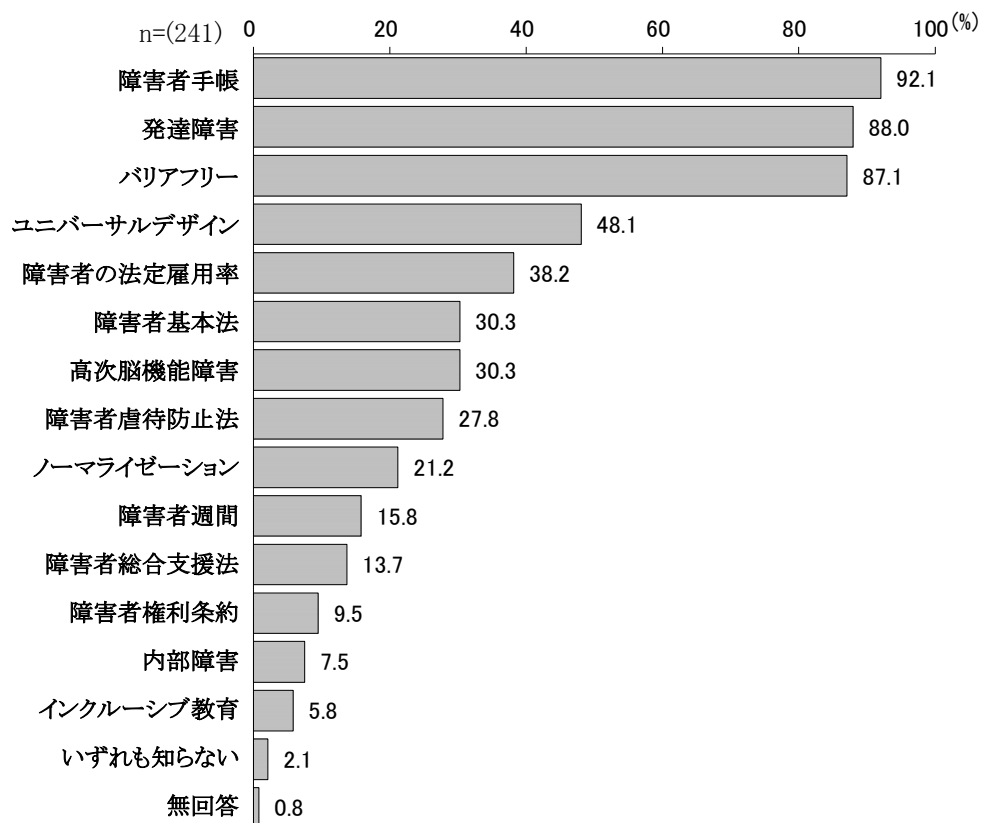


障害者福祉について

- ◆「共生社会」の認知:「知っている」は32.4%、「言葉だけは聞いたことがある」は40.7%で、両者をあわせた《認知》は73.1%となっています。

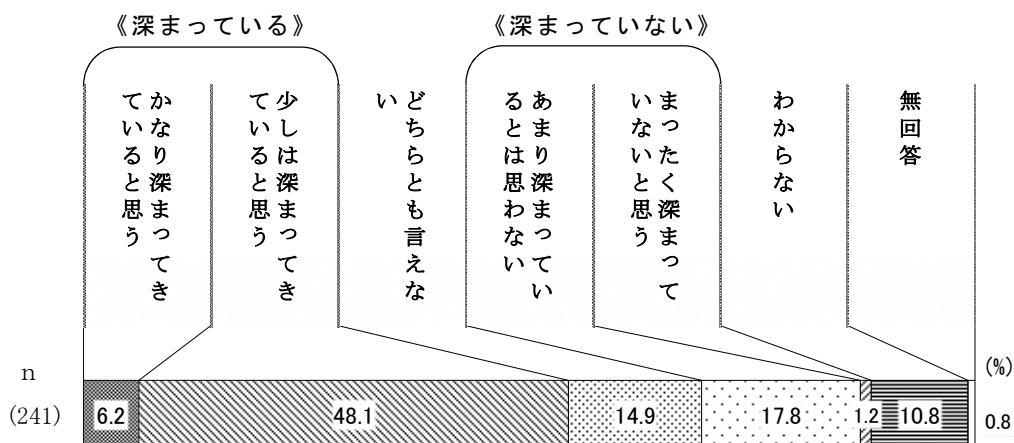


- ◆障害者福祉用語の認知:「障害者手帳」(92.1%)、「発達障害」(88.0%)、「バリアフリー」(87.1%)の3項目は9割前後と認知が高くなっています。次いで「ユニバーサルデザイン」が48.1%、「障害者の法定雇用率」(38.2%)、「障害者基本法」、「高次脳機能障害」(30.3%)が3割台が続いています。身体障害の種類の1つである「内部障害」の認知は7.5%と少なくなっています。

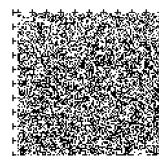
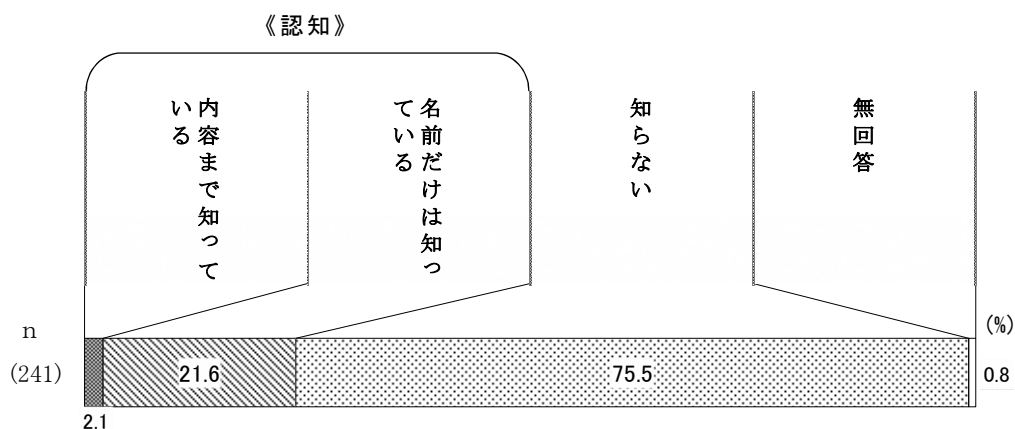


障害者に対する周囲の理解について

- ◆（ここ数年の）障害者理解の深まり：「かなり深まってきていると思う」が6.2%で、「少しは深まってきていると思う」の48.1%をあわせた《深まっている》は54.3%となっています。《深まっていない》（「まったく深まっていないと思う」+「あまり深まっていないと思う」）は19.0%となっています。



- ◆ 障害者差別解消法の認知：「内容まで知っている」は2.1%、「名前だけは知っている」は21.6%で、両者をあわせた《認知》は23.7%となっています。「知らない」は75.5%となっており、一般の方のこの法律の認知はそれほど高くありません。



5 団体ヒアリング結果

(1) 実施概要

- ・実施方法：事前にヒアリングシートを配布・回収、調書をもとに団体ごとのヒアリングを実施
- ・実施期間：令和2（2020）年7月30日（木）、8月7日（金）
- ・参加団体：蕨障害児（者）を守る会、蕨市身体障害者福社会、蕨市聴覚障害者協会、蕨市視覚障害者協会、蕨・戸田地区精神保健福祉家族会雑草クラブ

(2) 意見内容（主なもの）

1 団体活動について

【会員、家族の高齢化】

- ・会員が増えない。若い人が入ってこない。高齢化のため、活動量が減少している。
- ・声かけというの、今の時代では難しくなっている。

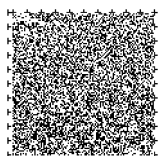
【若い世代に向けて】

- ・若い人は特に少ない。声をかけても集まらない。昔と違って今は情報が他にもいろいろあるので状況は大きく違っている。
- ・一方で、若い人のグループ、横のつながりがあるようにも聞かない。働く親も増えて、学童の制度も整い、出席しかねるという面もあるだろうが。親同士の横のつながりは希薄になっているのではないかと。

2 新型コロナウイルス感染症による影響について

【活動の自粛、不安、手話通訳】

- ・今年度に関しては活動ができない、縮小せざるを得なかった。
- ・入院中だがコロナのせいで自宅に戻れず、家族との面会すら制限されることで、本人も安定性を欠いている。
- ・保護者が陽性になった場合、障害のある本人はどうなるのかが不安。市ではどういう対処が考えられるのか、事前に考えておく必要がある。
- ・蕨市でも市長が会見する際は手話通訳を付けてほしい。字幕よりも手話通訳者の方がわかりやすい。



3 障害のある人をめぐる状況と必要な支援等について

【ショートステイ、GH、入所施設】

- ・ 親も子も高齢化が進み家族だけで見ていくのがつらくなってきている。もう少しショートステイ等が充実してくれば、入所をしなくても家族で頑張れるのかと思う。
- ・ 将来的には入所が必要と考えているが近くにない。その施設に慣れておかないと大変なので、本当は入所したい施設で練習をしたいが、他市のショートステイを使って練習をしている状態。

【災害時の支援、福祉避難所】

- ・ 避難時、避難場所等とても不安がある。障害者の意見を聞く場をぜひ設けていただきたい。
- ・ 防災計画やマニュアル作りの際にはぜひ当事者団体も参加したい。ヒアリングなどの実施をお願いしたい。
- ・ 福祉避難所の存在は、一般市民にもその役割などを周知する必要がある。

【理解促進】

- ・ 聴覚障害であることの理解不足である。コミュニケーションは様々なので伝えてみる気持ちになってほしい。
- ・ 精神障害者は、いまだに社会的理解が乏しい。敬遠されるし、偏見の目でみられていると感じる。学校教育で、精神障害者への理解を深める時間を設けてほしい。

4 差別をなくしていくために

【理解してもらう、知ってもらうこと、そのための方法】

- ・ いろいろな障害を持っている人がいることを理解してほしい。学校教育の中で少しでも認知、理解が向上すればいい。
- ・ 家族側の反省として、自身が就労中、日ごろの近所づきあいを疎かにしていたため、退職後、家にいることが多くなっても、近所の人間に対して、自分の家族に障害者がいるということを話せず、色々と支障がでている。

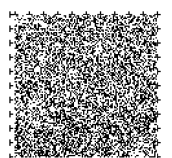
【障害の特性】

- ・ 聴こえないことは見てもわからない、気づかれない。
- ・ 特に言葉ではないが、よく視線を感じる。

5 障害福祉サービスについて

【医療的ケア対応の遅れ】

- ・ 今足りないのは医療的ケア等の対応の遅れ。医ケアはショートステイも近くにない、できない。



【情報提供、周知】

- ・ 未だに、精神障害者にも手帳の交付でサービスが受けられることや、障害年金を受給できたりすることを知らない人がいる。もっと広報してほしい。

6 障害者施策の基本的な考え方について

- ・ 地域は暮らしやすくなっている。親がいればまだ何とかなる。しかし問題はその後で、心配はそこ。「親亡き後」というが、親がいる間に訓練や練習が必要で、自立をサポートするというのはそういうことだと思う。

7 今後の活動について

- ・ 年齢が上がってきた子どもに合わせて必要になってくることが変化してきた。子が親亡き後、どのように暮らせばいいのかの勉強もしていきたい。
- ・ 会員の高齢化を考えると活動は難しい。特定の人しか参加しない。

8 団体への支援について

- ・ 会員募集や障害への理解を深めるための広報活動には、行政にも協力してほしい。
- ・ 会員以外の当事者への呼びかけ。自分たちのような会の存在を、市のほうでも広報してほしい（市に相談、各種手続きに来た人に会員募集のチラシを渡す等）。

9 市の事業について

【災害時の対応、緊急時の対応】

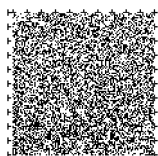
- ・ 防災に関してのマニュアル作り。蕨市障害者防災の手引きを作してほしい。

【バリアフリー、まちづくりの視点】

- ・ 福祉サービスの充実が必要だが、「まちづくり」をまず先にしっかりやってほしい。まちづくりに初めから福祉の視点を入れていけば福祉は必然的に向上する。

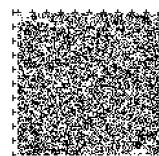
【情報保障、手話通訳】

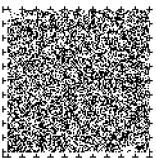
- ・ すべてのイベントや講演会に手話通訳を付けてほしい。市の窓口や受付にも手話通訳者を常設してほしい。
- ・ 緊急システム、テレビなどの放送に字幕だけでなく手話通訳を付けること。
- ・ 市広報のデイジー化を検討してほしい。



第 3 章

計画の基本的な考え方





1 基本理念

「障害のある人となない人が、 地域でともに支え合うまち わらび」

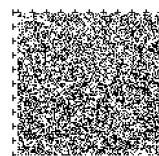
すべての人が住み慣れた地域で尊厳を持って
安心して暮らせるまちづくり

障害のある人もない人も、すべての市民がお互いの個性と人格を尊重し、ともに支え合い、ともに協力し合うとともに、障害のある人も自己選択と自己決定により、自分に最も合った支援を受けながら、地域社会のあらゆる活動に参加し、いきいきと生活できる、地域共生社会の実現が求められています。

そのためには、障害のある人の人権の尊重という視点に立って、障害を理由とする差別や虐待のない地域づくりをしていくことが重要です。

すべての市民が障害に対する関心と理解を深め、障害のある人の人権の大切さを認識していくとともに、障害のある人の重度化・高齢化、難病、発達障害や高次脳機能障害のある人の増加など、多様化する障害者福祉のニーズに対応し、福祉・保健・医療等の関係機関や事業者との連携を図り、就労・就学などライフステージごとの課題から、災害時の対応まで、切れ目のない、総合的、包括的な支援体制の構築が求められています。

蕨市は、「障害のある人となない人が、地域でともに支え合うまち わらび ～すべての人が住み慣れた地域で尊厳を持って安心して暮らせるまちづくり～」を基本理念として、本計画を推進いたします。



2 基本方針

I 差別解消と権利擁護の推進

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの垣根を超えて、地域の様々な人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

そのためには、障害のある人に対する差別の解消と権利擁護の推進が不可欠です。あらゆる機会や情報媒体を通し、障害福祉に関する理解の促進、意識啓発を図り、障害のある人に対する差別や偏見のない地域社会を目指します。

さらにこれからは、障害のある人も支えられるだけでなく、時には支える側に回り、地域の協力体制をともにつくっていくことが大切です。

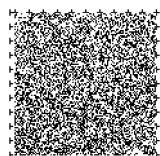
障害のある当事者やその家族が様々な活動に参画する機会を増やすとともに、ボランティア活動や各種団体間の活動を支援し、地域の人々の協力体制を充実させていきます。

II 地域包括支援体制の整備

障害のある人がその人らしく生活を送るためには、一人ひとりのニーズに対応した、多様なサービスが用意されるとともに、それらのサービスが必要な人に適切に提供される必要があります。

特に近年では、専門的かつ多様な障害への支援や、「親亡き後」への不安、8050問題などにより、複合的なニーズを持つ場合も多くなっており、障害のある人だけでなくその家族や支援者を含めたニーズに対応できる、包括的な支援体制を整備していく必要があります。

暮らしを支援する施設の整備としては、国の提唱する「地域生活支援拠点」の整備があり、地域において求められる支援について、十分に検討していく必要があります。



Ⅲ 誰もが参加できる社会へ

障害のある人の就労については、その人の希望と適性に応じた多様な職種や就労形態を用意しながら、雇用の場の拡大を図っていくことが必要です。また、障害のある人もない人も分け隔てなく様々な活動に気軽に参加できるよう、生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動等の社会活動の振興を図るとともに、障害のある人とない人の交流を促進し、相互理解の推進に努めます。

Ⅳ 地域での自立支援の充実

住み慣れた地域社会で、自立した生活ができるよう一人ひとりの障害の特性、多様なニーズに対応した福祉・保健・医療サービスの充実を図ります。また、障害のある人も生活の質の向上を図り、尊厳を持って生活できるようグループホーム等の整備を促進し、地域生活への移行を支援します。

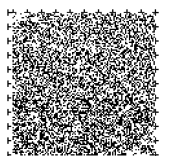
Ⅴ 障害児支援の充実

児童への支援には、就学前の療育から就学後の教育へのスムーズな移行、保護者と子どもそれぞれへの支援、さらに学校卒業後の社会参加も視野に入れた、切れ目のない継続的な支援が求められます。障害の状況に応じた療育・教育の充実を図るとともに、障害の有無にかかわらず、地域の中でともに育ちあえる体制づくりに向け、福祉教育等の推進に努めます。

Ⅵ 安全・安心なまちづくり

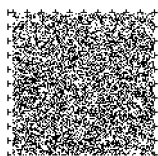
障害のある人が自由にいきいきと活動できるよう、建物や歩道の整備など、まちのバリアフリーを推進します。

また、近年特に災害時への不安が大きくなっています。障害のある人が安心して地域で生活していくためには、地域の人と共に、障害に配慮した情報伝達手法についての検討、福祉避難場所の開設や避難所での障害への配慮を充実していく必要があります。

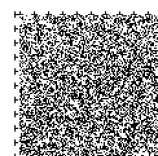


3 施策の体系

基本方針	基本目標	施策の方向
Ⅰ 差別解消と権利擁護の推進	(1) 障害者の人権の尊重	① 障害理解と心のバリアフリーの推進 ② 権利擁護施策の充実 ③ 行政サービスにおける配慮の推進 ④ 福祉教育・学習機会の拡充
	(2) 地域交流と当事者参画の促進	① 地域交流の促進 ② ボランティア活動の推進 ③ 福祉団体への支援 ④ 各種計画等への参加の促進
Ⅱ 地域包括支援体制の整備	(1) 相談体制と情報提供の充実	① 相談と情報提供体制の充実 ② 情報アクセシビリティの向上 ③ 計画相談支援体制の確保
	(2) 人材育成とサービスの質の向上	① 事業者の質の向上 ② 専門職員等の資質の向上 ③ 団体や事業所との連携の充実
	(3) 地域生活支援拠点の整備	① 地域生活支援拠点の整備の推進 ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
Ⅲ 誰もが参加できる社会へ	(1) 雇用・就労の促進	① 就労支援の整備充実 ② 雇用の場の拡大
	(2) 豊かな地域活動の促進	① 生涯学習の充実 ② スポーツ・レクリエーション活動の充実



基本方針	基本目標	施策の方向
Ⅳ 地域での自立支援の充実	(1) 地域生活を支えるサービスの充実	① 在宅福祉サービスの充実 ② 意思疎通支援の充実 ③ 経済的支援の充実
	(2) 日中活動の場の充実	① 日中活動の場の充実 ② 移動手段の確保
	(3) 暮らしの場の確保	① 暮らしやすい住宅の整備 ② 施設利用への支援
	(4) 保健・医療との連携	① 母子保健事業の推進 ② 医療・リハビリテーションの充実 ③ 健康づくりの推進
Ⅴ 障害児支援の充実	(1) 療育・教育の充実	① 療育・保育環境の整備 ② 教育環境の充実
	(2) 子どもの成長への支援の充実	① 成長の段階に応じた切れ目のない支援体制の充実 ② 障害児及び保護者への支援の充実 ③ 医療的ケア児、重度障害児への支援
Ⅵ 安全・安心なまちづくり	(1) 福祉のまちづくりの推進	① 生活環境のバリアフリー化の推進
	(2) 防災と災害時の支援体制の充実	① 防犯・防災体制の整備 ② 災害時の避難体制の整備



4 基本的視点

前述の各分野の施策を、国の基本計画にも示されている横断的視点に立って推進します。

1. 障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援
2. 当事者本位の総合的な支援
3. 障害特性等に配慮した支援
4. アクセシビリティの向上（※）
5. 総合的かつ計画的な取組の推進

※アクセシビリティ・・・年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること

■ 1. 障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援

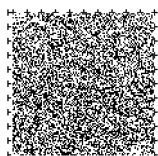
障害のある人が施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体であることを踏まえて、障害者施策の策定及び実施に当たっては、障害のある人及び障害者の家族等の関係者の意見を尊重していきます。

また、障害のある人本人の自己決定を尊重する観点から、障害のある人本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施等による意思決定の支援とともに、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

■ 2. 当事者本位の総合的な支援

障害のある人がライフステージの全段階において適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携を強化し、総合的かつ一貫した支援を行います。

支援に当たっては、障害のある人が日常生活又は社会生活で直面する困難に着目するとともに、障害のある人の自立と社会参加の支援という観点に立ってまいります。



■ 3. 障害特性等に配慮した支援

障害のある人一人ひとりの性別、年齢、障害の種類や状態、生活の状況等に応じた個別的な支援の必要性を踏まえて、障害者施策を展開します。

また、発達障害、難病、高次脳機能障害、盲ろう等の障害特性や、手話言語についての市民の理解を促進するため、広報・啓発活動と関係施策の充実を図ります。

■ 4. アクセシビリティの向上

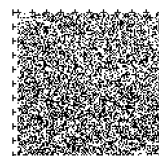
障害のある人が障害の有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら、安心して生活できるようにするため、障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している、事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進め、ソフト、ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、アクセシビリティの向上を図ります。

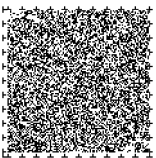
また、障害を理由とする差別は、障害のある人の自立又は社会参加に深刻な悪影響を与えるものであり、その解消に向けた取組を積極的に推進します。

■ 5. 総合的かつ計画的な取組の推進

障害のある人が必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、行政及び関係機関が役割を分担しつつ、緊密に連携し、障害者施策の立案と実施を行います。

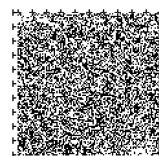
また、効果的かつ効率的に施策を推進する観点から、高齢者施策、医療関係施策、子ども・子育て関係施策、男女共同参画施策等、障害者施策に関係する他の施策・計画等との整合性を確保し、総合的な施策の展開を図ります。

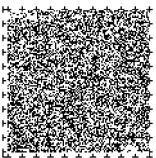




第 4 章

蕨市障害者計画の施策展開





基本方針Ⅰ 差別解消と権利擁護の推進

基本目標（１） 障害者の人権の尊重

現状と課題

障害のある人が、障害のあることを理由に差別されることのない社会が求められています。そのため、障害者差別解消法をはじめとする関係法例や条約について、広く市民に周知し、市民の障害への理解と心のバリアフリーを深めていくことが重要です。

また、障害のある人が地域において、一生涯にわたって社会の一員としてその尊厳を重視され、その人らしく暮らすことができるためには、日々の暮らしの中での自己決定を支援するとともに、障害があることで不利益な取扱いを受けることなく安心して暮らしていける地域づくりが求められています。

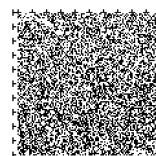
行政機関や公共的サービスにおける配慮や権利擁護施策を推進するとともに、福祉教育や様々な交流機会、ボランティア活動の促進を通じて心のバリアフリーの推進に取り組めます。

また、市では現在、当事者団体とも連携し「手話言語条例」の制定に向けて取り組んでいます。手話言語条例は埼玉県でも制定されており、様々な障害に対する理解を深める啓発活動とともに、この考えを広く市民に周知していくことが求められています。

施策の方向① 障害理解と心のバリアフリーの推進

障害者権利条約の批准、障害者虐待防止法、障害者差別解消法、障害のある人への「合理的配慮」等、障害のある人の人権を擁護するための法律や条例の周知をはじめ、障害への理解を深めるための啓発活動を推進します。

	施策名	施策の内容	担当課
1	啓発事業の実施	障害者権利条約の批准、障害者虐待防止法、障害者差別解消法、障害のある人への「合理的配慮」、ノーマライゼーションの理念等、障害のある人の人権を擁護するための法律や条例の周知をはじめ、広く市民に対し、障害のある人への理解を深めるための啓発を行います。	福祉総務課 保健センター
2	福祉広報活動の充実	「広報蕨」や市ホームページをはじめ、社会福祉協議会だより「さくらんぼ」など、広報紙やケーブルテレビを活用した障害理解に関する広報活動を定期的実施します。	秘書広報課 福祉総務課 保健センター 社会福祉協議会



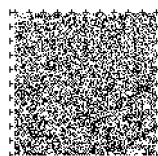
	施策名	施策の内容	担当課
3	手話言語条例の制定と周知	「手話言語条例」の制定に向けた取組を推進します。また、手話に対する理解を深める啓発活動とともに、条例の考えを広く市民に周知していきます。	福祉総務課
4	職員等の研修機会の充実	職員及び教職員を対象とした、障害理解に関する研修内容と参加機会の充実を図ります。	福祉総務課

施策の方向② 権利擁護施策の充実

成年後見制度利用促進基本計画に基づき、権利擁護事業や福祉サービス利用援助事業の周知を図り、その利用を促進します。また、関係機関とネットワークを構築し、障害のある人への虐待の防止、介助者への支援体制を整備します。

	施策名	施策の内容	担当課
5	権利擁護制度の理解促進	成年後見制度をはじめとする、権利擁護制度の周知を広く行います。	福祉総務課 介護保険室 保健センター 社会福祉協議会
6	成年後見制度※の利用促進	認知症や知的障害、精神障害などにより、契約のための判断能力が不十分な人の財産の保全、契約等の行為の代理権を設定することなどができる成年後見制度について、制度の周知や窓口の紹介、及び法人後見人の育成等を行い、成年後見制度の利用を促進します。	福祉総務課 介護保険室 保健センター 社会福祉協議会
7	関連機関との連携の促進	様々な相談や権利の侵害に対する苦情に、適切に対応できるよう、埼玉県社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会など、関連機関との連携を促進します。	福祉総務課 保健センター 社会福祉協議会
8	障害者虐待防止センター事業の強化	障害者虐待対応の窓口となる「蕨市障害者虐待防止センター」を周知するとともに、同センターにおける、虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障害者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援を強化します。	福祉総務課 保健センター 社会福祉協議会
9	権利擁護事業の充実に向けた検討	蕨市地域自立支援協議会の専門部会である権利擁護部会において、関係機関によるネットワークの構築や権利擁護に関する研修、個別事例の検討を行います。	福祉総務課 保健センター 社会福祉協議会
10	福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートネット）の推進	認知症や知的障害、精神障害などにより、日常生活における判断能力が不十分な人の福祉サービス利用や、日常的な金銭管理を支援するための福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートネット）の利用を促進します。	社会福祉協議会

※成年後見制度：判断能力が低下した人に対し、家庭裁判所による法定後見人等を選任し、本人の権利・利益を代行して後見等を行う制度。



施策の方向③ 行政サービスにおける配慮の推進

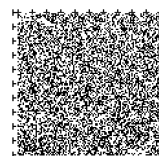
窓口での対応、書類手続き等において、障害のある人一人ひとりの特性に合った説明や支援ができるよう、各種行政サービスにおいても合理的配慮について啓発していきます。

	施策名	施策の内容	担当課
11	障害者用駐車場の普及・啓発	県の障害者用駐車場マナーアップキャンペーンに基づき、市でも障害者用駐車場の設定や障害者用駐車場の青色塗装、内部障害者マークの普及啓発に取り組みます。	関係各課
12	選挙における投票環境の整備	郵便投票、代理投票、点字投票などの投票制度の啓発や、投票所及び設備のバリアフリーを推進し、選挙における障害のある人の投票環境の整備を図ります。	選挙管理委員会
13	市の主要な計画に音声コードを添付する	今後市が作成する主要な計画に音声コードを添付するよう関係各課に働きかけます。	福祉総務課 関係各課
14	差別解消に向けて取扱要領の作成	障害者差別解消法に基づき、障害を理由とする差別の具体的内容等を示す「対応要領」・「対応指針」を作成し、差別の解消に取り組みます。	福祉総務課
15	市の主催事業開催時の手話通訳者等の派遣	要請に応じ、市の事業開催時に手話通訳者を派遣するなど、意思疎通が困難な方への配慮に努めます。	関係各課

施策の方向④ 福祉教育・学習機会の拡充

障害のある人や障害に対する偏見や差別をなくし、ノーマライゼーションの理念や障害のある人に対する理解と認識を深めるため、各種教育や学習の場の拡充を図ります。

	施策名	施策の内容	担当課
16	中学生ワーキングウィークの実施	中学生が社会体験事業として市内の福祉事業所などで働き、障害のある人への理解を深めます。	学校教育課
17	学校における福祉教育の充実	総合的な学習の時間における、障害のある人との交流や、アイマスクや車いす体験等を通して、福祉教育を推進します。	学校教育課



基本目標（２） 地域交流と当事者参画の促進

現状と課題

ノーマライゼーション理念の浸透のためには、障害の有無にかかわらず、すべての人が、社会の様々な分野において交流し、お互いの理解を深め、ともに協力していけるような社会環境を創りあげることが求められています。

近年、ノーマライゼーション理念が普及し、障害のある人への理解は着実に進んでいますが、支援を必要とする人々に偏見を持たず、地域社会の一員として受け入れ、支える意識を持つ人々が多くなっていくよう、より一層の理解が求められます。

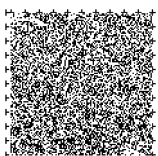
またこれからは、障害のある人も支えられるだけでなく、時には支える側に回り、地域の協力体制をともにつくっていくことが大切です。

それには、相互理解を深めるため、障害当事者やその家族が様々な活動に参画する機会を増やすとともに、身近な場所で、気軽に集まり、お互いに情報交換したり、相談し合えるような相手や機会を提供することも課題です。

施策の方向① 地域交流の促進

障害のある人同士や、障害のある人とない人の相互理解を深めるため、各種イベントへの参加促進を図るとともに、交流の場や機会の提供に努めます。

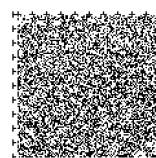
	施策名	施策の内容	担当課
18	福祉体験パレードの実施	毎年11月に福祉の推進の一環として、車いす・アイマスク・白杖の体験をする福祉体験パレードを実施し、障害のある人への理解を深めます。	福祉総務課
19	社会福祉大会、ふれあい広場の実施	社会福祉の増進に貢献した方を表彰するとともに福祉関係団体の活動展示等を行います。	社会福祉協議会
20	社会福祉センターまっりの開催	イベント・模擬店等を行い、市民・施設利用者間の交流、障害のある人たちへの理解促進、総合社会福祉センターの周知を図ります。	福祉総務課 社会福祉協議会
21	地域での交流の充実	障害のある子もいない子もふれあえる機会を増やすために、地域の児童センターや児童館・公民館などの子育て支援事業の中で、気軽に参加できる体制を整え、地域の子ども達が育ちあえる環境づくりを進めるとともに、様々な障害への理解と受け入れ体制の研究・充実を図ります。	福祉・児童センター 児童館 公民館



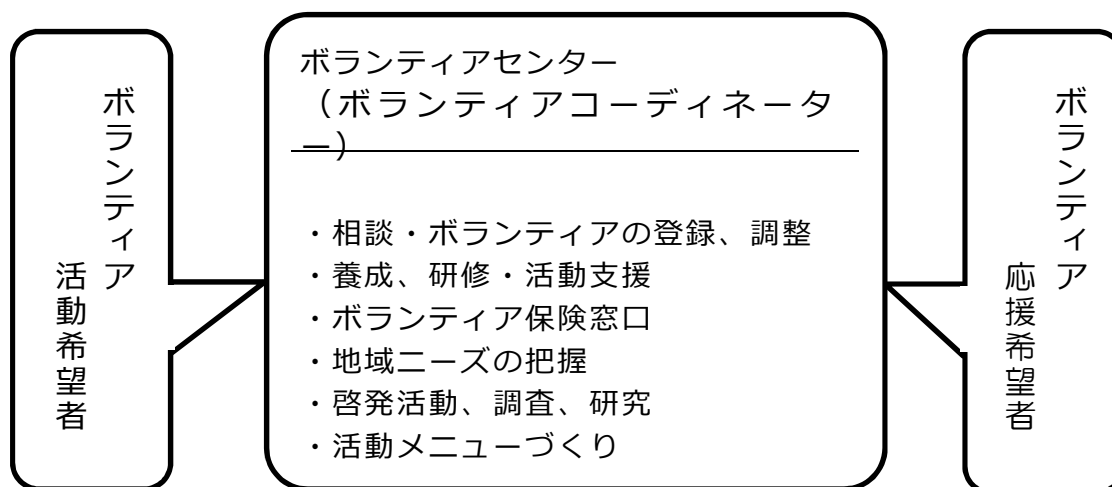
施策の方向② ボランティア活動の推進

社会福祉協議会を中心として、ボランティア活動をより一層定着させ広めていくとともに、わらびネットワークステーションと連携し、各種情報の提供や団体の育成・支援を図るとともに、ボランティアセンターの充実を図ります。

	施策名	施策の内容	担当課
22	障害児(者)ボランティア養成講座の実施	障害のある子どもや障害のある人に対する理解を深め、障害のある人に対するボランティア活動へつなげます。	社会福祉協議会
23	ボランティアセンターの充実	ボランティア情報の発信、ボランティアの養成、ボランティア連絡会の運営等、コーディネーターを中心として、ボランティアしたい人と紹介してほしい人をつなぐ活動拠点として、ボランティアセンターを充実させます。	福祉総務課 社会福祉協議会
24	ボランティアの育成	ボランティア活動への参加をPRするとともに、体験講座の開催や各種養成講座の充実と受講者の拡大を図ります。また、受講後のボランティア活動参加へとつなげていくためにも、ボランティアの育成に努めます。 特に、災害ボランティア、傾聴ボランティアの養成を図るとともに、若年層へのアプローチを強化していきます。	福祉総務課 社会福祉協議会
25	ボランティア活動の周知	ボランティアへの理解と活動状況を市民に周知するための冊子を充実していくとともに、ボランティアセンターだよりを定期的に発行するほか、ソーシャル・ネットワーキング・サービスの活用を図ります。	福祉総務課 社会福祉協議会
26	ボランティア連絡会への支援	市内のボランティア団体の状況把握、情報交換や相互学習の場の拡充、協力体制の確立に向けて、ボランティア連絡会の活動を支援します。	福祉総務課 社会福祉協議会



【蕨市社会福祉協議会ボランティアセンターの機能】

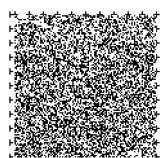


【ボランティア連絡会登録団体】

令和2.10.31現在

団 体 名		団 体 名	
1	ガールスカウト埼玉県第12団	9	朗読ボランティアサークル「山びこ」
2	蕨手話サークル	10	蕨市食生活改善推進員会
3	朗読サークル「草笛」	11	蕨明るい社会づくり推進の会
4	点字サークル「あじさい」	12	トイライブラリー わらびおもちゃのいえ
5	拡大写本グループ	13	やよい会
6	縫製奉仕活動グループ	14	つくしの会
7	月曜会	15	日本語ボランティアわらび中央
8	わらびユニークダンス友の会		

資料：社会福祉協議会



施策の方向③ 福祉団体への支援

障害者福祉の一層の推進を図るため、障害者団体等、福祉関連団体の活動を支援するとともに、市との協力・協働の関係づくりを進めます。

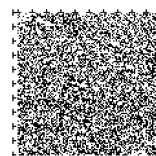
	施策名	施策の内容	担当課
27	福祉団体の活動への支援	障害者等自発的活動支援事業の利用の促進や障害者団体等の地域での活動を広く周知するなど活動の充実と活性化を促進します。	福祉総務課
28	ボランティア団体との連携強化	ボランティア団体と福祉団体との交流の場の提供について検討するとともに、青少年団体との連携の強化を図ります。	福祉総務課 社会福祉協議会

【市内の障害者団体等による地域活動】

令和2.10.31 現在

団 体 名	内 容
蕨市身体障害者福祉会	市内在住の身体障害者（児）を会員とし、その福祉の増進と社会的地位の向上のため各種事業を展開しています。
蕨障害児（者）を守る会	障害児（者）の保護者の会として心身障害児（者）の生活を守り、様々な問題を解決するための活動を行っています。
蕨市視覚障害者協会	市内在住の視覚障害者を会員とし、福祉の増進と親睦を図るための活動を行っています。
蕨市聴覚障害者協会	市内在住の聴覚障害者の会として、会員相互の交流、それを支えるボランティアサークルと協力関係を通じて、各種事業を行っています。
蕨・戸田地区精神保健福祉家族会	蕨・戸田地区精神保健福祉家族会で、会員相互の親睦や交流、地域活動や研修への参加など、様々な活動を行っています。
N P O 法人障害者の自立を考えるあしたの会	若い障害のある人たちが住み慣れた地域社会で、自立して生きていくための研修や交流活動を行っています。
N P O 法人障害者を支援する会すまいる	学校教育終了後の障害のある人の社会的自立を支援するため、地域活動支援センターの運営、地域活動への参加、障害者の福利厚生等の活動を行っています。

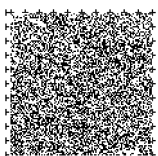
資料：福祉総務課



施策の方向④ 各種計画等への参加の促進

障害のある人の視点に立ったまちづくりを進めるため、各種計画への障害のある人の参加を促進します。

	施策名	施策の内容	担当課
29	公募委員の登用	市民の視点を踏まえた計画を策定するため、障害の有無にかかわらず市民からの公募委員を登用します。	福祉総務課 保健センター 関係各課
30	当事者意見の把握	「障害者計画等」の策定にあたっては、当事者へのアンケート、策定懇談会委員への登用、市内障害者団体へのヒアリングを実施し、当事者参画の下に策定していきます。	福祉総務課 保健センター



基本方針Ⅱ 地域包括支援体制の整備

基本目標（１） 相談体制と情報提供の充実

現状と課題

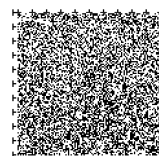
障害のある人やその家族は、日常生活や今後のことについて、多くの不安を抱え生活しています。その不安を軽減していくため、一人ひとりの悩みや不安について話を聞き、その人にあった支援について相談のできる体制を充実していくことが重要です。

近年のインターネット等による新しい手段の普及により、SNS などを通じて気軽に相談したり、情報を容易に入手できたりする環境が整いつつあります。しかしその一方、情報通信手段が便利になる反面、日常的な会話や気軽なおしゃべりの中でちょっとした不安や悩み事が解消されるという機会が薄れてきているという指摘もあり、相談や情報提供についてはその多様性を考慮した重層的な体制づくりが求められています。

そのため、現在行っている基幹相談支援センター、地域活動支援センター等の相談体制の充実をはじめ、インターネットの活用や障害のある人やその家族によるピアカウンセリング※事業の促進など、きめの細かい、多様な相談・情報提供支援体制の充実を図ります。

また特に、視覚障害のある人や聴覚・言語障害のある人等においては、情報の収集などで制約を受けやすいことに十分配慮し、媒体の選択、内容、提供方法、情報提供の頻度など、総合的に充実を図っていくことが求められます。市が実施する講演会等において、必要に応じて手話通訳者や要約筆記者を配置するなど、障害があっても利用しやすいよう、情報提供の仕組みを充実していきます。

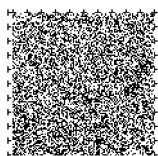
※ピアカウンセリング：障害のある人に対して同じく障害のある人が行う相談や助言、支援活動。相談をする人も受ける人も対等な立場に立った相互活動であり、支えあいながら、いきいきと自立生活を送っていくことを目的として行われている。



施策の方向① 相談と情報提供体制の充実

障害のある人やその家族が手軽に必要な相談と情報を入手できるよう、各種体制の充実を図ります。

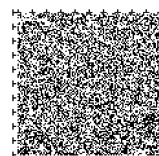
	施策名	施策の内容	担当課
31	福祉ガイドブック等の配布	手帳交付時や転入時に利用可能サービスが記載された冊子である福祉ガイドブックやサービス一覧が記載されたパンフレットを配布します。	福祉総務課 保健センター
32	相談支援事業所による情報提供体制の充実	相談支援事業所の確保と充実に努めるとともに、障害のある人のニーズに対応した情報提供を行うことができる相談支援事業所を充実させます。	福祉総務課 保健センター 社会福祉協議会
33	相談支援体制の充実	総合社会福祉センター内にある基幹相談支援センターを中心として、障害のある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援、障害のある人等の権利擁護のために必要な援助など、福祉・介護・保健・医療・教育・地域の社会資源等との連携を図りながら、利用者全体の相談支援を行います。	福祉総務課 保健センター 社会福祉協議会
34	専門的な相談機能の充実	教育機関や埼玉県の実施する専門性の高い相談事業と連携しながら発達障害、高次脳機能障害のある人の早期発見や支援技術の向上を図るなど、新たな相談機能の充実に努めます。	福祉総務課 保健センター
35	各種相談機能の充実	障害のある人の多様な相談に対して、個人の人権やプライバシーに配慮しながら適切に応じられるよう、各種相談窓口や身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神保健福祉士、精神科医、保健師など、様々な相談機能における障害理解のさらなる向上を図るとともに、専門職員の配置を検討します。	福祉総務課 保健センター
36	相談支援専門員の資質の向上と情報の共有	蕨市地域自立支援協議会の専門部会である相談支援部会において、関係機関のネットワーク構築や相談支援に関する研修、検討を行います。	福祉総務課 保健センター 社会福祉協議会
37	高次脳機能障害地域相談会開催の支援	埼玉県が事業委託で実施している「高次脳機能障害地域相談会」の開催を支援し、埼玉県総合リハビリテーションセンター内高次脳機能障害支援センターとの連携を図るなど、高次脳機能障害の理解を深めるとともに障害のある人同士の交流促進に努めます。	保健センター 福祉総務課
38	ピアカウンセリングの実施体制整備	障害のある人が相談に応じるピアカウンセリングの研究のほか、ペアレントトレーニングへの参加を促します。	福祉総務課 保健センター



施策の方向② 情報アクセシビリティの向上

「情報バリアフリー」に配慮し、音声読み上げなど、視覚障害のある人にとって利用しやすい市のホームページとなるよう、技術変化に対応した提供方法の充実に取り組みます。また、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の基本理念にのっとり、市立図書館との連携を図りながら、視覚障害者等が利用しやすい書籍の提供等の読書環境の整備に努めます。

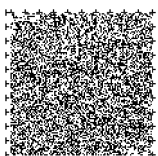
	施策名	施策の内容	担当課
39	インターネットによる情報提供の充実	市や社会福祉協議会のホームページなどを通じて、福祉施策やボランティア活動、福祉施設の紹介を行い、情報提供体制の充実に図ります。 障害のある人が手軽に必要な情報を入手できるよう、ホームページのリニューアル作業を進め、「音声読み上げ機能」や「文字の拡大機能」など技術変化に対応した提供方法の充実に取り組みます。	福祉総務課 保健センター 社会福祉協議会
40	利用者の情報研修の実施	サービス利用に関する様々な情報の中から、自分に必要な情報を選び出すことができるよう、総合社会福祉センターなどにおいてパソコン講習会を実施するなど、利用者の障害の特性に応じた情報研修を実施します。	福祉総務課 生涯学習スポーツ課
41	情報収集の場の拡大	平成15年度より、総合社会福祉センターの利用者が利用できるよう、インターネットが利用できるパソコンが設置されています。今後も利用拡大に向けて、情報内容の充実に図っていきます。	福祉総務課 社会福祉協議会
42	図書館事業の充実	ホームページにより新着図書や催しものの案内及び図書館資料の検索や予約などのサービスを実施します。 一般の資料をそのままでは利用できない人に対して、利用できるように変換した資料を充実させ、周知を図り、障害のある人向けのサービスの充実に図ります。 市立図書館においては、大活字本、点訳図書、録音図書、対面朗読等、図書館の障害のある人へ向けたサービスの一層の充実に図ります。 □対面朗読 □録音図書、点訳図書の製作 □大活字本、録音図書、点字図書、布絵本の貸出し	図書館
43	手話・点字等の普及促進	家庭生活や社会活動における意思疎通を円滑にするため、手話や点字などの講習会や通訳者の養成を行い、普及促進を図ります。 □点字教室の開催 □手話講習会の開催	福祉総務課 社会福祉協議会



施策の方向③ 計画相談支援体制の確保

障害者総合支援法に基づき、すべての障害福祉サービスを利用する人に対し、サービス利用計画を作成できるよう、ケアマネジメントに係る人材の育成と確保を図ります。

	施策名	施策の内容	担当課
44	特定相談支援事業の推進	利用者の選択に基づいてニーズにあった総合的なサービスが受けられるよう、サービス等利用計画作成従事者の確保に努め、ソーシャルワーカーや保健師、ヘルパーなどと連携したケアマネジメント体制を推進します。 また、市内の介護保険事業所に対しても特定相談支援事業所の指定を促すなど、サービス提供事業者の拡充を図ります。	福祉総務課 保健センター



基本目標（２） 人材育成とサービスの質の向上

現状と課題

障害の多様化、重度化、高齢化などにより、求められる支援の質や内容も多様化、高度化しています。一人ひとりのニーズに的確に対応できるサービスを提供していくためには、サービスの質を向上させていくとともに、福祉に関わる人材を確保、育成していくことが必要です。

そのためには、各種研修への参加を図り、行政の職員やサービスを提供する民間の福祉専門職員を含む、すべての関係者が障害のある人一人ひとりの日常生活を支えるための、知識や具体的な技術を身につけられるよう支援していくことが課題です。

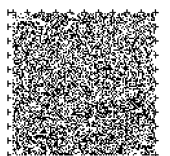
また、事業者に対し、法令基準の遵守や苦情に対する窓口、解決の仕組みを整備するよう周知することや、第三者評価制度※の受審を働きかけることで、事業者とそのサービスの質の向上と、いざという時の権利擁護等の支援体制の充実を図ることが必要です。

※第三者評価制度：社会福祉事業の経営者の提供するサービスの質を、当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する制度。
事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけることや評価の結果を公表することにより、利用者の適切なサービス選択に資することを目的とする。

施策の方向① 事業者の質の向上

障害のある人が、障害の特性にあった適切なサービスが受けられるよう、事業者のサービスの質の向上を図るとともに、事業者に対する苦情に適切に対応できるよう、第三者評価制度の活用を促進します。

	施策名	施策の内容	担当課
45	情報開示の推進	サービスに関する情報や寄せられた評価や苦情、また経営方針や経営状況など、サービス提供事業者の持つ様々な情報が適切に公開されるよう、事業者に対して要請します。	福祉総務課 保健センター
46	第三者評価システムの活用	サービス提供事業者に対して、公正なサービス評価を行う第三者評価機関の評価を受けるよう働きかけて、事業者のサービスの向上を目指します。	福祉総務課 保健センター
47	苦情解決体制の整備	利用者の不満の声を吸い上げることができるよう、福祉サービスの利用に関する苦情を解決する体制の整備に努めます。 蕨市地域自立支援協議会の各専門部会においても苦情等の解決に努めます。	福祉総務課 保健センター 社会福祉協議会



施策の方向② 専門職員等の資質の向上

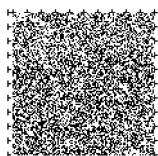
福祉サービスの担い手であるすべての福祉関係職員の資質の向上を図り、人材の育成を図ります。

	施策名	施策の内容	担当課
48	研修機会の提供	福祉関係職員が県などの主催する研修会に参加するよう働きかけるとともに、市職員や社会福祉協議会の職員も参加し、福祉関係職員の資質の向上を図ります。	福祉総務課 保健センター 社会福祉協議会

施策の方向③ 団体や事業所との連携の充実

事業所との連携を推進し、人材の確保や新たな課題の共有、各種サービスの効果的な提供に努めます。

	施策名	施策の内容	担当課
49	事業所連絡会の開催	事業所との連絡会を開催し、事例の検討や意見交換等を通じて事業所の質の向上、課題の共有と解決策の検討に努めます。	福祉総務課 保健センター
50	福祉人材の確保	国、県との連携を基本に、人材確保への施策を検討します。	福祉総務課 保健センター



基本目標（３） 地域生活支援拠点の整備

現状と課題

障害のある人の地域における生活支援を推進するため、地域の社会資源を最大限に活用した、支援の拠点を整備していくことが求められています。

蕨市では地域自立支援協議会で、障害のある人のニーズや既存の福祉サービス等の整備状況を考慮した上で、居住支援機能及び地域支援機能を担う市内の既存施設・事業がそれぞれ役割を分担しながら、緊密に連携し、障害のある人の地域生活を支援する面的な体制整備を検討してきました。

地域生活支援の拠点等の整備に当たっては、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制として、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの５つの機能による総合的な地域の体制づくりが求められており、今後も引き続き、これらの機能をさらに整備していく必要があります。

また、精神障害のある人の地域生活への意向を推し進めていくため、保健、医療、福祉等が連携した支援体制により、必要なサービスを効果的に提供していく体制も構築していく必要があります。

施策の方向① 地域生活支援拠点の整備の推進

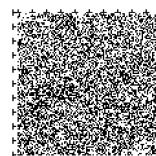
市内の既存施設・事業がそれぞれ役割を分担しながら、緊密に連携し、障害のある人の地域生活を支援する面的な体制整備をしていきます。

	施策名	施策の内容	担当課
51	地域生活支援拠点の整備	地域自立支援協議会で、障害のある人のニーズや既存の福祉サービス等の整備状況を考慮した上で、居住支援機能及び地域支援機能を担う市内の既存施設・事業がそれぞれ役割を分担しながら、緊密に連携し、障害のある人の地域生活を支援する面的な体制整備をしていきます。	福祉総務課 保健センター

施策の方向② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

関連機関や団体、近隣市と連携を取りながら、既存の事業や施設の活用方法などを検討し、受け入れ体制を整備していきます。

	施策名	施策の内容	担当課
52	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	住まいの確保や日中活動の場となる通所施設について、関連機関や団体、近隣市と連携を取りながら、既存の事業や施設の活用方法などを検討し、受け入れ体制を整備していきます。	保健センター 福祉総務課



基本方針Ⅲ 誰もが参加できる社会へ

基本目標（１） 雇用・就労の促進

現状と課題

就労は、社会的・経済的に自立するための重要な条件です。

障害のある人が就労を実現するためには、職業訓練、就労先の開拓や情報提供だけでなく、就職後のフォローとして、職場定着支援やさらには相談支援等による生活全般への支援も必要であり、身近な市内で就労と生活を総合的に支援することが求められています。また何より、障害のある人の希望と適性に応じた多様な職種や就労形態を提供し、雇用の拡大を図ることが重要です。

就労支援事業の充実もあり、緩やかではありますが、障害者雇用は年々増加傾向にあります。今後は、就労定着に向けた医療との連携の強化や、離職者が再就職を目指すための相談機能や職業訓練の強化にも目を向けていく必要があります。また、短時間雇用の活用やテレワークの活用、農福連携の取組など、新たな雇用の創出に向けて、市が率先して取り組み、その成果や課題を市内の事業所に伝え、共に解決していく必要があります。

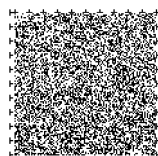
福祉的就労の場についても、仕事内容の充実を進めるとともに、障害者優先調達法に基づき、障害者就労施設等が提供する物品やサービスを優先的に購入（調達）し、工賃引き上げを支援していくことが課題です。

施策の方向① 就労支援の整備充実

働く意欲のある人が、一人でも多く就労できるよう、一人ひとりの特性にあった就労支援を推進します。

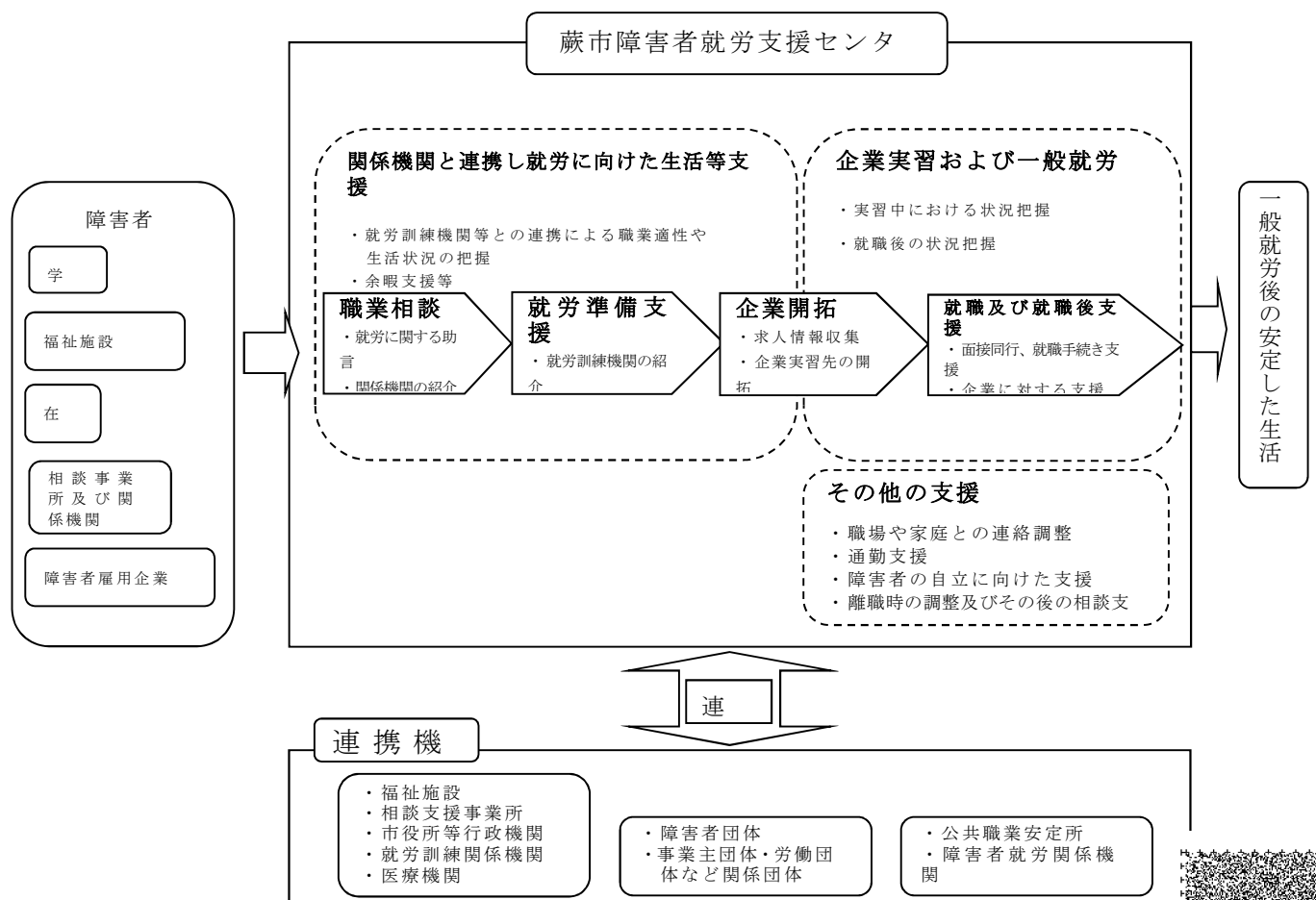
福祉的就労から一般就労への移行を支援するための就労移行支援事業や、一般企業での就労が困難な人に働く場を提供する就労継続支援事業へ取り組む事業者を支援します。

	施策名	施策の内容	担当課
53	効果的な就労支援策の検討・整備	蕨市地域自立支援協議会の専門部会において、雇う側と雇われる側の意向調整や企業内での実習訓練、就労後の定着支援など、市内・外の就労支援に関わる施策を総合的な観点から見直し、役割を整理したうえで、効果的な就労支援策を検討していきます。	福祉総務課 社会福祉協議会



	施策名	施策の内容	担当課
54	就労支援事業所の確保	障害者総合支援法における就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援事業所の適切な確保に努めます。	福祉総務課 保健センター
55	就労支援センターを中心とした就労支援の充実	総合社会福祉センターに設置している障害者就労支援センターで行っている、職業相談、就職情報提供、就職準備支援、就職後フォローアップ、関係機関との連携、企業開拓、就労訓練施設との連携などの就労支援の充実を図ります。	福祉総務課 社会福祉協議会
56	職業相談の推進	職業安定所や埼玉障害者職業センターにおいて実施されている様々な就労支援事業と連携し、就労を希望する障害のある人に対する職業相談を推進します。	福祉総務課 保健センター 社会福祉協議会
57	就労障害者のフォローアップ	生活全体に目を向けたフォローアップを実施して、職場定着と生活安定を図っています。 また、生活の部分でのフォローアップとして余暇支援にも取り組んでいきます。	福祉総務課 保健センター 社会福祉協議会
58	福祉施設からの一般就労への移行支援	就労移行支援事業所などに通う障害のある人が、一般就労にチャレンジできるよう、職業訓練後の就労に向けた企業実習と受け入れ先企業の開拓、確保を図ります。	社会福祉協議会

【一般就労に向けた支援イメージ】

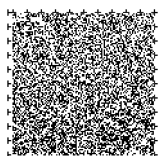


施策の方向② 雇用の場の拡大

障害者雇用についての意識啓発や事業主に対する助成制度の周知を進めるとともに、職域の拡大に向けて、蕨市障害者就労支援センターや関係機関と連携して雇用の場の拡大を図ります。

さらに、障害者優先調達法に基づき、施設における受注の確保に取り組むとともに、障害者施設の自主生産品を販売する以外にも、販路の拡大に努めていきます。

	施策名	施策の内容	担当課
59	事業主への雇用の啓発	市内の事業主に対し、商工会議所、蕨市にぎわいまちづくり連合会と連携を取りながら、障害者雇用に関わる各種助成制度の活用や税制優遇措置の周知、雇用実例の紹介などを行います。 国や県に対して障害者雇用の促進について働きかけていきます。	商工生活室 社会福祉協議会
60	市職員への雇用の促進	市職員の採用にあたっては、法定雇用率を基準とし、職員募集時における工夫や配慮、採用後の定着に向けた取組を検討しながら、その能力と適性をもとにした積極的な雇用に努めます。	人事課
61	福祉的就労の場の充実	自立生活を支援する重要な地域資源である市内の就労継続支援事業所や地域活動支援センターについて、安定的な運営が行えるよう支援します。 精神障害者の通所施設についても、民間施設による設置促進を含め、その充実に努めます。	福祉総務課 保健センター
62	公共施設内の売店等の設置促進	総合社会福祉センターに製品の売店を設置し、市役所をはじめとする公共施設や市内の企業などでパンの出張販売も実施しています。今後は作業内容の質的向上を図りながら、就労の安定化のための支援に努めます。 また、障害者優先調達法を踏まえて、受注の拡大に努めます。	福祉総務課 社会福祉協議会
63	市業務の委託の検討	市業務のうち委託可能な業務の委託を行い、福祉的就労の場の拡大に努めています。今後さらに、各種業務訓練を実施するとともに、委託可能な業務のさらなる拡大に努めます。	福祉総務課 関係各課
64	障害者就労施設等からの物品等の調達の推進	障害者優先調達法の周知を図るとともに、同法に基づき、目標額を設定した市の障害者優先調達推進方針を毎年度定め、障害者就労施設等における受注の確保に取り組めます。	福祉総務課 関係各課



基本目標（２） 豊かな地域活動の促進

現状と課題

障害のある人が、社会の様々な分野でいきいきと活動できる社会が求められています。

そのためには、各種の学習機会や場の拡充を図ることが重要です。

また、障害のある人の「生活の質」を上げていくためには、スポーツ・レクリエーション活動や文化活動への参画を促進することが重要です。

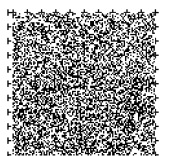
こうした活動を広げるには、障害のある人自身が参加への意欲を持つとともに、参加しやすい環境づくりを進めることが大切な条件と言えます。

今後とも、スポーツ・レクリエーション活動や文化活動等の事業を充実させ、障害の有無にかかわらず、すべての人が気軽に活動に参加し、交流できるような環境づくりを進めていくことが重要となります。

施策の方向① 生涯学習の充実

障害の特性にかかわらず、いつでも、様々な領域・分野にわたって幅広い学習活動に参加できるよう、多様な学習機会を提供するなど、生涯学習活動の充実に努めます。

	施策名	施策の内容	担当課
65	生涯学習プログラムの実施	市内の各機関がそれぞれに、あるいは連携して各種の生涯学習プログラムを実施しています。より多くの人が参加できるよう、ライフスタイルや価値観の変化に対応し、内容の充実を進めます。 ☐ 各公民館 ☐ 老人福祉センター ☐ 総合社会福祉センター ☐ 図書館 ☐ 福祉・児童センター ☐ 各児童館 ☐ 交流プラザさくら ☐ 歴史民俗資料館	介護保険室 福祉・児童センター 生涯学習スポーツ課 公民館 図書館 歴史民俗資料館
66	障害のある人向けプログラムの検討	障害のある人の参加を促す企画など、内容の充実を進めるとともに、障害への理解と受け入れ体制の充実を図ります。	福祉総務課 生涯学習スポーツ課

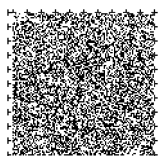


施策の方向② スポーツ・レクリエーション活動の充実

障害のある人が気軽に親しむことができるよう、関連する情報の効果的な提供や各種スポーツ大会や教室等の充実を図ります。

障害のある人の文化活動を推進するため、文化祭や作品展等の活動の場を提供し、障害のある人や障害者団体の活動を支援していきます。

	施策名	施策の内容	担当課
67	スポーツ・レクリエーション活動の充実	障害の有無にかかわらず交流を広げることができるよう、スポーツ・レクリエーション活動に関する情報を提供します。	福祉総務課 生涯学習スポーツ課
68	障害者スポーツ・レクリエーション活動の充実	障害のある人を対象としたスポーツ大会や教室への参加を支援します。 また、専門的な指導者の確保のために、関連団体との連携を進め指導員の派遣を依頼するとともに、スポーツ、レクリエーション関係者を指導者として養成していきます。	福祉総務課 生涯学習スポーツ課
69	文化・芸術活動の充実	障害のある人の文化活動を推進するため、文化祭や作品展等の活動の場を提供し、障害のある人や障害者団体の活動を支援していきます。	福祉総務課 生涯学習スポーツ課



基本方針Ⅳ 地域での自立支援の充実

基本目標（１） 地域生活を支えるサービスの充実

現状と課題

障害のある人が、地域で自立して、安心して生活していくために、各種の在宅福祉サービスの充実が求められています。

現在、市では、日常生活を営むために支援を必要とする身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、発達障害者、高次脳機能障害者等、すべての障害のある人のために、ホームヘルパーの派遣や日常生活の援助を行っています。

今後も、障害のある人が日常生活を営むために必要な訪問系サービスや移動支援、日常生活の援助など、引き続き地域生活を支える福祉サービスの充実に努めます。

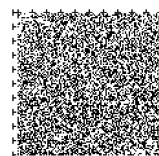
また、病院や施設から地域生活への移行をさらに進めていくためにも、重度の障害のある人や医療的ケアが必要な障害のある人が安心して利用できるサービスの充実に努めます。

さらに、障害のある人の経済的自立とその生活の安定を図るため、障害年金や国・都の手当制度、市独自の各種手当や助成金の支給等経済的支援に努めます。

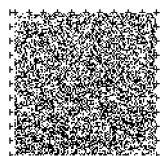
施策の方向① 在宅福祉サービスの充実

障害のある人の日常生活での自立を促進するため、多様化するニーズに対応し、必要とする人が必要とするサービスを十分に利用できるよう、在宅サービスの充実に努めます。

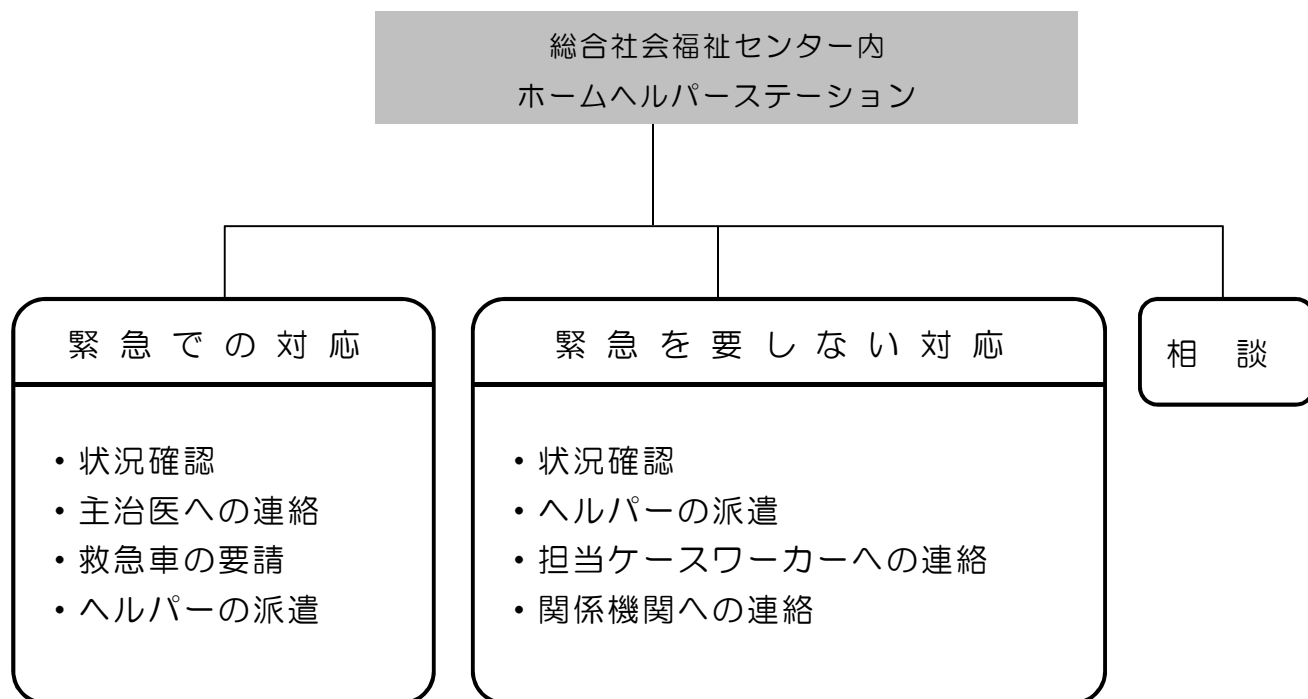
	施策名	施策の内容	担当課
70	訪問系サービスの確保	障害者総合支援法における障害福祉サービス制度の周知・普及を図りながら、対象となる福祉サービスの確保に努めます。また、サービスの質の確保と向上のために、県・サービス提供事業者との連携を図ります。 ☐ 居宅介護（ホームヘルプ） ☐ 重度訪問介護 ☐ 同行援護 ☐ 行動援護 ☐ 重度障害者等包括支援	福祉総務課 保健センター



	施策名	施策の内容	担当課
71	介護サービスの充実	介護保険事業計画に基づき、必要なサービス量に見合う供給体制の確保に努めるとともに、良質な事業者の参入を促進し、地域密着型サービスの充実に努めます。	介護保険室
72	ショートステイの整備	障害のある人とその家族が、地域で安心して暮らしていけるよう、グループホームに併設したショートステイの整備を含めて、市内にショートステイ施設を確保するよう努めます。また、近隣の事業所との連携を強化して、必要なサービス量に見合う供給体制を確保します。	福祉総務課
73	日中一時支援事業の充実	原則として、短期入所の日中預かりの受け皿として実施します。 また、介護給付との調整を図りながら提供事業者の確保、サービス提供体制の充実に努めます。	福祉総務課
74	生活サポート事業の充実	在宅で障害のある人や家族に対し、柔軟なサービスを提供する生活サポート事業に関し、市と契約する事業所を増やし充実させます。	福祉総務課
75	緊急時の相談・対応の充実	福祉連絡システムとして、利用者がいつでも相談できるよう、総合社会福祉センター内にあるホームヘルパーステーションが24時間体制で相談を受け、緊急対応、ホームヘルパー派遣等の対応につないでいます。引き続き、このサービスの周知を図っていきます。	福祉総務課
76	補装具の交付	身体に障害のある人の体の不自由な部分を補い、日常生活や職場での作業を容易にするための用具の交付及び修理を行うとともに、制度の周知を図ります。	福祉総務課
77	日常生活用具の給付・貸与	在宅の重度身体障害者に対し、日常生活の便宜を図るため、生活に必要な用具の給付・貸与を行うとともに、制度の周知を図ります。	福祉総務課
78	入浴サービスの充実	家庭において入浴することが困難な身体障害者に対する、訪問入浴サービスを充実するとともに、制度の周知を図ります。	福祉総務課
79	配食サービスの充実	食事の用意の難しい障害のある人や高齢者に対し、食事を提供するとともに安否確認を行うことを目的としています。引き続き、このサービスの周知を図っていきます。	福祉総務課
80	紙おむつの支給の充実	常時紙おむつを必要とする在宅の障害のある人に対し、紙おむつを支給します。今後は種類等の拡大について検討していきます。	福祉総務課



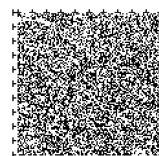
【24時間在宅福祉サービス提供体制】



施策の方向② 意思疎通支援の充実

意思疎通を図ることに支障がある障害のある人が日常生活を送るうえで不可欠なコミュニケーションを保障するため、各種の意思疎通支援を充実していきます。

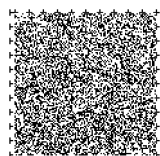
	施策名	施策の内容	担当課
81	意思疎通支援事業の充実	意思疎通を図ることに支障がある障害のある人の日常生活におけるコミュニケーションを保障し、円滑に行えるよう、手話通訳者派遣事業及び手話通訳者養成事業、要約筆記奉仕員派遣事業を行っています。今後も、十分な対応ができるよう、手話通訳者等の質の向上と人数確保に努めます。	福祉総務課 社会福祉協議会
82	手話・点字講習会等の開催	社会福祉協議会やボランティアサークルと共催して手話や点字の講習会を行っています。今後は、回数の増大、及び開催地域の拡大や、受講者が継続して学んでいくことができるよう、カリキュラムを充実していきます。	福祉総務課 社会福祉協議会



施策の方向③ 経済的支援の充実

障害のある人の経済的自立とその家庭生活の安定を図るため、国や県の社会保障制度の動向等を踏まえながら、市独自の各種手当や助成金の支給等経済的支援を行います。

	施策名	施策の内容	担当課
83	医療費の負担軽減	治療、リハビリテーションなどの医療費に対する負担の軽減を図るとともに、公費負担制度の周知・活用を促進します。 ☐ 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神障害者通院医療） ☐ 特定疾患医療 ☐ 重度心身障害者医療 ☐ 小児慢性特定疾病医療 ☐ 未熟児養育医療	福祉総務課 保健センター
84	各種手当の充実	障害のある人やその保護者に対して、手当を支給しています。今後も制度の充実について、国や県に要請していきます。 また、平成 23 年 9 月 1 日から、特別児童扶養手当の障害認定要領が一部改正になり、精神の障害として発達障害の障害認定基準が明記されたため、今後も関係機関との連携に努めながら、制度の普及・啓発を行います。 ☐ 特別障害者手当 ☐ 特別児童扶養手当 ☐ 障害児福祉手当 ☐ 児童扶養手当 ☐ 在宅重度障害者手当	福祉総務課 児童福祉課
85	年金制度の充実	自立した生活の基礎となる経済的支援のひとつとして、障害年金が制度化されています。今後も制度の充実について国や県に要請をしていきながら、窓口や年金講座において障害年金制度の情報提供に力を入れ、周知を図ります。	市民課
86	生活資金援助制度の活用	障害のある人やその家族の生活の安定を目的とし、様々な制度の活用を促進します。 また、民生委員と協力しながら、本制度の相談があった際には、社会福祉協議会へつないでいく体制を整備します。 ☐ 生活福祉資金	福祉総務課 社会福祉協議会
87	各種減額・減免、割引等の情報提供	各種税の控除、公共料金・運賃の割引について、情報の提供を行います。	福祉総務課 保健センター



基本目標（２） 日中活動の場の充実

現状と課題

障害のある人が、地域の中でいきいきと生活していくためには、障害のある人自身が必要な支援を受けながら、様々な機会を利用して積極的に自立に向けた訓練や活動に取り組んでいくことが重要です。

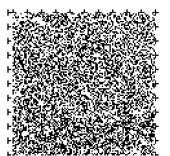
そのためには、障害のある人の自立のための訓練、充実した余暇の機会や就労の準備等の様々な活動の場を、その人のニーズに合わせて選択できるよう整備することが必要です。

また、障害のある人が、地域で自立して生活できるよう、日中活動を支援するための各種施設の整備や地域生活を支援する様々なサービスを充実させていくことも課題です。特に近年では、学校卒業までは各種の居場所があるものの、成人期には日中活動以外の活動の場がなく、日中活動後の居場所や成人期の居場所づくりの問題も提起されており、引きこもりの問題と合わせ、成人期の居場所づくりを充実していくことも求められます。

施策の方向① 日中活動の場の充実

障害のある人が、自立に向けた訓練や活動に取り組むことができるよう、日中活動の場の充実を図ります。

	施策名	施策の内容	担当課
88	日中活動サービスの充実	障害者総合支援法における各種の日中活動サービスの質と量の確保に努めます。 ☐ 生活介護 ☐ 自立訓練（機能訓練） ☐ 自立訓練（生活訓練） ☐ 就労移行支援 ☐ 就労継続支援	福祉総務課
89	精神障害者社会復帰相談事業の充実	在宅の精神障害者で、病状が安定している方にグループ活動を通して、社会参加の促進に役立てるため、創作活動やスポーツ、野外活動等を行っています。現在、参加者主体のプログラムで様々な活動が行われていますが、社会復帰に向け、地域活動支援センターなどとの連携・調整を図っていきます。 ☐ ソーシャルクラブ	保健センター
90	生活介護事業の充実	障害のある人の地域生活を支える支援として、障害状況に合わせた訓練活動（手芸・音楽・陶芸など）を実施するとともに、地域社会との交流やボランティア等の受け入れなどを行っています。今後は、定期的な地域とのつながりの場の設置を検討するとともに、事業内容の拡充を図ります。	福祉総務課 社会福祉協議会

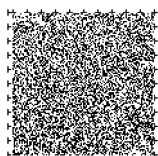


	施策名	施策の内容	担当課
91	就労継続支援B型事業の充実	就労を目指す障害のある人の社会生活の充実と福祉的就労を目的として、必要な訓練や生活支援を行っています。今後は、受託事業の開拓と工賃アップを課題とし、店舗の出店など積極的に内容を充実していきます。	福祉総務課 保健センター 社会福祉協議会
92	地域活動支援センターの充実	平成19年度から総合社会福祉センター内に、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流支援の場となる地域活動支援センターを設置しています。在宅での生活を支援するための日中活動の場として、創作活動や機能訓練、入浴、食事などのメニューから、利用者のニーズにあわせてプログラムを組み、日中活動の充実を図ります。 また、活動に対しては看護師を配置し、重度心身障害のある人も受け入れられるよう配慮しています。 市内の2か所ある他の地域活動支援センターに対しては、補助を行うことで活動内容を支援していきます。	福祉総務課 保健センター 社会福祉協議会

施策の方向② 移動手段の確保

障害のある人が気軽に外出できるよう、移動手段の確保に努めます。

	施策名	施策の内容	担当課
93	移動支援事業の充実	介護給付で移動サービスを受けられない障害のある人を対象に、円滑に外出することができるよう、移動支援を実施しています。 今後は、支援内容を明確化し、サービス利用の適正化を図りながら、社会参加のための移動を支援します。	福祉総務課 保健センター
94	外出支援サービスの周知	障害のある人の生活圏の拡大と社会参加促進のためのサービスの情報の周知とともに、利用できる給油所を増やすなど事業の充実を図ります。 □福祉タクシー利用券・福祉自動車燃料券 □自動車運転免許取得費の補助・自動車改造費の補助	福祉総務課
95	スロープ付自動車の貸出し	社会福祉協議会で貸出しを行っている「ふれあい号」（車いすに乗ったまま利用できる福祉車両）について、PRを十分に行い、利用を促進します。	福祉総務課 社会福祉協議会
96	コミュニティバスの無償化	公共施設、医療機関、駅を経由しながら循環するノンステップコミュニティバス「ぶらっとわらび」を、無償化し障害のある人の移動を支援するとともに、より利用しやすいものへと充実していきます。	安全安心推進課
97	盲導犬・聴導犬・介助犬の普及	「障害者の福祉ガイド」で周知していますが、利用者が少ないことから、市民に対する制度の周知に努め、活用を促進します。	福祉総務課



基本目標（３） 暮らしの場の確保

現状と課題

障害のある人が、地域の中で安心して生活するために、その生活の基盤である住宅環境を改善していくことが求められています。

そのために、公営住宅等の優先入居枠の確保や、入居要件の緩和等、住まいを確保するための施策を充実させるほか、一戸建住宅については住宅改造の支援や新築・改築の際の融資条件等の緩和、拡充をしていくことが必要です。

特に今後、当事者や介助者の高齢化、精神障害者の地域移行、ひとり暮らしを希望する人などが増加していくことにともない、本人やその家族の生活スタイルに応じた多様な住まいを確保するための施策を充実させることが必要です。

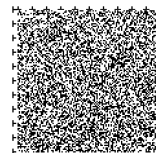
障害者等の地域生活の場としてグループホームはますます重要となっており、重度障害者等の受入れも可能なグループホームを含め、グループホームの整備をさらに推進していくことが課題です。

入所施設に関しては、国は地域移行を進めるという観点から、基本的に新規の入所施設の設置を認めておらず、県も県全域で広域的に施設数の調整を行うとしております。現在市内に入所施設はなく、障害が重い等の理由から、入所施設を希望する当事者やその家族の切実な要望がある現状を認識し、南部障害保健福祉圏域である川口市、戸田市とともに国、県に働きかけることや設置の可能性を研究することが重要な課題です。

施策の方向① 暮らしやすい住宅の整備

障害のある人が、安心して暮らせるよう設備等に配慮された市営住宅、民間住宅等の整備を進めるとともに、グループホームの整備をさらに進めます。

	施策名	施策の内容	担当課
98	グループホーム※の整備	地域生活への移行を進めるためにも、グループホーム（共同生活援助）の計画的な整備が必要です。 今後、当事者団体や関係者と協力し、市内におけるグループホーム等の確保に努めます。	福祉総務課 保健センター
99	市営住宅の整備	障害のある人や高齢者に配慮した住戸の整備を進めるために、既存の市営住宅のバリアフリー化を図るなど計画的な整備改善に努めます。	建築課
100	民間賃貸住宅への利用補助	民間の賃貸住宅に入居している障害のある人がいる世帯に、一定額の家賃助成を行っています。	福祉総務課



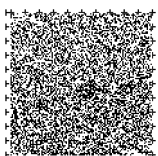
	施策名	施策の内容	担当課
101	住宅改修等の助成・貸付制度の活用促進	障害の状況に応じて住宅を新築、増築、改築又は改造する場合の貸付や補助制度の活用を促進します。 ☐ 身体障害者住宅改修費の給付 ☐ 重度障害者居宅改善整備費補助 ☐ 生活福祉資金（住宅資金）の貸付 ☐ 住宅リフォーム助成金	商工生活室 福祉総務課 社会福祉協議会

※グループホーム： 地域社会の中にある住宅（アパート、マンション、一戸建て等）において数人が共同生活を行う住居で、専任の世話人によって、食事や日常生活に必要なものが提供されるもの。

施策の方向② 施設利用への支援

入所施設を必要とする障害のある人のニーズに応えるために、広域での対応や、民間の施設整備支援を含め、施設利用への支援に努めます。

	施策名	施策の内容	担当課
102	施設入所支援	障害者総合支援法に基づき、生活介護又は自立訓練等の対象者に対し、日中活動とあわせて、夜間等における入浴、排せつ、食事の介護等が提供されます。施設を必要とする人に、ケースワークを通し、入所の支援を行い、入所待機者の減少を図ります。	福祉総務課
103	蕨市、川口市、戸田市で構成する南部障害保健福祉圏域での広域的対応を基本とした入所施設の確保の検討	施設を必要とする障害のある人のニーズに応えるために、蕨市、川口市、戸田市で構成する南部障害保健福祉圏域での広域的対応を基本として、民間の施設整備支援を含め、入所施設の確保のための協議、検討を行います。	福祉総務課



基本目標（４） 保健・医療との連携

現状と課題

障害を早期に発見し、適切な治療及び療育が受けられる環境づくりを進めるとともに、家族の精神的な負担を軽減する支援体制を充実することが求められています。

そのためには、乳幼児の健康診査を実施し、障害の早期発見、早期対応を図り、発達支援について一層の充実を図ることや保健・医療・保育等、関係機関の密接な連携の下に、障害に対する相談、通園・通所、さらに教育へと切れ目のない支援が行われるよう、保健・医療等との連携を強化していくことが課題です。

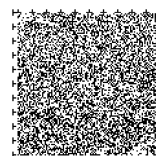
医療的ケアの必要な人や難病、高次脳機能障害、精神障害、さらに依存症への支援など、障害のある人の医療的ニーズは多岐にわたるものとなっています。これらに関しては、それぞれの特性に応じた支援や家族を含めた支援が必要な場合も多く、行政機関や医療機関、当事者団体などが連携していくことが求められています。障害に応じた専門的な医療機関との連携を強化し、健康への不安や、健康や医療の情報を積極的に提供するとともに、各種保健事業の実施や適切な医療受診を促します。

施策の方向① 母子保健事業の推進

妊産婦の健康管理や乳幼児の疾病や障害の早期発見のため、健康診査、相談、発育発達支援の一層の充実を図ります。

また、障害の早期発見のため、保健センター、医療機関、保育所等と緊密な連携を図り、療育から健康づくりに至る支援体制の整備を図ります。

	施策名	施策の内容	担当課
104	妊産婦の健康管理の充実	健やかな妊娠と出産のため、母子健康手帳の交付とあわせて妊婦健康診査の受診券を交付しています。妊婦の健康状態や胎児の発育状況を定期的に診ることで、妊産婦死亡の減少と出産時の安全を図ります。 また、出産後の産後うつ病を防ぐため、訪問指導時に母親の精神状態を把握し必要な支援を行います。	保健センター



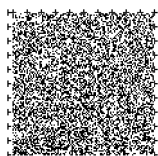
	施策名	施策の内容	担当課
105	乳幼児健康診査事業	4か月児、1歳6か月児、3歳6か月児、4歳6か月児を対象に健康診査を行い、乳幼児の健やかな成長と疾病の予防、障害の早期発見に努めます。より精密な診査を必要とする乳幼児を対象に、二次健診を行うとともに、経過観察や医療機関の紹介を行っています。今後も、軽度の発達障害の早期発見、早期療育のため、専門職員（心理相談員や保健師等）のスキルのさらなる向上に努めます。 また、健康診査未受診児の把握と乳幼児の発育発達支援に取り組んでいきます。	保健センター
106	乳幼児訪問指導事業	全ての家庭に新生児・産婦訪問指導（乳児家庭全戸訪問指導）を実施します。また、乳幼児健康診査や相談事業の後、経過観察児及び適切な指導が必要な乳幼児に対して、適宜訪問して相談を受けています。今後も関連機関との連携を強化し、乳幼児の相談支援体制の充実に努めます。	保健センター
107	各種相談事業の充実	妊娠中や乳幼児の発育発達・育児に関する悩みや心配事に対して、各関係機関において、電話や面接による相談、支援を行っています。相談件数が増加しているため、関係機関との連携を強化し、相談対応の充実に努めます。 □保健センター □地域子育て支援センター □保育園 □家庭児童相談室 □子育て世代包括支援センター	児童福祉課 保健センター

施策の方向② 医療・リハビリテーションの充実

障害のある人の健康の保持・増進のため、健康管理や医療の情報を積極的に提供するなど、各種保健医療事業の充実を図ります。

また、障害に応じたリハビリテーションを受けられるよう医療機関や介護保険施設等とも連携し、リハビリテーションの提供を図ります。

	施策名	施策の内容	担当課
108	訪問指導の実施	障害のある人の健康を維持し二次障害の防止、障害の深刻化を防ぐため、家庭における療養、介護などに関する指導、疾病の予防に関する指導を行います。	保健センター
109	障害のある人の歯科診療制度の活用促進	障害のある人が、より身近な地域で安心して歯科診療が受けられるよう「障害者歯科相談医」の周知を図るとともに、埼玉県在宅歯科医療推進窓口の活用を促進し、必要に応じて専門歯科診療所への紹介を行います。 また、歯科診療所への通院が困難な方に歯科医師または歯科衛生士が訪問し、治療や口腔衛生指導を行う訪問歯科診療について、周知に努めます。	福祉総務課 保健センター

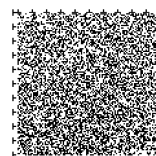


	施策名	施策の内容	担当課
110	救急医療体制の整備	緊急時の適切な医療の確保を図るため、蕨市、戸田市において、休日・平日夜間救急医療（初期救急）を急患診療所で実施しているほか、休日の産婦人科診療を蕨市、戸田市の医療機関で実施しています。また、休日・平日夜間に入院を要する重症患者に対応するため、二次救急医療を蕨市、戸田市の医療機関で実施しています。今後も、蕨市、戸田市において、救急医療体制の充実について検討を重ねていくとともに、緊急時の家庭での対処方法や、救急医療の適切な利用方法について、日ごろからの周知に努めます。	保健センター
111	機能回復訓練の充実	心身の機能が低下している人や家に閉じこもりがちな方、また言語に障害のある人に対して、その機能の維持、向上を図り、日常生活の自立を助けるとともに心身機能の活性化を図ることを目的として、言語療法士、作業療法士による機能回復訓練を実施しています。今後さらに、実施回数や内容の充実に努めます。 □機能回復訓練（言語） □機能回復訓練（身体）	福祉総務課

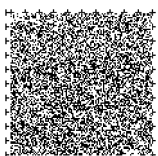
施策の方向③ 健康づくりの推進

障害の有無にかかわらず、誰もが健康で、いきいきと地域で暮らしていけるよう、「わらび健康アップ計画」に基づき、様々な健康づくりを推進していきます。

	施策名	施策の内容	担当課
112	健康づくりの普及啓発	「わらび健康アップ計画」に基づく健康づくりを地域住民や団体と協働して行い、「健康密度も日本一のまちへ」を目指します。 また、「わらび健康アップサポーター」の養成を推進し、健康づくりを草の根レベルで広める取組を行います。	保健センター
113	各種相談事業の充実	心身の健康に関する相談、食生活や運動に関する相談体制の充実を図り、生活習慣病予防や健康づくりに必要な保健指導を実施します。	保健センター
114	健康教育の充実	病気や健康づくりに関する正しい知識の普及と自ら健康づくりに努められるよう、生活習慣病予防や健康づくりに関する健康教育を実施しています。 また、介護予防事業などを行う介護保険室や国民健康保険加入者の特定健診の実施主体である医療保険課等と連携し、効果的・効率的な健康教育を行っています。	保健センター
115	健康診査・がん検診等各種検診の充実	国民健康保険加入者の特定健康診査、後期高齢者医療加入者の健康診査、30歳代の方と生活保護受給者に対する健康診査、さらに、各種がん検診や骨粗しょう症検診・歯周疾患検診を実施し受診率の向上を図ることで、疾病予防や早期発見・早期治療に努めます。	医療保険課 保健センター



	施策名	施策の内容	担当課
116	こころの健康づくり事業の充実	精神保健福祉に関する正しい知識の普及とこころの病を持つ方に対しての理解を深めるため、「こころの健康講座」や「支援講座」を開催しています。より多くの人に参加できるよう、周知に努め、内容の充実を図ります。 また「こころの健康相談」を毎月開催し、様々なこころの悩みや精神疾患などの相談が気軽に受けられるよう、引き続き行っていきます。	保健センター



基本方針Ⅴ 障害児支援の充実

基本目標（１） 療育・教育の充実

現状と課題

障害のある子どもの個性や能力を育むには、一人ひとりの障害の特性に応じた保育を行っていくことが必要であり、特に、障害のある子どもと保護者の希望に応じて、適切な保育を受けられるように配慮していくことが重要です。

乳幼児期における健康診査からつながる早期療育の充実を図るとともに、障害のある子どもやその保護者に対する乳幼児期からの療育支援体制の充実に努めます。

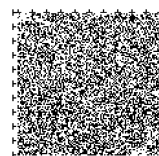
また、特に、医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害児、発達に課題のある子どもなど、支援内容の専門性や多様化が進んでいることから、職員の知識とスキルの向上に常に努める必要があります。

教育においては、「共生社会」の実現に向け、インクルーシブ教育を推進し、障害のある子どもない子ども地域とともに育ち合う環境を整備するとともに、一人ひとりの個性やニーズに応じた教育を受けられるよう、引き続き各関係機関と連携して取り組むことが大切です。

施策の方向① 療育・保育環境の整備

保健・医療・福祉の密接な連携の下に、障害の早期発見、相談、指導、通園・通所、さらに教育へといった流れがスムーズに行われるよう、地域における療育支援体制の充実を進めます。

	施策名	施策の内容	担当課
117	療育支援体制の充実	障害のある子どもを早期に発見し、療育等の必要な支援につながるよう、乳幼児健康診査や発達相談等のフォロー体制の充実を図ります。 また、児童福祉法に基づく障害児通所支援（児童発達支援等）および障害児入所支援の活用を促すため、障害児相談支援事業者と連携を密にし、支援体制の充実に努めます。	福祉総務課 保健センター



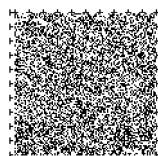
	施策名	施策の内容	担当課
118	児童発達支援センター等療育支援施設の充実	児童発達支援センターであり、障害や発達に問題のある子どもの通園施設であるあすなろ学園において、早期に適切な療育支援が受けられるよう、施設の充実と支援に努めます。	福祉総務課
119	保育園の受け入れ体制の確保	引き続き保育士の確保に積極的に取り組み、障害児保育の体制確保に努めます。 また、あすなろ学園による保育所等訪問支援や巡回相談を活用して、地域で専門的な支援が行えるようにします。	児童福祉課
120	幼稚園の受け入れ体制への支援	障害のある幼児の進路の選択肢を広げるため、幼稚園へノーマライゼーションの理解促進を図るとともに、あすなろ学園による保育所等訪問支援や巡回相談を実施することで、幼稚園における受け入れ体制を支援します。	福祉総務課
121	研修の機会の確保	障害のある乳幼児とその保護者を心身両面から継続して支援していくための各種研修の機会を確保し、その研修成果をもとに関係機関で情報を共有し、支援内容の充実を図ります。	保健センター

施策の方向② 教育環境の充実

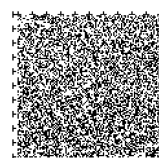
障害のある児童・生徒に応じた教育を進めるため、特別支援学級や通常学級における特別支援教育の充実を図ります。また、教職員の特別支援教育に関する指導力向上のため、研修を計画的に実施します。

学校の改築等の際には、バリアフリー化の推進を図るとともに、特別支援学級と通常学級の児童・生徒が自然に交流できるよう、教室の配置等に配慮していきます。

	施策名	施策の内容	担当課
122	教育センターの充実	教育全般に関わる相談機関として、来室、電話、メールによる相談に対応しています。 また、不登校の状態にある児童生徒に対し、「適応指導教室」を開設し、指導を行っています。 今後も相談活動、適応指導教室のさらなる充実を図ります。	学校教育課
123	就学相談の充実	保護者への理解を深める相談の実施や、就学支援委員会後の継続相談を実施するなど、適切な就学の支援に努めます。 また、相談内容について、就学後の生活にも活かすことができるよう、学校との連携を強化します。	学校教育課
124	通級による特別支援教育の充実	東小学校、北小学校内に「難聴・言語障害通級指導教室」、南小学校内に「発達障害・情緒障害通級指導教室」を設置し、一人ひとりの障害に応じた個別指導を行っています。 また、通級指導担当者による教育相談も行っています。 通級での指導内容を、在籍校でも活かすことができるよう連携をさらに強化します。	学校教育課



	施策名	施策の内容	担当課
125	特別支援教育のための職員の配置	特別支援学級並びに通常学級に在籍する障害のある児童・生徒に対し、一人ひとりに応じたきめ細かな指導・支援を行うため、スクール支援員を配置しています。現在、全小・中学校に1名ずつ（特別支援学級と発達障害・情緒障害通級指導教室が設置されている小学校には2名ずつ）配置しています。 また、通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒の支援のため「特別支援教育支援員」の配置を行っています。 引き続き、支援員の効果及び成果についてまとめつつ、支援員の勤務の在り方、支援体制について研修を行っていきます。	学校教育課
126	教職員研修の充実	児童・生徒一人ひとりの障害の状況に応じた教育内容の充実を図るため、各校において専門的な校内研修を実施するとともに、県等が主催する専門研修等への参加を促進し、教職員の専門知識と技術の向上を図ります。 各校における特別支援教育の在り方については研修が進められているので、今後も各学校の取組が交流できるような研修を行っていきます。	学校教育課
127	学校施設の整備	施設、設備、職員配置の改善を中心として学校施設の整備を行い、受け入れ体制の充実を進めます。 また、学校施設の段階的な整備を行うなど、計画的に推進します。 また、学校施設長寿命化改修計画の策定に向け研究を重ね、そのなかで校舎のバリアフリー化についても検討していきます。	教育総務課
128	福祉教育・交流教育の推進	各学校の教育課程に基づき、福祉教育を行うとともに、小・中学校と特別支援学校等の児童・生徒が日常的な交流や、共同体験を通じて互いに理解を深めあい、ともに豊かな人間性をはぐくむために、交流教育を進めます。 また、現在実施している取組を、市内全校で実施できるように働きかけていきます。 □特別支援学校との支援籍学習	学校教育課



基本目標（２） 子どもの成長への支援の充実

現状と課題

幼い時から障害のある子どもや、発達に課題のある子どもが、健やかに成長していけるよう、その子の発達を促し、様々な能力を育てるために、できるだけ早期のうちに周囲の理解を得ながら適切な療育や支援を受けることが重要です。

保護者にとって、子どもの病気や障害に対する悩みを抱えながら育児を行うことは、大きな不安が伴い、時には障害を認めたくないこともあることから、周りの支援や助言を受け付けられないなど、障害理解について課題があります。保護者の気持ちを理解するとともに、保護者へのサポートも必要となります。

蕨市ではこれまでも、保育園・幼稚園巡回相談、関係機関との連携など、発達障害児を含めた支援体制の強化に取り組んできました。また、特別支援学校においては五者面談及びサービス説明会を開催し、児童とその家庭への切れ目のないサポート体制づくりに取り組んでいます。

また、近年の医療的ケア児や重症心身障害児支援の必要性の向上、親亡き後への不安の高まりなどに対応していくため、地域自立支援協議会の相談支援部会による地域課題の洗い出しを行うとともに、重症心身障害児、医療的ケア児への対応として、令和元年度より地域ネット支援部会を立ち上げたところであり、今後も、子どもの成長への支援の更なる充実に努めます。

施策の方向① 成長の段階に応じた切れ目のない支援体制の充実

就学前の療育から就学後の教育へのスムーズな移行と保護者と子どもそれぞれへの支援の具体化、さらに学校卒業後の社会参加も視野に入れた、切れ目のない継続的な支援体制の充実に努めます。

	施策名	施策の内容	担当課
129	児童発達支援センターを中心とした連携体制の構築	地域の児童発達支援センターであるあすなろ学園を中心に、児童発達支援事業所、保育園、幼稚園等関係機関と連携し、支援体制の強化を図ります。	福祉総務課 保健センター 児童福祉課
130	ペアレントメンター※の養成	障害児・者を持つ家族の不安解消を図り、適切な相談支援を行うため、ペアレントメンターの養成支援をおこないます。	福祉総務課 保健センター
131	ペアレントトレーニングの実施	子どもの発達に課題や不安を持つ保護者が増えていることから、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の実施に向け検討します。	福祉総務課 保健センター

※ペアレントメンター： 障害児（者）の子育て経験のある親で、その経験を生かし、子どもが障害の診断を受けて間もない親などに対し、助言や相談を行う者。

施策の方向② 障害児及び保護者への支援の充実

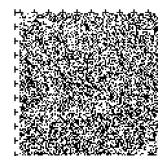
障害のある児童がいる世帯の養育環境の多様化の中、適切な療育を受けられる社会資源の確保に努めます。

	施策名	施策の内容	担当課
132	障害児支援の充実	未就園児を対象とした児童発達支援および小学生から高校生までを対象とした放課後等デイサービスの充実を図り、身近な地域で支援が受けられるよう体制を整備します。	福祉総務課
133	放課後児童対策の推進	障害のある児童の放課後の受け入れ先として、放課後等デイサービスを積極的に活用していきます。 あわせて、集団保育が可能な障害のある児童については、市内の留守家庭児童指導室においても、安全に配慮した体制を整えることにより、受け入れを行います。	福祉総務課 児童福祉課
134	重症心身障害児に対応した放課後支援事業所の確保	重症心身障害児が身近な地域にある放課後等デイサービスを利用できるように、地域資源の開発等に取り組みます。	福祉総務課

施策の方向③ 医療的ケア児、重度障害児への支援の充実

医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害児、発達に課題のある子どもなど、支援内容の専門性や多様化が進んでいることから、必要な資源の検討と共に、職員の知識とスキルの向上に常に努めます。

	施策名	施策の内容	担当課
135	医療的ケア児のための協議の場の設置	協議の場において、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進します。	福祉総務課
136	医療的ケア児のためのコーディネーターの配置	医療と福祉・教育等を包括的にコーディネートし、多分野に属する支援者が単独では解決できない課題に対し、連携・協働して取り組むため、コーディネーターを配置します。	福祉総務課
137	重度心身障害児等の家族支援の実施	重症心身障害児等の家族支援の実施に向け、まずは超重症心身障害児の家族に対するレスパイトケア事業の導入について検討します。	福祉総務課



基本方針Ⅵ 安全・安心なまちづくり

基本目標（１） 福祉のまちづくりの推進

現状と課題

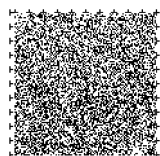
障害のある人が社会のあらゆる分野に参加するために、様々な社会的障壁を取り除いていくことが求められています。

障害のある人が地域社会の中で、安全に道路を移動し、各種の交通機関や施設を利用できるようにするため、従来のバリアフリーの視点に加え、すべての人に優しく使いやすいユニバーサルデザインの考え方も含めた、福祉のまちづくりを進めていくことが重要です。

施策の方向① 生活環境のバリアフリー化の推進

障害のある人が日常生活の中で、気軽に安心して利用できるよう、バリアフリーの理念に基づいた、駅や公共施設の整備をはじめ、障害のある人の利用に配慮した建築物や歩道の整備を推進します。

	施策名	施策の内容	担当課
138	公共建築物の整備	公共建築物について、「バリアフリー新法」「埼玉県福祉のまちづくり条例」「埼玉県建築物バリアフリー条例」に基づき、障害のある人や高齢者など、市民の誰にとっても使いやすい施設として整備します。	建築課 市有建築物の各所管課
139	公園施設の整備改善	公園などの改善整備の際には、出入口の段差解消、車いすに対応したトイレや水飲み場の設置など、誰もが利用しやすいように配慮した公園施設の整備や改善を推進します。	道路公園課
140	安心して歩ける歩道の整備	歩道の段差解消など誰もが安心して歩ける歩道の整備に努めます。	道路公園課
141	歩道における障害物の除去	歩道における違法駐車や違法看板、放置自転車等の解消に努めます。	安全安心推進課 道路公園課



基本目標（２） 防災と災害時の支援体制の充実

現状と課題

すべての人が地域で安心して暮らしていくために、行政が防災設備・制度を整えるとともに、市民の地域ぐるみの防犯への取組や、災害時の協力・支援体制を充実させることが求められています。

特に、障害のある人を含む、自力では避難することが困難な人の円滑な避難支援や安否確認の実施には、地域住民、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防機関、警察機関など、地域の幅広い協力が不可欠です。避難行動に支援が必要な人の災害時の安全を確保するため、防災訓練に当事者だけでなくできるだけ多くの人の参加を促すとともに、障害に配慮した情報伝達手法についての検討、福祉避難所の開設や避難所での障害への具体的な配慮の方法などを検証し、充実していく必要があります。

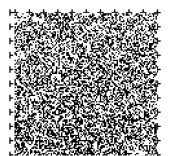
市では現在、二次避難所である福祉避難所を７施設指定していますが、避難所や福祉避難所がどこに設置され、どのように運営されるものかを知らない市民も少なくありません。このため、それぞれの役割を平常時から周知していくことも求められます。

また、新型コロナウイルス感染症により提起された避難所における感染症対策も重要な課題であり、市全体として検討し、対処していく必要があります。

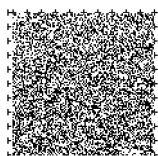
施策の方向① 防犯・防災体制の整備

障害のある人の災害時の安全を確保するため、防災訓練への参加を促進するとともに、災害時に備え避難場所の整備に努め、地域住民やボランティア組織、NPO等との協働により、障害のある人への支援体制の整備を図ります。

	施策名	施策の内容	担当課
142	防犯体制の推進	緊急時の通信手段である「ファクス 110 番」や「メール 110 番」について、ホームページ等による周知を図ります。	安全安心推進課
143	消費者被害の未然防止	消費生活センターと各相談支援機関が連携し、障害のある人の悪徳商法等の被害防止、啓発に取り組みます。	商工生活室



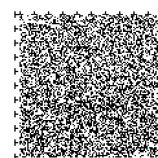
	施策名	施策の内容	担当課
144	地域での援護体制の整備	地域の防災コミュニティ、民生委員・児童委員などの協力を得て、在宅の避難行動要支援者の把握に努め、災害時における適切な救出救護ができるよう、避難行動要支援者避難支援プランの作成を進めます。 また、平時からの見守り活動を推進し、各関係者の連携を強めることで、災害時に円滑な支援活動が行えるようにしていきます。	安全安心推進課 福祉総務課
145	ヘルプカード（防災カード）などの作成	災害時のみならず、緊急時に適切な救援、援護を受けられるよう、あらかじめ緊急時の連絡先や必要とする援助内容などが記載されたヘルプカード（防災カード）などを作成します。 今後は、関係各課とも連携して、障害のある人に普及を図っていきます。	安全安心推進課 福祉総務課
146	防災訓練への参加促進	防災訓練への参加を呼びかけ、障害のある人に応じた訓練を実施します。年1回の蕨市総合防災演習や各自主防災組織での訓練の他、福祉施設などでの訓練の実施を支援していきます。 また、訓練へ障害のある人やその親族等が参加しやすい方法を検討し、地域や支援者等と障害のある人の理解の促進を図ります。	安全安心推進課
147	Net119、ファクス119の利用促進	音声による119番通報が困難な人のための、インターネット、ファクスによる緊急通報システムの周知を図り、利用を促します。	消防本部総務課

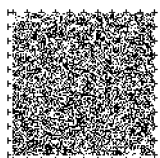


施策の方向② 災害時の避難体制の整備

地域における避難場所の整備に努めるとともに、地域住民やボランティア組織との協働により、障害のある人の災害への支援体制の充実を図ります。福祉避難所の周知に努めます。

	施策名	施策の内容	担当課
148	緊急時の情報提供体制の充実	災害発生時において、高齢者、障害のある人、病気、あるいはケガ等で、自力で移動が困難な方からの自己申請により情報の提供を受け、消防緊急通信指令システムによる災害発生時の速やかな救助活動や避難対策に活用しています。 プライバシーに配慮しながらより多くの人の理解を得て、登録の普及を図ります。 また、蕨市地域防災計画や蕨市避難行動要支援者避難支援プランとの整合性を図りながら、緊急時情報提供体制の充実を図ります。	安全安心推進課 消防本部総務課
149	避難所での障害者配慮	指定避難所のバリアフリーの整備を進めるとともに、障害のある人に対する対応を適切に行うために、避難所への専門職（医師、保健師、ソーシャルワーカー、手話通訳者、ヘルパー等）の派遣体制づくりを進めます。 また、避難所運営訓練などの実施により、避難所の運営体制の確立を図ります。	安全安心推進課
150	福祉避難所（二次的避難所）の整備	総合社会福祉センター等を福祉避難所に指定し、福祉避難所としての機能を充実させます。 また、福祉避難所に指定された施設との連携を高め、災害対策用の備蓄や、訓練の支援を検討していきます。	安全安心推進課
151	災害ボランティア活動の充実	災害ボランティアセンター運営について検討を進め、災害ボランティア、傾聴ボランティアの養成を図ります。	福祉総務課 社会福祉協議会

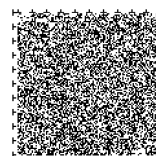


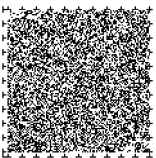


第 5 章

障害福祉サービス等の推進

（第 6 期蕨市障害福祉計画・第 2 期蕨市障害児福祉計画）





1 成果目標

この計画における数値目標は、国の基本指針を踏まえて、地域の実情に応じて設定することになっており、市では、県の考えも踏まえながら、令和5（2023）年度を目標年度として、次のように数値目標を設定します。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の指針（考え方）

- ・令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- ・令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

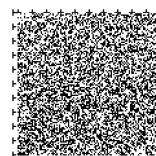
市の考え方

- 国の考えに基づき、以下の目標を設定します。
- 国基本指針の考え方にある施設入所者の削減数の数値目標については、県の考え方を踏まえ、設定しません。

項目	目標
地域移行者数	令和元年度末時点の施設入所者数45人のうち、令和5年度末までに6%（3人）以上の人を地域生活に移行する。

【目標達成のための取組】

- ・市では、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度まで、国・県の考えに基づき、令和元（2019）年度末時点の施設入所者数45人の6.7%、3か年で合計3人が地域移行支援を受けて地域生活へ移行することを目標値とします。
- ・目標値の達成に向けては、住まいの場や日中活動の場など地域生活の基盤充実に努めるとともに、入所中から地域生活の準備等を支援する地域移行支援の利用を促進することで、障害のある人の地域生活への円滑な移行を目指します。



(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針（考え方）

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。
- ・令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上・未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。
- ・精神病床における早期退院率に関して、入院後3ヶ月時点の退院率については69%以上、入院後6ヶ月時点の退院率については86%以上及び入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。

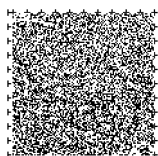
市の考え方

- 基本指針で国から求められている項目は、県が指標の設定を行うため、市では設定を行いません。
- 引き続き精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

【目標達成のための取組】

- ・精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。以下同じ。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築については、令和5（2023）年度までに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを目標にします。
- ・精神障害のある方が安心して地域で生活を継続できるよう、保健・医療・福祉が連携した会議の場において、地域で生活する上で必要な資源やネットワークのあり方について、継続して検討していきます。

項目	活動指標
協議の場の開催回数	年1回
協議の場の参加者数	10人
協議の場における目標設定と検証実施	年1回 PDCA サイクルにより評価実施



(3) 地域生活支援拠点等有する機能の充実

国の指針（考え方）

- ・地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

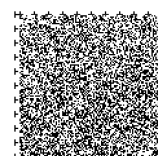
市の考え方

- 障害のある人の重度化・高齢化、「親亡き後」を見据えた地域生活支援への更なる充実が求められます。地域生活支援拠点を令和5（2023）年度末までに1か所確保し、機能充実のため、年1回以上、運用状況を検証・検討することを基本とします。

【目標達成のための取組】

- ・ 多様な就労の場の創出、グループホームをはじめとする居住サービスの整備、医療との連携の強化などに向け、市内の様々な機関との連携をさらに推進します。
- ・ 地域自立支援協議会を中心に、市内の事業者が一緒になって、より充実した機能を提供できるよう、地域生活支援拠点の確保を進めます。

項目	活動指標
地域生活支援拠点設置個所数	1か所
機能検証の実施回数	年1回以上運用状況の検証・検討を実施



(4)福祉施設から一般就労への移行等

国の指針（考え方）

- ・一般就労への移行者数を令和元年度の1.27倍にする。
 うち 就労移行支援事業を通じた移行者数：1.30 倍
 就労継続支援A型を通じた移行者数：1.26 倍
 就労継続支援B型を通じた移行者数：1.23 倍
- ・就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち、7割以上が利用する。
- ・就労定着率8割以上の就労定着支援事業所：7割以上とする。

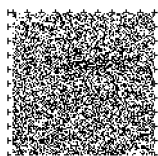
市の考え方

○ 国の考えに基づき、以下の目標を設定します。

項目	成果目標
一般就労への移行者数	就労移行支援事業等※1を通じて一般就労に移行する者 令和元年度実績の1.27倍以上かつ就労系サービスの目標の合計値以上 【令和元年度実績】0人 【令和5年度目標】4人以上
	うち就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者 令和元年度実績の1.3倍以上 【令和元年度実績】0人 【令和5年度目標】2人以上
	うち就労継続支援A型事業を通じて一般就労に移行する者 令和元年度実績の1.26倍以上 【令和元年度実績】0人 【令和5年度目標】1人以上
	うち就労継続支援B型事業を通じて一般就労に移行する者 令和元年度実績の1.23倍以上 【令和元年度実績】0人 【令和5年度目標】1人以上
就労定着支援事業利用者数	就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用する者 【令和5年度目標】7割以上（4人中3人）
就労定着率※2	就労定着支援事業の就労定着率※2 【令和5年度目標】就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上（2か所中2か所）

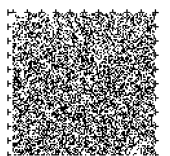
※1 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援

※2 過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合



【目標達成のための取組】

- ・ 「蕨市地域自立支援協議会」での検討をもとに、就労先の開拓はもちろんのこと、雇う側と雇われる側の意向調整や事業所での実習訓練、就労後の定着支援、更には再チャレンジ支援など、一般就労に関わる支援を様々な観点から見直し、就労支援策の充実に努めます。
- ・ 職場環境や仕事内容、人間関係、生活環境などの要因で退職する人も少なくないことから、多様な雇用の場の創出や職場定着支援の充実とともに、就業面だけでなく生活面における支援も総合的に行われるよう、様々な関係機関と連携を図ります。



(5)障害児支援の提供体制の整備等

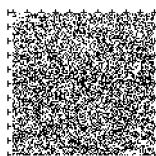
国の指針（考え方）

- ・全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- ・各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

市の考え方

- 市ではすでに児童発達支援センターを設置し、保育所等訪問支援の実施をしています。
- また、医療的ケア児のための協議の場を1か所設置しているとともに、関連分野の支援と調整のためのコーディネーターを令和元（2019）年度より2名配置しています。
- 医療的ケア児への支援について、引き続き検討し、充実していきます。

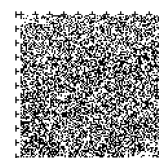
項目	成果目標
児童発達支援センターの設置	令和元年度：1か所 → 令和5年度：1か所
保育所等訪問支援の実施体制	有
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	令和元年度：児童発達支援 0 / 放課後等デイサービス 0 令和5年度：児童発達支援 1 / 放課後等デイサービス 1
協議の場の設置	有
コーディネーターの配置	有



【目標達成のための取組】

- ・ 児童発達支援センター、地域子育て支援センター、子育て世代包括支援センター、地域自立支援協議会とも連携しながら、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場において支援策を検討します。
- ・ 子どもの発達に課題や不安を持つ保護者が増えていることから、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保していきます。
- ・ また、障害のある人の家族の不安解消を図り、適切な相談支援を行うため、ペアレントメンターの養成支援をおこないます。

項目	活動指標（令和 5 年度）
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム受講者数	2人
ペアレントメンターの人数	1人
ピアサポート活動への参加人数	5人



(6)相談支援体制の充実・強化等

国の指針（考え方）

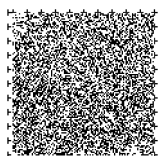
- ・各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保する。

市の考え方

- 日常生活の悩みや不安、様々な制度やサービスの利用、申請の援助など、総合的なワンストップ窓口として基幹相談支援センターを設置しています。様々な障害福祉サービスや資源とも連携し、総合的・専門的な相談支援や地域の相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保します。

【目標達成のための取組】

- ・ 基幹相談支援センターにおける相談機能、地域の相談支援機関それぞれの役割と連携方法を整理し、相談支援体制の充実と周知を図ります。
- ・ 様々な相談機関がある中で、アンケート結果からは、「どこに何を相談したらよいかわからない」という声も示されています。各機関の役割を明確にし、周知・啓発を行うとともに、適切に相談員を配置していきます。
- ・ 相談支援事業所を充実させるため、人材の育成支援や専門的な指導助言を行うほか、社会的基盤の整備の実情を的確に把握し、必要な施策を確保していきます。また、これらの取組を効果的に進めるため、基幹相談支援センターや蕨市地域自立支援協議会を有効に活用します。
- ・ 地域の相談支援機関に対しては、困難事例に対する基幹相談支援センターによるバックアップや研修等による人材育成への支援などを実施し、より身近な相談支援体制を強化します。



(7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の指針（考え方）

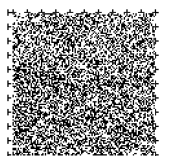
- ・各都道府県や各市町村において、サービスの質を向上させるための体制を構築する。

市の考え方

- 利用者にとって真に必要とされるサービスが提供できるよう、各種研修の活用や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有などを事業所に対して働きかけ、サービス等の質の向上に継続的に取り組みます。

【目標達成のための取組】

- ・ 利用者一人ひとりの状況やニーズに的確に対応できるよう、質の高い支援を安定的に継続することが求められています。
- ・ 県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修へ市職員を参加させます。
- ・ 市や県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修へ市内サービス提供事業所職員の参加を促します。
- ・ 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析し、その結果を活用して事業所と共有する場を設けます。
- ・ 障害福祉サービス提供事業所に対し、定期的・継続的に第三者評価機関による評価を受けるよう、普及啓発を行います。



2 障害福祉サービス等の見込量

(1) 訪問系サービス

【サービスの概要】

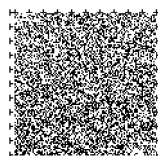
サービス名	内 容
居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出するときに、必要な情報提供や介護を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

【サービス見込量（1月当たり）】

サービス名	単位	令和元年度 (実績値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間数	2,609	2,640	2,760	2,890
	人数	113	110	115	120

【見込み量を確保するための方策】

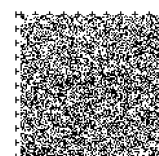
- ・ 相談支援の充実によるサービス利用者の増加のほか、施設や精神科病院からの地域移行の促進による在宅サービスの増加に対応できるよう、事業者に対し情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。
- ・ 特に、重度障害のある人や精神障害のある人に対する「重度訪問介護」や「行動援護」、「重度障害者等包括支援」のサービス提供事業者が不足しているため、今後事業者にも参入促進を依頼していきます。



(2) 日中活動系サービス

【サービスの概要】

サービス名	内 容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な人に、就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

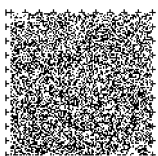


【サービス見込量（１月当たり）】

サービス名	単位	令和元年度 (実績値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人日分	1,139	1,496	1,540	1,584
	人数	64	68	70	72
自立訓練 (機能訓練)	人日分	25	44	44	44
	人数	2	2	2	2
自立訓練 (生活訓練)	人日分	53	110	110	110
	人数	2	5	5	5
就労移行支援	人日分	420	600	700	800
	人数	20	30	35	40
就労継続支援 (A型)	人日分	399	450	486	522
	人数	24	25	27	29
就労継続支援 (B型)	人日分	1,178	1,870	1,914	1,958
	人数	64	85	87	89
就労定着支援	人数	8	10	12	14
療養介護	人数	9	9	9	9
短期入所 (福祉型)	人日分	278	315	350	385
	人数	40	45	50	55
短期入所 (医療型)	人日分	1	1	1	1
	人数	2	2	2	2

【見込み量を確保するための方策】

- ・ 生活介護事業の提供体制の確保については、市の重要な課題として認識し、市の施設を利用して実施します。
- ・ 短期入所事業については、近隣の事業者との連携を強化して供給体制を確保します。また、補完的事業である夜間保護事業の充実に努めます。
- ・ 自立訓練等の専門的なサービスを利用できる施設は限られているため、障害保健福祉圏域での活動の場の確保を図ります。
- ・ サービスの提供に向けて、事業所の移行等の情報収集に努めるとともに、広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促します。



(3) 居住系サービス

【サービスの概要】

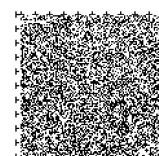
サービス名	内 容
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力、生活力等を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護等、日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【サービス見込量（1月当たり）】

サービス名	単位	令和元年度 (実績値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人数	0	1	1	1
内、精神障害者の自立生活援助	人数		1	1	1
共同生活援助	人数	42	50	52	54
内、精神障害者の共同生活援助	人数		25	27	29
施設入所支援	人数	44	47	47	47

【見込み量を確保するための方策】

- ・ 当事者団体や関係者と協力し、市内のグループホームの設置・運営を支援します。
- ・ サービス提供が必要になった際に十分な量が確保できるよう、利用意向に注意しつつ、障害保健福祉圏域でのサービス提供事業者の活用を図ります。
- ・ また、市内または近隣市で活動する社会福祉法人やNPO等の動向の把握に努め、市内におけるグループホームの設置を呼びかけていきます。
- ・ 施設入所支援を真に必要とする障害のある人の状況を勘案し、障害保健福祉圏域での調整を行うとともに、同圏域での情報提供や相談など提供事業者の確保に取り組みます。



(4) 相談支援

【サービスの概要】

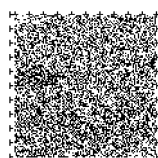
サービス名	内 容
計画相談支援	障害のある人が障害福祉サービス等を利用する際に、サービス等利用計画などを作成し、サービス提供事業者との連絡・調整、モニタリングを行います。
地域移行支援	入所施設に入所している障害のある人又は精神科病院に入院している精神障害のある人について、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。
地域定着支援	居宅で単身等で生活する障害のある人であって、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時の支援体制が必要と見込まれる者について、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に緊急訪問や緊急対応等の各種支援を行います。

【サービス見込量（1月当たり）】

サービス名	単位	令和元年度 (実績値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人数	47	60	62	64
地域移行支援	人数	0	1	1	1
内、精神障害者の地域移行支援	人数		1	1	1
地域定着支援	人数	0	1	1	1
内、精神障害者の地域定着支援	人数		1	1	1

【見込み量を確保するための方策】

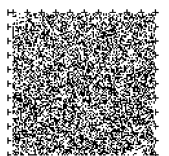
- ・ 相談支援事業所を充実させるため、人材の育成支援や専門的な指導助言を行うほか、社会的基盤の整備の実情を的確に把握し、必要な施策を確保していきます。また、これらの取組を効果的に進めるため、基幹相談支援センターや蕨市地域自立支援協議会を有効に活用します。
- ・ 計画相談支援については、市内の介護保険事業所に対しても特定相談支援事業所の指定を促すとともに、他市の事業所の参入を促すなど、サービス提供事業者の拡充を図っていきます。
- ・ 地域移行支援、地域定着支援に関しては、制度の周知や在宅の受け皿となる提供事業者の確保に取り組んでいきます。



(5) 障害児通所支援

【事業の概要】

事業名	内 容
児童発達支援	障害のある未就学児に対して、日常生活における基本動作の指導や、知識技能の付与、集団生活への適応のための訓練等を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹機能に障害のある子どもに対して、日常生活における基本動作の指導や、知識技能の付与、集団生活への適応のための訓練等の支援や治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害のある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、学校教育と相まって自立を促進するとともに、放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	障害のある子どもが通う保育所等に訪問し、子どもや職員に対して、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度障害のある子どもで、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な場合に、居宅を訪問して児童発達支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する際の利用計画の作成から、利用後のモニタリングを一定期間ごとに行うなどの支援を行います。
医療的ケア児に対するコーディネーターの配置	地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案し、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。

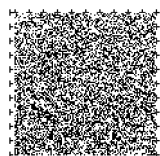


【事業の量の見込み（1月当たり）】

サービス名	単位	令和元年度 (実績値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人日分	550	636	756	876
	人数	38	53	63	73
医療型児童発達支援	人日分	0	10	10	10
	人数	0	1	1	1
放課後等デイサービス	人日分	1,573	1,320	1,380	1,440
	人数	80	110	115	120
保育所等訪問支援	人日分	19	12	16	20
	人数	4	6	8	10
居宅訪問型児童発達支援	人日分	0	1	1	1
	人数	0	1	1	1
障害児相談支援	人数	37	35	40	45
コーディネーターの配置	実人数	2	2	3	3

【見込み量を確保するための方策】

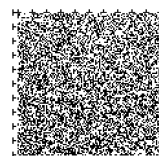
- ・ 障害児通所支援のサービスを必要とする人がサービスを利用できるよう、提供事業者の確保とサービス提供体制の充実に努めます。
- ・ 障害児相談支援についても、計画相談支援事業同様、市内事業所に対して特定相談支援事業所の指定を促すとともに、他市の事業所の参入を促すなど、サービス提供事業者の拡充を図っていきます。
- ・ 地域の障害のある子どもやその家族への相談、障害のある子どもを預かる施設への援助・助言を行う地域の中核的な療育支援を行う児童発達支援センターを中心に、子ども・子育て支援事業計画における施策との整合を図りながら、地域における療育支援の体制整備について検討します。
- ・ 急増する医療的ケアが必要な子どもには、関連機関を調整する専門知識を持ったスタッフが必要であり、地域全体で医療的ケアが必要な子どもを支えるため、コーディネートを行う相談支援専門員を配置し、必要なサービスが受けられるよう支援します。
- ・ 主に重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保することを検討します。



(6)地域生活支援事業

【事業の概要】

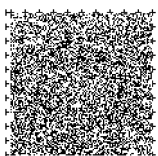
事業名	内 容
理解促進研修・啓発事業	障害のある人に対する理解を深めるための研修や啓発(イベントや教室の開催、パンフレットの配布等)を地域住民に対して行います。
自発的活動支援事業	地域における自発的な活動を支援することで「心のバリアフリー」の推進及び共生社会の実現を図ります。
相談支援事業	障害のある人やその保護者等からの相談に応じ、必要な情報提供等を行います。また、地域自立支援協議会相談支援部会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障害者又は精神障害者であり、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である人について、後見人等の報酬等の経費の一部について助成を行います。
意思疎通支援事業	障害により意思疎通を図ることに支障のある人に、手話通訳や要約筆記により、意思疎通の円滑化を図ります。
日常生活用具給付等事業	障害のある人に対し、日常生活用具を給付することで、日常生活の便宜を図ります。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害のある人等との交流活動の促進等の支援者として期待される手話通訳者の養成・研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行い、自立生活及び社会参加を促します。
地域活動支援センター事業	障害のある人に相談支援事業を総合的に行うとともに、機能訓練、社会適応訓練、創作活動の機会、食事、入浴サービスなどを提供します。



【事業の量の見込み（年間）】

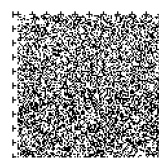
事業名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業		実施	実施	実施
自発的活動支援事業		実施	実施	実施
相談支援事業				
障害者相談支援事業 基幹相談支援センター 基幹相談支援センター等機能強化事業 住宅入居等支援事業	障害者相談支援事業	3 か所	3 か所	3 か所
	基幹相談支援センター	実施	実施	実施
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施	実施
	住宅入居等支援事業	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業 ※実利用件数		2 件	2 件	2 件
成年後見制度法人後見支援事業		無	無	無
意思疎通支援事業				
手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ※実利用件数	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	310 件	330 件	350 件
	手話通訳者設置事業	1 人	1 人	1 人
日常生活用具給付等事業 給付等件数				
介護・訓練支援用具 自立生活支援用具 在宅療養等支援用具 情報・意思疎通支援用具 排泄管理支援用具 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	介護・訓練支援用具	1 件	1 件	1 件
	自立生活支援用具	6 件	6 件	6 件
	在宅療養等支援用具	4 件	4 件	4 件
	情報・意思疎通支援用具	8 件	8 件	8 件
	排泄管理支援用具	1,400 件	1,400 件	1,400 件
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	1 件	1 件	1 件
手話奉仕員養成研修事業 ※養成講習修了人数		3 人	3 人	3 人
移動支援事業	実利用者数	780 人	780 人	780 人
	延利用見込時間	14,500 時間	14,500 時間	14,500 時間
地域活動支援センター	市内センター利用	150 人	150 人	150 人
	市外センター利用	2 人	2 人	2 人
訪問入浴サービス事業		24 件	24 件	24 件
更生訓練費給付事業		132 件	144 件	156 件
日中一時支援事業		250 件	262 件	274 件
社会参加促進事業				
自動車運転免許取得助成事業		1 件	1 件	1 件
自動車改造助成事業		2 件	2 件	2 件

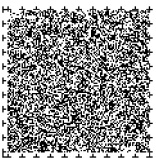
※数値は特に断りのない限り各年度延件数



【見込み量を確保するための方策】

- ・ 市内の委託している相談支援事業所に相談支援専門員を増員するよう要請していきます。
- ・ 一般的な相談支援事業に加え、専門的職員（社会福祉士、精神保健福祉士等）を配置することにより、市内の相談支援事業者の体制強化を図ります。
- ・ 蕨市地域自立支援協議会や各専門部会での協議をもとに、より困難なケースや権利擁護への対応ができるよう、関連機関との連携強化に努めます。
- ・ 成年後見制度利用支援事業については、基幹相談支援センターや相談支援事業所との連携を密にして、制度の利用が必要な人の把握や支援を行います。
- ・ 従来から手話通訳者派遣事業及び手話通訳者養成事業、要約筆記者派遣事業を行っており、引き続き十分な対応ができるよう実施していきます。
- ・ 日常生活用具給付等については、引き続き障害のある人のニーズにあった種目の適正な給付・貸与を行っていきます。
- ・ 介護給付費の事業では対応できない移動サービスに対して移動支援事業を行っています。引き続き必要な方に実施します。
- ・ 日中一時支援事業については、短期入所の日中預かりの受け皿として実施しています。介護給付・夜間保護事業との調整を図りながら、提供事業者の確保とサービス提供体制の充実に努めます。
- ・ 社会参加促進事業として、自動車運転免許取得助成事業及び自動車改造助成事業を引き続き実施します。

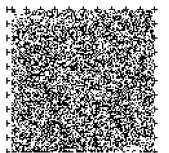


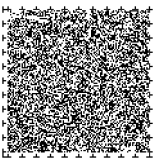


第 6 章

成年後見制度の利用促進

（蕨市成年後見制度利用促進基本計画）





1 計画策定の背景と趣旨

成年後見制度は、認知症や知的障害、その他の精神上的の障害などにより判断能力が十分でない人の権利を守り、その人の望む生活や財産を法律的に保護するための制度であり、高齢者サービスが措置から契約へと変わった介護保険制度の導入とともに、平成 11(1999)年の民法の一部改正により、平成 12(2000)年から始まりました。

社会の高齢化が進み、認知症や障害があることにより日常生活や財産の管理等に支障がある人を社会全体で支え合うことは喫緊の課題となっています。成年後見制度はその重要な手段の一つですが、まだ十分に利用されていないのが現状です。

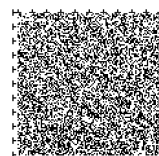
また、身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用がなされている場合もあるなど、成年後見制度の利用者がメリットを実感できていないケースも多く、さらには制度の理解不足などからくる不正も指摘されています。

こうした状況を踏まえ、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成 28(2016)年 5 月に施行され、翌 29(2017)年 3 月に、国の「成年後見制度利用促進基本計画」が策定されました。

これにより、利用者がメリットを実感できる制度運用へ改善を進めるとともに、市町村は、地域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとされました。

蕨市においてはこれまで、地域包括支援センターや蕨市社会福祉協議会が中心となり、専門職や関係者と協力しながら、市内の権利擁護事業、成年後見事業を推進してきました。しかし、各機関の取組は各々の専門職にゆだねられており、必ずしも市全体にそれらの取組が共有され、広がっているものではありません。

今後、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者、親亡き後の支援が必要な障害者等の増加が見込まれる中、成年後見制度の必要性はさらに高まっていくと考えられます。たとえ支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域の中で、その人の望むその人らしい生活を支えていくことができるよう、関連する施策を総合的・計画的に展開するため、「蕨市成年後見制度利用促進基本計画」を策定します。



＜ 成年後見制度について ＞

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などによって判断能力が十分ではない方を保護するための制度です。

大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。また、法定後見制度は、「成年後見」「保佐」「補助」の3類型に分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じて本人保護を図る制度です。

区分	対象となる方	援助者	
成年後見	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	成年後見人	監 督 人 を 選 任 す る こ と があります。
保佐	判断能力が著しく不十分な方	保佐人	
補助	判断能力が不十分な方	補助人	
任意後見	本人の判断能力が不十分になった時に、本人があらかじめ締結した任意後見契約にしたがって任意後見人が本人を援助する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任した時から、その契約の効力が生じます。		

法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。

また、選任される成年後見人等については、第三者である専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士、その他の法人後見機関など）が後見人等になる場合と、家族などが親族後見人として選任される場合があります。

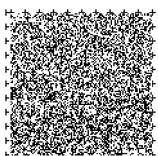
◎ 家庭裁判所ホームページ及び法務省ホームページより参照作成

＜ 成年後見制度の利用の促進に関する法律の概要 ＞

平成 28（2016）年 4 月 15 日公布、同年 5 月 13 日施行。

成年後見制度の理念の尊重（ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視）、地域の需要に対応した成年後見制度の利用の促進、成年後見制度の利用に関する体制の整備の3つを基本理念とし、地域住民の需要に応じた利用の促進、地域において成年後見人等となる人材の確保、関係機関等における体制の充実強化、関係機関等の相互の緊密な連携の確保など 11 項目を基本方針として掲げています。

同法においては、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国は「成年後見制度利用促進基本計画」を策定すること、また市町村は国の基本計画を勘案し、市町村計画の策定に努めることとされています。



2 計画の位置付け

- ・この計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条に基づく「市町村計画」です。
- ・この計画は、成年後見制度の利用の促進に関する市の施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものであり、国の「成年後見制度利用促進基本計画」の内容を勘案して策定されています。

3 計画の期間

- ・この計画の期間は、蕨市障害者計画の計画期間を考慮し、令和 3（2021）年度から令和 8（2026）年度までの 6 年間とします。
- ・なお、国・県の行政施策の動向、社会情勢や制度の変化、計画の進捗状況により、必要に応じて見直しを行うこととします。

4 計画の基本的な考え方

（1）基本的な考え方

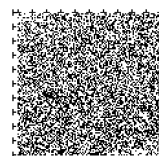
蕨市障害者計画の理念である「障害のある人となない人が、地域でともに支え合うまち わらび ～ すべての人が住み慣れた地域で尊厳を持って安心して暮らせるまちづくり ～」を踏まえ、障害があっても、認知症になっても、どのような状態になっても、本人の意思が尊重され、安心して暮らし続けられるまちづくりを進めます。

（2）基本方針

国が示す基本理念は次の①～③のとおりです。

市では国の理念に基づき、地域の実情に応じて成年後見利用の促進を図ります。

- ①個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活の保障
- ②自己の意思決定支援の重視と自発的意思の尊重
- ③財産管理のみならず、適切な身上の保護



(3) 今後の取組目標

成年後見制度の利用促進を図るため、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を目指し、次の項目を目標として推進します。

①利用者に沿った制度の運用

財産管理だけでなく、意思決定支援・身上保護を重視した適切な成年後見人等の選任や、利用者の意思決定支援を念頭においた成年後見人等と本人の支援関係者との「チーム」が構築できるよう、ケース会議等の既存の支援の枠組みを活用して実施できるよう検討します。

②推進体制の整備

成年後見制度の周知や制度利用の相談と促進、成年後見人支援等の機能を整備し、被成年後見人等を適切に支援できる協力体制の構築に向け、地域自立支援協議会や地域ケア会議、地域包括支援センターなどの既存の枠組みを活用した「協議会」や「中核機関」の整備を目指します。

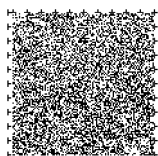
③不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

成年後見人等についての支援策を検討していきます。また、金融機関や診断書を作成する医療機関との連携・協力体制の整備に向け、検討します。

5 成年後見制度を促進するための事業

(1) 成年後見制度に関する広報及び啓発

- 制度を正しく理解することが、誰もが安心して利用できる制度につながることから、様々な機会を捉えて、任意後見制度の周知も含めた成年後見制度の周知活動を充実します。
- 成年後見制度に関する講座を増やすとともに、関係機関や市の関連イベント等も活用し、成年後見制度の周知を図っていきます。



(2) 成年後見制度に関する相談及び手続き支援

- 弁護士による法律相談を活用した相談対応や手続き支援を実施します。
- 市の成年後見制度に関する相談窓口を明確化し、市民及び関係機関への周知を推進します。
- 様々な機関における一般的な相談から、必要に応じて中核となる機関や他の専門機関を紹介することができるよう、相談対応から支援への流れを明確にしていきます。

(3) 担い手の養成と活用支援

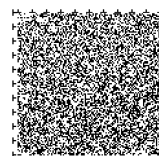
- 地域の高齢・障害分野に関する相談支援員等の活用を検討します。
- 親族後見人への支援内容について、検討します。
- 市民後見人養成研修の実施を検討します。
- 特に障害者分野においては、保護者などの親亡き後、障害のある人の権利や財産が将来にわたって守られ、安心した生活を送ることができるよう、専門支援機関とも連携を図りながら、後見業務を遂行できる法人や人材の育成支援に努めます。

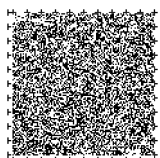
(4) 成年後見制度に係る機関等との連携及び調整

- 既存の推進機関とネットワークを活用し、地域連携の強化に取り組みます。
- 権利擁護の専門機関のみならず医療機関、金融機関との協力体制の構築を目指します。

(5) 市長申立の実施

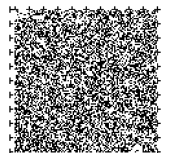
- 市では、申立権者のいない等の高齢者、障害者等が成年後見申立てを必要とした場合、市長が申立て手続きを行う「成年後見市長申立て」を行っています。今後も、必要な方に対して継続して実施します。

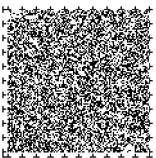




第 7 章

計画の推進





1 計画の推進のために

(1) 障害のある人のニーズ把握・反映

各種の施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容や提供方法などについて、蕨市地域自立支援協議会を活用し、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。

(2) 地域社会の理解促進

障害のある人もない人もともに暮らす地域の実現のために、地域の住民に障害についての正しい理解を更に深めていく必要があります。

社会福祉協議会や当事者団体とも連携し、市民に対する広報・啓発を積極的かつ継続的に行うとともに、各種の交流事業の充実や地域住民の参加を得た福祉活動を促進していきます。

2 推進体制の整備

(1) 庁内の推進体制の整備

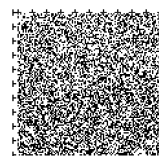
この計画を確実に実施していくために、関連各課や関係機関との連携を更に強化し、庁内の推進体制の充実に努めます。また、すべての職員が、障害のある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、職員の障害福祉に関する知識と意識を高めていきます。

(2) 地域ネットワークの強化

地域における福祉の推進は、行政だけでなく広く住民に期待される役割であり、様々な団体や組織、そして一人ひとりの住民の参加が不可欠です。

住民や関連機関との連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

更に、蕨市地域自立支援協議会を活用し、市内の障害福祉に関する支援体制の確立や、資源の開発・改善に向け、協働で取り組んでいきます。



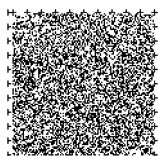
(3) 計画の点検・管理体制

障害のある人やその家族、関係団体との意見交換とともに、計画の進捗状況について調査・把握し、計画の着実な推進に努めます。

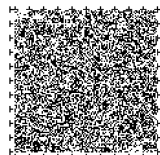
(4) 国・県との連携

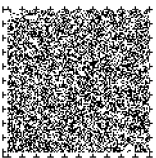
障害のある人の地域生活を支える様々な施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくありません。このため、国や県の新しい動向を注視しつつ密接な連携を図りながら施策の推進に努めます。

また、地方公共団体の責務として、住民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い制度に向けて、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。



資料編





1 蕨市障害者計画等策定懇談会設置要綱

（設置）

第1条 蕨市における障害者計画（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定により定める計画をいう。）並びに第6期障害福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定により定める計画をいう。）及び第2期障害児福祉計画（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定により定める計画をいう。）の策定（以下「計画の策定」という。）について、広く市民等の意見を聴くため、蕨市障害者計画等策定懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

（組織）

第2条 懇談会は、委員12人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係者
- (3) 保健医療関係者
- (4) 公募による市民
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

2 懇談会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第3条 懇談会は、会長が招集し、その議長となる。

2 懇談会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第4条 懇談会の庶務は、健康福祉部福祉総務課において処理する。

（委任）

第5条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

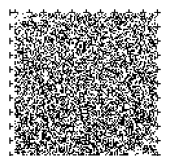
附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、計画の策定が終了した日限り、その効力を失う。

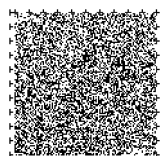


2 蕨市障害者計画等策定懇談会委員名簿

(順不同)

NO	委 員 名	所 属 分 野	所 属 団 体
1	◎ 寺久保 光良	学識経験者	元・山梨県立大学
2	○ 鹿子木 順子	福祉関係者	蕨障害児（者）を守る会
3	貫井 新司	福祉関係者	蕨市身体障害者福祉会
4	彦根 恵美子	福祉関係者	蕨市視覚障害者協会
5	成田 昇	福祉関係者	蕨市聴覚障害者協会
6	小川 君子	福祉関係者	蕨・戸田地区精神保健福祉家族会 雑草クラブ
7	島崎 利行	福祉関係者	(福) 戸田蕨福祉会 あすなろ学園
8	須藤 由美	福祉関係者	(福) 蕨市社会福祉協議会
9	木戸 和行	保健医療関係者	埼玉県南部保健所
10	高田 友子	福祉関係者	蕨市民生委員・児童委員協議会連合会
11	坂 美代	公募委員	
12	吉崎 藍	公募委員	

◎会長 ○副会長



3 蕨市障害者計画等策定庁内連絡会設置要綱

(設置)

第1条 蕨市における障害者計画（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定により定める計画をいう。）並びに第6期障害福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定により定める計画をいう。）及び第2期障害児福祉計画（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定により定める計画をいう。）の策定（以下「計画の策定」という。）について、調査研究するため、蕨市障害者計画等策定庁内連絡会（以下「庁内連絡会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 庁内連絡会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に必要な調査、研究及び連絡調整に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 庁内連絡会は、会長、副会長及び委員若干人をもって組織する。

- 2 会長は健康福祉部長を、副会長は健康福祉部福祉総務課長をもって充て、委員は職員のうちから市長が任命する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 庁内連絡会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 庁内連絡会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 庁内連絡会の庶務は、健康福祉部福祉総務課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、庁内連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

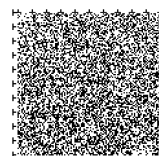
附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

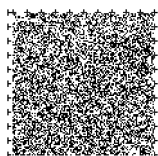
(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、計画の策定が終了した日限り、その効力を失う。



4 蕨市障害者計画等策定庁内連絡会委員名簿

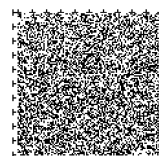
NO	委 員 名	職 名	備 考
1	根津 賢治	健康福祉部長	会長
2	安治 直尚	福祉総務課長	副会長
3	白鳥 幸男	財政課長	
4	小柴 正樹	市民生活部次長 (安全安心推進課長)	
5	鈴木 啓文	商工生活室長	
6	福田 望	児童福祉課長	
7	岡田 陽一	介護保険室長	
8	石丸 岳広	健康福祉部副参事 (保健センター所長)	
9	丸山 友之	まちづくり推進室長	
10	原田 卓治	教育委員会次長 (学校教育課長)	

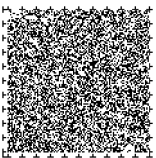


5 計画策定経過

年月日	会議名等	審議内容等
令和2年5月26日(火)	第1回策定庁内連絡会 (書面開催)	・ 障害者計画等の策定等について ・ アンケート調査票(案)検討
	第1回策定懇談会 (書面開催)	
令和2年6月26日(金) ～7月17日(金)	アンケート調査実施	・ アンケート調査 (身体障害者・知的障害者・精神障害者・ 児童通所支援利用者・一般市民)
令和2年7月30日(木) ・ 8月7日(金)	団体ヒアリング	・ 5団体から意見聴取
令和2年8月20日(木)	第2回策定庁内連絡会	・ 蕨市障害者計画等の策定について ・ アンケート回収率の報告について ・ 団体ヒアリング実施結果について ・ 障害者計画の実施状況について ・ 第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画の実施状況について
令和2年8月26日(水)	第2回策定懇談会	
令和2年11月6日(金)	第3回策定庁内連絡会	・ アンケート調査の結果報告について ・ 蕨市障害者計画の素案について ・ 第6期蕨市障害福祉計画、第2期蕨市障害児福祉計画の素案について
	第3回策定懇談会	
令和2年12月1日(火) ～12月21日(月)	パブリック・コメント	・ パブリック・コメント実施
令和3年2月17日(水)	第4回策定庁内連絡会 (書面開催)	・ 障害者計画、第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画(案)の最終確認
	第4回策定懇談会 (書面開催)	

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、第1回、第4回は書面により開催。

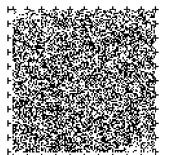




蕨市障害者計画
第6期蕨市障害福祉計画
第2期蕨市障害児福祉計画

令和3年3月発行

【編集・発行】蕨市健康福祉部福祉総務課
〒335-8501
埼玉県蕨市中央5丁目14番15号
TEL 048(433)7754
FAX 048(444)2949





蕨市